

金を以小板金に易へ小板金を以歩金に易へるに、皆代錢にて出す俗に是を切貨と云大金を切て小金となすと云意也元補是を以其利とす大小の易れるのみにて直に高下なし大小板金の一兩と歩金の一兩少も増減なきに大の方より元錢を出して小を取ひ遣ひよきと大小板金世に行はるゝに因て士人皆元金を出して歩金を取是元補の利にて士大夫以上の害也此中大板金の民間にて常に用ひざる物也小板金の歩金に等く士民の常に用る物なれは是か爲に錢を出す事甚不便成事也且三十年前の金一兩に元錢八文或は十二文成しに近年は三四十文を常にし多き百文に至る士民の害甚し願くは板金を止て歩金一品を行は、元錢を出す事なくして士民の爲に益あらん

當代慶長年中に佐渡の山より金を出す是を取て金幣を造り今に至る迄世に行はるゝ元祿年中國用乏きに因て銀銅鉛錫を雜へて新金幣を造る文に元の字有三品の外に又二朱金を造り一步金を半にして形小さし四品の金皆黄金の眞色を失ひて鍮石の如し是を元祿新金と稱し海内に行ひ慶長の古金を止む此新金既に純金にあらすして偽安きに因て偽造の罪人多く出來る磔罪を被り民間にも此幣の純金にあらざるを賤みて稍く百貨の價を増金の直の役金に減する事なれ共貨物の價貴く成たれは則是金の直の減したる也且偽造の金多く民間に流布して識ざる者の欺きを請たり

文廟此事を深く憂ひ給ひて登極の初より金幣を古へに復さん事を思惟させ給ふ然り元祿金にも銀銅鉛錫を雜へて金とひととふ分成故に是を銘して慶長の古金に等しく純金になさ

んとすれは天下の金幣の數を減すへき事を慮り給ひ古に復す迄の内始て小金幣を造らしめ給ふ元祿の小板金并壹分金を銘して其中の雜物を去て純金を以新幣を造る其形薄く小さくして其重サ故幣の半也則小板金の重サ十貳錢四分一步金の重サ六分貳厘五毛也大板金を未だ改す貳朱金を向後停止し給ふ爲に是を不改寶永の季より此新幣を行ひ元祿金と並んで海内に行ふ小板金の文に乾の字有に因て是を乾金と稱す此幣出てより民間に偽造の者もなく欺きを受る患も無故に民是を便とせり然共其形薄く少にして重サ古幣に半減成を以人情何となく此幣を輕んずる故に其直をのみ減するにてはなく諸物の價を増て賣買し亦此幣の永久に行ふへきあらす慶長の古幣に復す迄の内元祿の惡金を止ん爲に始て是を行はるゝと思へるより久しからすして慶長の古幣に復す乾金の自つから半直に成へしと悟りて漸々に乾金の直を減す諸貨の價を増て古幣に復せる時に損失なき様に計れり下民の練熟成る商賣の利に賢き事士大夫の及ふ所にあらす茲に至て乾金又大に不便也

正徳三年文廟薨し給ひし時大臣を召て金幣を慶長の古に復すへき事を願命し給ふ是より民間に彌乾金の直を減して物價を貴く一兩を以銅錢貳貫六七百文に直するに至れり

章廟の時慶長の古幣に準して亦新幣を造らしめらる大板金を置て先小判金と一步金とを造るを以乾金の字の文を止て大サ重サ悉く慶長の古幣のごとく正徳の末より稍々世に出し行はしむ是を新金と呼て壹兩を乾金貳兩に直一分を乾金貳分に直す乾金壹分の則慶長の半歩に直す半歩の貳朱也慶長の古幣と並て行ふへき由を令せらる此時金幣多品繁雜して民

間甚た不便利也今の國家に及て享保の初より乾金を止并に元祿の貳朱金を廢して專に新金を行はしめらる元祿中に新幣を造りてより慶長の古幣を止められしに世に慶長金と云物の絶て見えざりしに正徳の末に今の新幣を造り慶長の古に復し新古并へ行はしめられしより慶長金世に多く出来はとんと新金と相半せり元祿より已來廿餘年の間何れの所に隠れたりしやらん怪敷事なり慶長の新金に乾金を悉く今の新幣に易しめらるゝといへ共乾金の精金成事を民間に知りたるによりて乾金亦多く隠れたる成へし既にして慶長の幣を以今の新幣に比量すれり古幣の重サ新幣に少減すと云年久敷に因て銷磨して耗損したる也是より又新金を貴して古金を賤むる事に成て藏中に蓄たる古金漸々出して新金を蓄ふると見えたり數年の間に慶長金彌多く成て新金の十分の一也元祿已來廢れたる古幣の金如斯多く出たるを以今の乾金又多隠れたるへしと云事明らか也凡金銀の天下通用の貨幣なれり蓄藏にして隠置へき物にあらず元祿の惡金のとき堅く禁止して世に被行しむ間敷もの也乾金形の薄少成のみにて好金成を是禁して行はされり民間に蓄たるをも出し用る事を得ず改造の時を過つれり新幣に易る事も不叶自ら世の廢物と成て隠る玉土に埋みたるか如し至て惜き事也是世の貨を置くる道也願くは乾金を今の新幣の半直に用ひて前のことく新古幣並へ行はしめられり隠れたる乾金又出来て貨幣世に豐饒ならん是國家の益にして民の利成へし丁未の年より新幣の大板金行て元祿の大板金を止らる茲に至て元祿以來の造改の金幣悉く止て全く慶長の古へに復せり誠に目出度善政也

享保の新金有し時の海内の金幣其半を減すと思ひ過て士民皆是を歎きしを數年を歴て新幣にての半減半の損も見えず民其痛を忘れたり國家の政の誠に口慶を以行ふべきもの也當代の銀幣の國始より以來二品有一ツの銀定二ツに碎易也銀の四錢三分を以壹兩とす碎銀大にひとしからず重サ二三分より四五錢に至るの形豆のことく成故に俗に是を豆板と云銀定の拾兩を一挺とす重サ四拾三錢也俗に挺銀と云錠に大小有て必しも重サ拾兩成にあらず錠銀と碎銀と美惡有に非ず然共錠銀を以碎銀に易れり必錠銀の方より元錢を出す板金を歩金と易るか如し便と不便の故也國初よりの銀幣の純物成しに元銀改造の時に銅鉛錫を雜へて其數多くす文に元の字を印して是を元祿新銀と呼慶長の古銀に比すれり色稍薄し此幣の海内に行れてより古銀を偏止す此幣純銀に非らざるに依て偽造する者起りて士民欺を受る者多し此新銀にて已むへかりしに寶永年中に亦國用置く成て幣の數多くせん爲に銅銀錫を増加して文に寶の字を起して是を寶永の銀と呼元祿の銀を止て寶永の新幣を行ふ其色黒黙にして文に二ツの寶の字印す色彌惡敷民是を賤する事甚し是にても尙已ます其後亦雜物を増加して寶の字三ツ印す其後亦雜物を増加して文に寶の字四ツ印す寶永中に四度造れる銀幣を民間に一寶二寶三寶四寶と號し四寶に至て其色亦黒黙にして鑄を生し銀の本色を失て鉛錫少も異成事なし民是を賤しむ事土石の如し國初より以來の古銀六十錢を以金壹兩に直し一錢を銅錢七八十文に直す常とせしに三寶四寶の惡銀に成てり直大に減して八拾餘錢を以金一兩に直し一錢を四十文計に直す茲に至て士民患甚し當國の金と錢とを以て銀を用る

事稀成故惡銀の害を被る事も輕し京都より西の專に銀を用る故惡銀の害を請る事も甚重し
 偽造も彌多くして士民の患是に過る事なし

文廟大統を繼せ給ひてより大に此事を憂ひ給ひて元祿以來の五等の惡銀を銷し國初以來の
 古幣に復せん事を議せらるる遂にある司に命じて純銀を以古幣のごとく新銀を造らしめらる
 正徳二年より新幣稍々世に行はる其直の古幣のごとくにして一錢を以四寶の四錢に直す三
 寶二寶一寶元祿迄四等の其色の甲乙に隨て當分の増と云を以改造の新幣に直す新幣未だ海
 内に行ふ事成就せざる故に五等の惡銀を未だ廢せず新幣と並行ふ只一種の銀幣に好惡六等
 有て其直も多少不同成故士民是を苦しむ事甚し享保の初に及て元祿以來の惡銀を悉く廢し
 て專に新幣を行ひしめらる茲に至て海内の銀幣減して四分の一に成し故に士民大に苦しめ
 り然共數歳を経て新貨海内に流布せしか漸々に痛も去ていつとなく國初以來の故に復せ
 り是亦日出度善政也銅錢の寬永以來世に多く流布せり元祿年中國用匱きに因て京都にて新
 錢を鑄る事を命せらる其時の有司萩原銅の多く費る事を厭ふて鉛錫を雜へて錢の形を薄く
 小さくす寬文の錢の重サ十分成に元祿寶永の新錢の文にの寬永通寶とあれ共重サの僅に六
 七分也寬永寬文の錢の上古の銅なれ其色黃白蓄て光有元祿寶永の錢の色赤黝して龜相成
 事古今の錢に比すへき物なし是司の者錢の好ても惡敷ても一文のいつも壹文なれ多く銅
 を費し人工を費さん事無用也と思へる也無學にて古へを稽へざる故也錢の賤敷物なれ共天
 下の通用の貨幣にて當時に行ふのみならず後世に遺りて彼の某の時の錢と人の評する物也

周の景王の時大錢を鑄て文を寶貨と有二千二百餘年を経て今の世迄殘れり漢の世の又周よ
 り後なれの錢多く存せり況や漢より以後の錢の又多く有古物の世に存する錢程久しきいな
 し是に依て異國にての錢を鑄事を重んじて銅も上好を撰ひ錢文をの世の能書を撰て書しむ
 唐の太宗の時開元通寶の錢を鑄たるに天下の能書諸良に命じて錢文を書ふめられしと云
 宋の世に大觀通寶の錢文の徽宗皇帝書給へりと云徽宗の天子の能書也是等の隱なき事にて
 他の錢も皆其時の能書の手跡也書體の手跡也書體に篆書隸書八分眞草の諸體有其美成る事
 何も一種の觀也又古錢の銅に銀を和したる故に色青白光有て美也今も古錢を火にて煨は露
 の如く銀浮出る是其證也日本古錢和銅開珍杯の銅も錢文も甚た美にして異國の古錢に不劣
 當代寬文の錢の銅の古に不及のみならず錢の圓郭大きなく文の細く見にくし筆の拙き者
 の書たる故に字形惡く見苦し異國の古錢の云に不及日本の和銅にも準すへき物に不非是等
 の錢さへ若異國に渡り後世に傳り人の笑と成へし況や元祿寶永の錢の古來見も聞も及はぬ
 惡錢にて是を後世に遺されて國家の耻と成事を不知奸惡の吏の國に誤せる事皆是類也寶永
 中亦國用彌匱に因て新に大錢を鑄せしめらる圓經一寸五分計にして面の文に寶永通寶と置
 周郭に永久世用の四字を置たり一文を以て常の錢十文に通用す此錢出で民大に不便利の思
 ひをなし甚是を厭ひ惡む國家嚴令を出して是を行はしむれ共民益用ひす國家彌嚴令を下し
 て是を用ひさらむ者への重刑に所すへき由を告げしめ有司日々に此事を下に令すれども民
 彌是を用ひす茲に因て國家の權力を以強て行はしむる事不能誠に民の情に恨る事の嚴刑に

ても服従せしめ難もの也丁巳の春文廟初て政に是を廢去せられて民大に悦へり然共民間にて物直に此大錢を取て多く蓄藏したる者一時に其貨を失へり正徳の末章廟の時に及て新錢を鑄せしめらる寛永以來の錢を法として文にも寛永通寶とせり然共寛永寛文の古錢に比すれ銅頗劣り文字も彌細く成て數十年を歴て浸滅すへしと思はる其後民間の錢亦少く成て價貴きに依て享保中に亦新錢を鑄せしめらる正徳中の錢と同品也此錢行はれて民間に又錢多く成れり錢少なければ價貴し多ければ賤成る他の貨物のことし凡錢の直は寛永より金壹兩四貫文を以定とす上より賜り下より納るに皆此直を用ゆ然共民間にて金壹兩に四貫八百文以下也多き時の五貫文に至て士人の錢の賤を利とす民間に錢の貴を利とす錢の貴の金の時也錢賤の取へき利をは失はす只士人の米を賣て金を取り以て錢を買錢を以て萬事の用を辨する故に金賤く錢貴ければ用ひ足らず商賈の錢賤ても利を失はさるものと同しからすされ今の政の錢を豐饒にして價を賤くするにあはなし當代寛永以來錢を鑄る事數度に及へるに海内の錢昔より多も成らず新錢を鑄たる五七年の民間に錢豐饒にて廿年の外に出つれの錢又乏しく成て價を増て賣買す其故何と云一ツの火災の時燒失す二ツの民間にて人葬る時六道錢とて錢六文を棺の内に入る、事有六文の僅なれ共海内の民毎日死する者幾千萬と云事を不知棺中に入し錢の土葬すれの土と成火葬すれの灰と成三ツの愚民の富士淺間湯殿等の山に登る者坎中に錢を投入る、事有山を守る者共坎中に入て取出す事不能遂に捨る也四に寺院の佛像を鑄大鏡を鑄る愚俗の男女錢を釜中に投入る、事有亦

近來の銅の價貴して世に銅乏き故に寛文の錢の上好の銅なれは是を集て佛像を鑄る者有以上の四ツの錢の銷亡する道にて諸人の知る所也此外にも人の知らぬ心付ぬ方に銷亡する事有へし予か少き時迄も寛永寛文の錢計也しに元祿已來惡錢出て其後の寛永寛文の錢漸々に少く成て近年の百文の内を見るに元祿以來に惡錢多く有て寛永寛文の錢の僅に十に三ツ也増て永樂以上の古錢の更に甚少し是錢の銷亡する證也國家宣制禁を立て錢の多銷亡せざる様に可有もの也異國にて葬に錢を埋て神を祭に錢を焚水に沈むる類之事有しか後世に錢の形を紙に印して錢と名付て用ゆる也銅錢の銷亡するを惜みての事也近世異國と貨物を交易するに付て銅の異國に渡る事夥し是に依て銅の價甚貴し海内の山に銅を産する所も多けれ共有司の者の人工を経て深く割さる故に銅の出る事少し世用に乏故にもあらぬ其價甚貴き故に新錢を鑄にも費多しされ國家に鑄錢の義なれは有司必銅の乏き事を言ての儀を拒む者昔河越侯信綱執政の時京都の大佛の銅像を毀て寛文の錢を鑄られし其眞の英雄の法わさ也京都の大佛の其時木像を以銅像に易りたり南都の大佛像は其時毀さりし故今も依然として銅也次に鎌倉の大佛像も銅也其餘海内に銅像小さきもの云足らず長サ三丈成物其數を不知近年東都に六地藏の像を鑄たるも長サ一丈六尺と云昔より有像たも無用の物成に今又新に大像を鑄て銅を費す事國家に害也々様の事をなす者の國の米を食ふ蟲也河越侯の如き英雄あらは南都を首として所々大像を悉く毀ち錢を鑄出し其餘銅を國家の諸用に供し其上に嚴禁を立て小像をも妄に鑄事を得せしめず大寺院にても名目巨利にあらず大鐘を

鑄事を許さず小寺院に喚鐘を掛る事を能して有來れる大鐘を悉く毀ち鑄錢以下の諸用に供すへし如斯せの銅の乏からずして國家も民も其利を請へし凡佛法の意の必銅にて佛像を鑄て其功德の勝れるにも非ず木を割出すを朔工するも功德の同前也と云然るを國用軍用に切要なる銅を像に捨る事誠に不知成事也に今もあれ是等の禁令を出されの銅の海内に豐饒成へし又所々の山より銅を出すも有司の者人工の方と錢穀の費とを計て銅を出す事其勞費を償ふにあらされの深く制せよめす是又不知也官家より錢穀民に被下の徒に費に非ず銅鐵の類の少も出れの國の用と成且の民此事に遣はるれ其間食物を得て困窮を免るの喜あり是亦民の利也然の上の費を憚らす出すへき物を掘出して功力をつくす術を行ふへき也

昔の奥州の山より金を出せしか今の出ず慶長の間佐渡の山より金を出して海内の豐饒なりしに是も漸々に少なくなて今の大に減せりと云凡土より生る物の造物の力にて民用を助ける物なれ此山に乏くなれ又彼山に多く生ず是陰陽消長の理にて自然の道也されの海内に今亦金銀の生る山も所々に有へし左様の山を尋て勞費を憚らすして掘出さの金銀亦豐饒に成て元祿寶永のときの惡幣を造るにも及さるへし但是に術有其一ツ云に和州金峰山に名の如く金を生すと云然共山神金を惜み人に與へず若是を掘むとすれの祟をなすと云是の土人の俗話又の山を主とする浮屠の説也世の愚人等是を信して其説を傳誦す國家の官人吏人も多くの愚昧にして河越侯の如く成英雄にあらされの俗を聞ても左も有んと思ひて畏をな

すのみ若或の貧骨に祟を好む輩有て稍々是を試んとすれ危み疑ふ心より國神の祟を受遭て退く是を見聞しての人彌畏れ憚て其後の強て言を出す者もなし金峯山金剛山有馬山の類皆然也外にも多かるへし民用に利有物を空しく土中に隠し置事惜敷事にあらすや是に術有と云の術の道也天地の萬物を生して人を養ふ物也神の聰明正直成者也人能禮を以神を敬への神必人に福を與ふへし無禮を以神に近付の必祟を請る也凡山川にの必神ありされの山川に生する所の寶を求んとするにの必君より重き禮を以神を祭て其物を乞神の云ぬ者なれの言語にて受る事不能ト筮をなして問ふ神其祭りを歡てト筮吉なれ神の許せる也不吉なれの許なき也神の許容せる上の何の危む事もなけれの祟を受る事もなし如斯すれいかなる神山にても入難き事無し是神として敬を致し民人の心を安ふする者也唯今にても朝廷より勅使を立られ重き禮を以神を祭りト筮の是非に任せて可否を決し神の許を得て其産物をとらへ金峰山のみ成らす何れの山にても入らるへし普天の下莫非王土と云君の人神の主也と云國君より國の爲に禮を求んに山川の神何を其寶惜む事有んや誰人無禮を以非道に其寶を奪んとする故に寶を取らざるのみならず却て神罰を受る類也

明治三十五年十一月再校了

近藤 圭 造

本朝寶貨通用之事畧

新井君美撰

金銀銅出し候事

一天武白鳳三年三月對馬より銀を貢す
人皇より四十代曆數千三百十四年を経て我國の銀の始て出たり延喜式に太宰府より毎年銀八百九十兩宛貢と見えしに對馬より出せる所也此後鳥羽堀川の頃迄對馬より銀を出せし由見えたり
一元明和銅元年春武藏國より銅を貢す
人皇より四十三代曆數千三百六十八年を経て我國の銅の始て出たり是より先にも本朝にて銅を用ひられし事共見えたり夫等の皆々外國より來れる處成へし倭國の銅是を始とすれの年號をも和銅とい改らる倭和相通して用ゆ
一聖武天平二十歲三月陸奥國より黃金を貢す
人皇より四十五代曆數千四百九年を経て我國の黃金始て出たり是より先にも皆々外國より來れる所也此時大佛の像を造られしに是を裝るべき料の黃金なければ異朝に求められんとせしに陸奥國より始て黃金を九百兩を貢せしかの悦はせ給ふ事限りなくやかて年號を天平勝寶と改められたり延喜式に陸奥國より毎年砂金三百五十兩つゝ貢せしと有るに世に奥州の貢金を出せしもの也其後後白河の頃迄此貢金の參らせし也
一延喜式に下野國より毎年砂金百二十兩煉金八十四兩宛貢せし由見ゆ此國より金出し始り

未詳にせず

謹按に本朝國關けし始より千餘年を経て我國の金銀銅始て出つ天地の大寶を秘する事も又其代の財用と同しかりし事を思ひはからふべき事か是より後我國の金銀銅出るといへ共事ことに出る所の數少きを以國用のゆたかならざる事亦思ひはかる事有へし

一佐渡國に黃金有る由宇治大納言物語に見えたりされに此國に昔よりありしかと世に是を採るすへを知らざる也近き比はひ上杉謙信入道彼國を攻取しより後の其金を採りて國用を足す太閤秀吉兼てより此事を聞代をあられし後謙信の猶子中納言景勝を奥州に移佐渡の國を押取て金を採られしかと金出すして無程聽せられし慶長九年關ヶ原の事終りし明年より此國の銀出る事夥しとも云計なししかる事我國の古へより聞傳へざる所也同年三月の頃より銀出る事始の如くにあらす是より年々少くなりて或は黃金をもましへ出せり石見國より黃金を出る事其始の不知是も始り出る事多からす慶長六七年の間より出る事多くなれり無程此國の銀を採る事伊豆國より黃金白銀を出す古に此國より出し事も聞えず是も慶長十一年の頃より出て其類大方に佐渡國より出る然共無程出る事多からすして採る事を止られし

一陸奥國南部より黃金出是も慶長十三年の頃出し事殊に多して無程出す

謹按に佐渡石見伊豆奥州の南部より金銀を出せし事古に聞す當家代をあらしめされし

始より出し事本朝の古より終に聞かざる所也是より此かた百年の今に至て我國の金銀萬國にすくれ多くして財用ゆたか成る事ひとり我國の古の例少きのみにあらず外國にも類なき事共也今代の人かゝる事をも不知神祖の恩徳我國萬代の後迄に至るべき御事をも不知口惜き事也亦是に依て我國天地の運慶長五年より新たに開け始りし事をも知りぬさらの聖子神孫よく祖業を守らせ給ひ天下の貴き賤敷各所を得せしめ給ひ、神祖の御後の天地と共に久しかるへき事うらなはずして知ぬへき御事也亦按するに神祖隠れ給ひし後にも爰かしてより金銀出し事代々に聞えしかと其數多からず纔に佐渡薩摩等の地より出す事有る由を申とそ

金銀の制の事

一天武白鳳十三年用銅錢廢銀錢

是より先の代々に物を交易する事米穀絹布白鳳三年我國の銀出しより銅錢を用ひて銀錢を止られし也但此比の銅の外國より來る所成へし

謹按に是我朝にて銀銅を寶貨とせし始也

一元明和銅元年始行乎銀錢銅錢世にははゆ和銅錢也此時より我國の銅にて錢を鑄出し亦銅錢を兼用ひられしなり

一孝謙天平寶字四年鑄新錢此時銅錢を改らる萬年通寶亦銀錢を改鑄らる天平元寶銀錢一ツを以銅錢十に當ツ亦金錢を新に造らる開基勝寶金錢壹ツを以銀錢十に當る

謹按に本朝黄金を以寶貨として通用する事の始か

一稱德則孝謙重祚尊號天平神護元歲更鑄錢神功開寶 一桓武延曆十五年更鑄錢隆平永寶

一仁明承和二年更鑄錢承和昌寶 一嘉祥三歲鑄錢長平永寶

一清和貞觀三年更鑄錢饒益神寶 一貞觀十三歲更鑄錢定錢觀永寶

一字多寬平二年更鑄錢寬平大寶 一醍醐延喜七年更鑄錢延喜通寶

一村上天德二年更鑄錢乾元大寶

此後本朝にて鑄られし事未た不聞皆々異朝曆代の錢を用ひしと見えたり斯て大明永樂の天子太宗の代に及て鹿苑院公方義滿彼國の封爵を請られ其後異朝にして永樂新錢を鑄られしかの我國へも頒賜ふ是永樂錢我國に來りし初なり其後東山公方義政の世に奢侈を好みて國用甚促本りしかの寛正五歲文明七年同十五年三度迄大明の天子に錢を賜るへき由を望請被申にも文明十五年十萬貫をたへ賜りない我國の用足なん歎き被申き其後にいか程迄に我國の財用いとほしかりき

謹按一説に永祿天文の頃より我國にて永樂錢を通用せしと云事有是の永樂一貫文を以て古錢四貫文に當て永樂錢の法にて古錢を用ひ加へしといふ事也

一天正十六年造黄金大判小判

織田殿の財を生ずるの才略おわせしかの國富たり秀吉又其才おわしたれの天下をまろし給ひしより天下の財を聚斂して國用を足されき天正十六年に新たに大判小判等を造らる

但是より三年の前天正十三年の秋に金賦符字とて大名小名に金銀を給ひし事あり金五千枚銀三萬枚さらし其頃既に大判丁銀等の有し也是の古より有しものにて十六年の制との同しからざるを

一慶長四年始造一分判

此年の秀吉薨し給ひし明年にて關ヶ原の前年也思ふに秀吉の末年に此事を工み出されて隠れ給ひし後に功訖りて世に行われし成るへし

謹按已上の皆々當家より前代の事也

一慶長六歳の後に大判小判壹分丁銀豆板等の制改る駿河判江戸判杯云の皆々造られし所を以稱す此外に甲州判と云あり是より後元祿八年迄年々に造り出せし所の金銀の惣數先つ但内外の積りの金七千萬兩銀八十萬貫日程の積りと申か

一慶長十二年十二月止永樂錢用古(京)錢

是より永樂錢法のやみしと云京錢と云の異朝代々の古錢の事

一寛永十三年六月新鑄錢寛永通寶

江戸と近江國坂本と兩所にて鑄らる是よりして本朝の錢ゆたかになりたり猷廟の御恩徳も亦難有御事也是より後寛文年中又新錢を被鑄裏に文の字とある元祿中金銀を改め造らる其後又銀を再び改造られし事大錢を鑄られし事共の人々知る所なれりあるすにおよはす謹按に以上の事共を以先志るへし國家の財用古への艱難にて今の賑富し事共を

本朝金銀銅外國の入り惣數の事

一慶長五歳より前上古よりの事の暫く論せず室町殿より信長秀吉兩代に至る迄西國中國の地より外國の入り金銀の數いか程と云事を不可知は一ツ

一慶長六年の夏交趾の舶來れり其舶に乘し人千二百人也是當家に及て海舶の來れる始也是より正保四年迄四十六年か間我國の金銀外國の入り事いかほどと云事の不知是二ツ

一慶長六年の夏外國の船我國の來り始て寛永元年迄二十四年の間九州の内何れの浦々へも心儘に舶を寄せて商賣したり東國の船も船つきて商賣せし事も有り慶長十四(五)年に上總の大瀧浦に黒船つきたし事有き長崎より外にての商賣を禁せられし事の寛永二年に始められり慶長十四(五)年に上總の大瀧浦に黒船つきたし事有き二十四年か間諸國の浦々にて外國國船商賣せし時取行し處の金銀の數あるへからず是三ツ

一慶長六年より寛永十一年迄三十三年の間御朱印船とて我國の商人とも今の吳服所さもの先祖又ハ富る商人に由る行し也亞馬港ノヒスパン暹羅安南呂宋等の國々に年毎に行て商賣し此外にも私に行きて商ふ事年々に不絶其時に我國の金銀を持行し事其數のいくらと云事を不知是四ツ

一寛永の始迄の今來れる國々の外に交趾占城安南呂宋ノヒスパン、イギリス、カレウタ、イタリヤ亞馬港など云國々より歳々ことに來り商ひしたり其後耶蘇の法をいたく禁せられしより此等の國々來る事を不被免これたの國々へ持行し金銀の數もあるへからず是五ツ一寛永の初耶蘇の法をいたく禁せられしより前かた三四十年か間我國にて其法を信受せしもの共歳毎に其國々の師の許に贈遣し禮物の金銀是ハ商賣の外也いくらと云事を不知是六ツ

一 近年に至て長崎にて商賣の外私の商賣に拔荷云事なり外國は入し金銀の數を知るへからす是七
一 慶長の始より今年に至て對馬より朝鮮は入し金銀の數いくらといふ事を詳にすへからす
是八ツ

一 古へより今に至て薩摩國より琉球は入し金銀の數いくらと云事を詳にすへからす是九ツ
右九ヶ條の事何れも詳にすへからす是等某か愚かなる心附し所也此外にも可有此九ヶ條の外に長崎一所より外
國は入し金銀の數先づ知れし處左の如し

一金二百三十九萬七千六百兩餘正保五年より寶永五年迄凡六十
五年之間外國に入し大數なり

一 銀三十七萬四千二百九十貫目餘正保五年より寶永五年迄六十
五年之間外國に入し大數なり

一 銅一億一萬一千四百四十九萬八千七百斤餘寛文三年より寶永五年迄凡三
十六年之間外國に入し所也

但銅の慶長六年より寛文二年迄六十一年か間の事の分明ならずといふか

謹按に長崎一所より外國に入し所の六十一年か間の大數も右のこととしましてや前に記
せし所のはかりあるへからざる九ヶ條の大數思ひやるへし今暫く法をたて、長崎一所
にて六十一年か間外國は入し大數を以かのはかりあるへからぬ九ヶ條の大數を推し量
に

一金六百十九萬二千八百兩餘慶長六年より正保四年迄四十六年之間に外國
へ入し大積并正保五年より此の惣積也

一 銀百十二萬二千六百八十七貫目餘右金銀の事、正德五年より寶永五年迄長崎一所にて外
國に入し大數と二倍にして兩口を都合せしつりなり

一 銅貳億貳萬千八百九十九萬七千五百斤餘寶永五年迄六十一年か間外國は入し大積并寛永三年よ
り此方の惣數也是寛永三年此方の數を二倍にせし積也

右の慶長六年より寶永五年迄百七歲の間我國の金銀外國に入し所の大數也此大數を以推
す時の外國に入し金の唯今我國に有所の金の數三分一に當れり我國現今新金古金二十萬兩を以
造り出せし所也云云六百十九萬
兩と三合すれハ大
數二千萬兩に近シ

銀の只今我國に有る所の數よりの二倍程多く外國は入しなり我國の中古銀の數四十萬貫目ならず
ハなし云然るに外國に入し數百二
十萬貫目なれハ我國の
銀ハ殊之外に減せし也

但大數の餘程引入れたる積り成へし凡外國に入し所の金銀銅の惣數是よりの猶夥敷事
にや異朝の寶貨古今の事を按するに漢の代程黃金多かりし代のあらすと申傳へたり其
後代々を経て次第に金銀少く成りし程に宋の代の中頃より交鈔といつて我國の紙錢の
如く成るものを用ひて國用を通する事に成りて元朝に至ては專此交鈔に斗を通し用ひ
明朝に及て銅錢を以交鈔に雜へ用ひ今に至れり是漢の代より後にハ金銀銅共に世に出
る事多からぬ故也されハ彼國代々の人の論せし所の凡金銀の天地の間に生る事是を
人にとふれの骨のこどく其餘の寶貨の皆々血肉皮毛の如く也血肉皮毛の傷れきつ、
けども亦生するもの也米穀絹布と初もろく、骨の如きハ一たび打損してぬけ出ぬれハ二度
の器物等皆然なり五行の内木火土水ハ是を採る後にハ二度生するの理なし
生ると云事なし金銀の天地の骨也五行的内木火土水ハ是を採る後にハ二度生するの理なし
血肉毛也金ハ骨なり爰を以上古より漢の代に至る迄探得し後中國の金銀二度生る利なしと亦漢の代にさは
かり多かりし金銀の後の代に及てうせはてし事ハ五胡五代遼金元の代の亂に夷狄の
地にとりゆき亦海外諸國の商賣の爲に失たり我國の昔寛永の頃迄六十餘州の中にて用ひし銅錢ハ皆
異朝の錢也日本一州取來しはかりも夥敷事也まして萬

國に取行し事是ハ異朝にて世の常の事に金銀の箔なきも金銀をかりはむるハ稀也佛像造此等の論によりて我國の事考るに此國開け始りしより後千餘年か間の金銀銅出る事もなく夫等の代にも世のゆたかに治り其後此等の寶貨我國に出しかと其數ハ殊に少なかりし事又千歳に及へり我神祖の起り給ふに至て天地も其功を助けさせ給ひしと見えたり我國の金銀銅の出し事を我國の事ハさてをきぬ萬國の中にかゝるためしを聞す然りとはいへ共我國土の骨一たひ出ぬれハ二度生すへからざる理也此後千萬年を経ても神祖の御時の如くに金銀銅の多く出る事有るへからず漢の代より後漢の事を以てしは然るに夫より後百餘年か間外國に流れ入し所の數かの五胡五代遼金元の代々にとほしき中國の金銀を夷狄の地に取行し數にくらふれハ猶萬々多かるへし斯て此後も今迄の事のことくに毎年十四五萬兩を失ひなり十歳にして百四五十萬兩を失ひ百年にして千四五百萬兩を失ふへし神祖より當代に及はせ給ひて既に百年に及ひぬれハ是より後亦百歳をすくるといふ共四五世の御程にハ不可有されハ聖子神孫十世二十世の御後にハ我國にて用ひ給ふへき金銀銅とほしき事かの異朝の如く成るへし我國昔金銀銅なかりし事千餘年か間の世もゆたかに治りしといへ共其代にハ是代ことの外に上りて人の心も俗もすなは成りしか故也今より百歳千年の後次第に時代も下りて人の心も俗も薄くなりゆかんにハ世にハいかに成るへき事にやすへて異國の物の中藥物ハ人の命を助くへき物なれハ一日もなくて叶ふへからず是より外に世用の衣服翫器

の物に我國開け始りしよりこのかた神祖の御代に始て多く出たりし國寶を失なはんこと返々も惜むへき事也我國萬代の後の代迄の事をおはしめされ神祖の御心をもつて御心となされむに今の時に及て其御心得可有事難有御恵み成るへしさらハおのつから神祖の御後の天地と共に長く久しくおわしまして其世にも民ゆたかに國治りぬへき事掌を見るか如くなるへし

新井筑後守源君美著

天保十亥歲暮春二月白金勤暇之刻於館寫之

安藤藤原正勁藏

明治三十五年十一月再校了

本朝寶貨通用事略終

正徳年中金銀吹替覺書

覺

一新金吹替之儀相止られ候間自今以後古銀元祿銀寶永以後之銀者何も取交候て通用可仕候
若兩替相場之事或の高きに過或の安きに過候て通用差支候様に仕候もの有之者急度御沙
汰可有之者也

正徳二年辰九月廿四日

一今度新銀吹替相止み候付古銀元祿銀寶永以後之銀何も取交通用無滞様に可仕旨并兩替相
場高下に付通用差支不申候様に可仕旨被仰出候趣兩替屋共別て急度相守可申候若自今以
後兩替屋共申合古銀新銀之次第を立相場高下に付通用差支候様に仕候の御詮儀之上急
度可被仰付旨被仰渡奉畏候爲其御帳に判形仕置候以上

正徳二年辰九月廿五日

一金銀之儀元祿以來位も悪敷通用も滞申候金銀者萬國通用之ものに候權現様御定被遊候通
被仰出候(御定被遊候通吹直候様)

右之通秋元但馬守殿被仰渡候

正徳二壬辰十月十四日

被仰出之趣

一上古以來我國にて金銀を生し候事其數無數天下之財用乏候ひし事とも世の人傳承る處

にて候然に東照宮御治世の初慶長七年に及て天運の時至候歟神徳の感しいたされ候故か
天下之寶山一時に開け始る金銀の生し出る事我國の始よりこのかた未其例をきかす是よ
りして公私貴賤の財用豊に事足候而已にわらす我國の外よりも金銀を求むへきため渡來
候國々其數多是によりて又我國の資用も豊に事足り候て今日に至候皆是東照宮の神恩に
わらすとの不可申寶永年中我國に渡來候事を禁かられ候國々多といへとも今に至て年々
に渡來候所も其數猶少からず候を以我國の金銀者萬國之寶にすくれ候事世の人又推ふる
へき所にて候然に慶長以來或の異國の中に流入或の火災之度々に焼失或の神社佛閣衣服
器財のために費やし用所凡九十餘年之間我國之金銀大半を減候故に天下之財用相通し候
事其始に及ひかたく是によりて元祿中金銀之法を造られ我國通用之金銀又其數を倍し候
然れども其金銀之品者東照宮の定置れ候所に大きに及す候によりて工商の類あらたに
造出され候金銀之價を賤し各其利を失ふへからざる事を謀り諸物之價を増加へて商賣
し候に及て諸物之價の年々に貴く金銀之價の年々に賤なり來て終には公私貴賤の難儀に
は至りぬ異朝にしての古より其寶貨の品高下同しからざる事とも候就中中古以來の寶
錢とて紙を以金銀に替候て天下通用せしめ候事今に至之由相聞候元祿以來の金銀たどひ
其品の下り候とも異朝之寶錢にくらふへからず然の我國の四民各其家業を相傳し其財用
を相通し候事東照宮より以來代々の國恩により候所を存候んには金銀之價も左而已の
賤します諸物之價も左のみ貴はすして今日の難儀にも及はしむへからず然とも財を重

し利を争候事の工商の類の習ひに候上のあなからず只偏に其餘公私貴賤の煩と成候今更是非を論するに不可及都て此等の事とも年久敷知召れ候御事に候を以御代之初より常に御心に懸られ候所の金銀の品元のことく諸物之價も平かにいかにもして天下の煩を除へき御本意に候得共凡物一度破れ候儀元のことくになし返しかたき事定れる断にて中にも今日金銀を品を元のことくになしかへされ候んには天下に通用仕來候金銀俄に其數の半を減し天下の人各其家財の半を失ひ工商の類に利を謀り候心は元の如くに候ん、諸物之價の其半を減して商賣し候事も不可有然の金銀の數の今までの半を減し諸物の價貴く候事の今までのことくに候ん、公私貴賤之難儀只今よりの猶甚しきに至候へきか是等之儀によりて卒爾之御沙汰にも及かたく候内に新金之事或の火に逢候ての流れ失ひ或の物にふれ候ての折損し其實を失ひ候事有之由被及聞召止事を不被得先其品を元の如に改造るへきよし被仰出候其形の少しく候事の不可然候へ共金銀之法元のことくになしかへされ候まで天下に通用し候金之數其半を可減事尤以不可然事に有之候歟に候へき然に又新銀之法次第に其品下り候て去年の冬に至て銀にて通用し候國々貴賤の難儀に及候由被聞召殊に不可然事に被思召候を以新銀の造り出候事を停止せられ候此上の尙更に金銀之品元のことくになしかへさるへき事日々に御心を盡され候但天下之寶の天下とともに寶とすへき物にて候上の思召に任て御決定難被遊御事候たとい今日金銀之品を元のことくになしかへされ其數の半を減し候とも慶長以前之代々にくら

へ候て天下の財用猶可成豐事は萬々倍し候へし然る上の天下の貴賤相ともに存候所我國の金銀のすくれ候て萬代之後までの寶とすへき物に候得の反て各其財寶の半を失ひ候とも其品を元のことくになしかへさるへき事に存工商の類も相とも存候所金銀の品のことくなしかへされ候ん、反て其利を失ひ候とも諸物之價は其半を減て商賣仕へき事に候と存候て年來之御本意のことくすみやかに金銀の品を元のことくになしかへされ天下の煩を除れ候へし若天下之貴賤の存所も今日通用之金銀其數の半を減られぬ事も不可然御事と存工商の類も其利の半を失ひ候ん事叶へからずと存候におゐて天下之人ともに其時を御待合可有之候唯何之道にも金銀之事の我國萬代までの爲に東照宮御定被置候法のことくになしかへさるへき御本意候之間天下之貴賤宜此旨を可存之由被仰出者也

長十月十一日

一慶長年中定置れ候金銀之法元祿年中に至て始て其品を被改寶永之初並銀之品被改候を以來諸物之價も年々に高直に成來り世の難儀に及候によりて前御代御治世之初より金銀之品慶長之法のことくになし可被返之由御本意に候といへとも近世以來諸國山々より出來り候金銀之類古來のことくに無之候を以たやすく其沙汰に不被及候所に就中元祿之金者折れ損候付て其通り難用候由を聞召被及先其沙汰在之候其後に至りて寶永之銀も其通難用難溢し候事御聽に達候其故を尋極られ候に及世に通行し候所の銀次第に其品宜しからざる物共出來り候事相知れ早速に銀吹出し候事を停止せられ其事の由來を御糺明之上其

沙汰あるへき御旨に候所既御不例日々に重らせられ候につきて去々年辰十月十一日に以御書付思召の程を被仰出候依之當御代に至り候より以來世の人の申沙汰し候事共をも尋極られ各詮儀之上を以金銀の品慶長の法のごとくになし返さるへき事に儀定せられ候其通用之法引替の定等の事の詳に別紙に相見え候ことくに候此度御沙汰におゐての前御代之御旨によられ天下後代までを以の御事に候上の貴賤貧富を不撰皆々御定之旨を相守其功之終るへき所を宜敷覺悟可有事に候若一身の利潤をはかり候爲に何事よらず其通用相滞候事とも仕出し候に於ての前御代之御旨當御代之御沙汰を犯候のみにあらず天下後代までを罪人たるへきものに候へ急度其罪を糺され候て嚴科に行はるへき事に候是又其旨を相心得候へき者也

正徳四年甲午五月十五日

一 今度被仰付候金銀之品慶長御定のごとくになし返され候事の去々年辰十月十一日御代被仰出候御旨によられ天下後代までを御沙汰に候上の公儀御費用の事等の論するにたらず候雖然近世以來諸國山々より出來候所の金銀むかしのことくに無之候を以元祿以來の金銀等悉皆相改り候までを口月を經へき事に候爰を以其功終り候までの間金銀通用の法を定められ候條條

一 今度被仰付候新金新銀并慶長以來元祿七年までの古金古銀の言及す元祿寶永の金銀皆々是を通用すへし但元祿寶永等の金銀之事公儀之御定に於ての慶長之法のごとくに金壹兩

を以銀六拾目に相當せられ候といへとも内々におゐての歩金分銀等をくわへ候て通用し來り候事の其品々の高下同しからざる故に候然上の是より後も元祿以來品々の金銀を以慶長之法の金銀と其品を同じく通用之事の有へからず候これによつて慶長以來唯今通用之金銀に至まで各其品の高下によりて割合の次第を定められいづれの金銀にも有合候に隨ひて皆々通用し候法を定められ候其割合之次第の別紙に相見え候事

一 何事によらず物の價を定候事の只今通用し候金積りを以其直段を立候て其金銀之事の有合候に隨ひいづれの金銀にも割合の定を以新古之撰なく通用すへき事

附借金借銀之事是又此例に准すへき事

一 御料所御年貢之金銀納を始てすへて上納の金銀等は又唯今通用候金積と銀積を以勘定し其金銀之事の有合候に隨ひ何れにても割合の定を以通用あるへし公儀御用之代金代銀として被下候所も割合之定を以何れの金銀にても用らるへく候世上におゐて上下通用之法皆々此例に准すへき事

一 大判の事の元祿年中に改られ候所も慶長之大判も引くらへに候其品大きに下り候にもあらず折れ損し候事もなく候よりて寶永七年唯今通用之金を被仰付候時も此御沙汰に及はれず候今度におゐても小判壹歩判等相改候以後に御沙汰あるへく候其間の公儀より被下候所も献上の所も其外私に用候所も皆々只今まで用來候以大判を通用あるへき事

一 公儀へ献上之銀并被下候銀之事是又只今通用之銀積りを其銀の事の只今まで用來候銀

にても又の割合の定を以今度被仰付候新銀を用候とも新古の撰なく通用あるへし一枚二枚の馬代等に至りてもこれに可准事

一今度被仰付候新金新銀を以元祿以來品々の金銀引替候事の年を経へき事候によりて諸國在々何々の手寄次第に連々に引替候爲に江戸京大坂三ヶ所におゐて引替所を定置れ引替候ものと相對し割合の定のことく其事の煩なく引替へく候由を相定られ候事

附若用事に就て今度の新金銀を以只今まで通用之金銀に引替度ものにならるては是又割合之定を以其望次第に引替候様に相定られ候事

一今度被仰付候金銀之事者慶長年中より元祿七年までの間通用し候古金古銀の其品相同しく候上の元祿七年以前の古金銀より引替候に不及今度新金銀と相ましへ候て永々通用可有事右之條々今度被仰付候金銀世にあまねく流布し候までの間公私貴賤共に宜遵行有へき者也

正徳四年甲午五月十五日

新古金銀割合次第

一慶長之古金の唯今通用之金に十割増右慶長元古金世上に於て古金と稱す一兩にの兄今通用の金二兩を用ゆへし今度被仰付候新金の則此金と品同しく候故其割増も又是に同じ

附只今通用之銀凡寶永七年以來出來候處世上に於て銀中三寶四つ寶と稱す其差別なく一様に用ゆへし

一元祿之銀の唯今通用之銀に六割増右元祿世上に於て元の元祿と稱す一貫目にて今通用之

銀一貫六百目を用ゆへし

一寶永始の銀の只今通用の銀に三割増右寶永始之銀世上に於て寶の字銀と稱す一貫目にて今通用の銀

一貫三百目を用ゆへし此割合次第の別紙也定書に相見之候ことく今度被仰付候新金新銀世にあまねく流布し候までの間の新古銀を撰はす皆々通用可有爲に定らるゝ所に候就中只今通用之銀の事の慶長の古銀に引くらへ候に其品大きに同じからす候へゝ其品に應し候て割増を定られ候へゝ公儀御費用にも及すして慶長御定之品のことくになし返さるへき事に候得ゝ世の爲におゐてゝ其損失有へき事に候を以てわづかに拾割増之法に定られ候にて其不足の所におゐてゝ公儀御費用を以償はれ候所にて候是則前御代之御旨によられ天下後代までのために御沙汰有之事に候條宜其旨を相守へき者也

午五月十五日

一御料所銀山々外國より出る灰吹銀其外銀道具潰し銀之類古來より銀座之者共買取候處去々々年以來銀座之銀吹不申に付灰吹并潰銀之類所持之者の江戸京大坂奉行所へ達指圖を得銀座へ相渡筈に候然處に此度銀座にて銀吹候間向後の灰吹銀潰銀之類所持之者の奉行所へ訴に不及前々の通銀座へ賣渡可申事

一今度金銀吹替に付江戸京大坂引替所にて元祿以來の金銀引替に付灰吹銀之儀右引替所にて以相對買候筈に候間是又勝手次第賣渡可申候古來より銀座之外への灰吹銀の類の一切買入不申候事に候得とも銀吹替御用中の引替所にては買取候間可存其旨事右之趣相心得

此外猥商賣堅不可仕者也

午九月四日

右之通被仰付候間町中家持裏まで借屋店かりに不殘相觸可申者也
覺

一此間新金銀引替様子相改候由雜說有之新金引替之事相聞候右之說申出候者の早速召捕候
金銀引替之様子相改候事猶公儀の曾て其沙汰無之候間只今までのことく金銀引替相滯へ
からざる者也

十月

右之通被仰出候間町中不殘可觸知候以上

一去頃新金銀通用之法被仰出候時數通之御書付被出就中諸國商人兩替を業とし候輩に別
而の御書付有之候所を評論し兩替の増歩を望剩武家におゐての新金を不被用候故に世上
の通行相滯候由申なし候事等其風聞候急度御穿鑿を遂られ其沙汰可有事に候といへども
當時御法事相續赦宥の御沙汰も有之候に就てははらく其事に及はれず候此後に至ても最
初御書付之次第に違背し候輩におゐて其罪を正され重犯の科に行はるへき事に候間或
の法に背て兩替之増歩を出さる或の故なく諸物の直段を高くし候等の事いふに及はす
何事によらず金銀の通行を相妨候もの之事申出候ものよろしく御褒美之事有へく候由
指わたる所の難儀によりて新金銀の増歩を出し又これら違法之事を存して申出候に及

はす後々に至て相顯るゝにおゐて其罪科も犯人同しかるへきもの也

午十一月

一元祿以來の江戸表におゐて小玉銀通用有之候處に近年に至りて小玉銀其數すくなく候故
に其代りとして專に錢を以通用候によりて錢相場いふに及はす小判切賃にも年々高直
に至諸人の難儀におよひ候依之今度新金銀別而小玉の數を増こまかに吹出され候といへ
ども今に至て新銀小玉の通用古來のことくに無之よし相聞自今以後の金一兩餘の端銀
又の乾の字金一步の代り或の町屋敷等の地代宿代或の諸まよく人の手間料飯米料諸商賣
物小分の代銀等專に小玉銀を相用候様に仕金高等に及候事に至りても金銀相應に相交通
用候様に町中大小諸まよく人諸商賣人相互急度此旨を可相心得者也

正徳五年未四月日

覺

一新金銀追日世上流布し候といへ共未諸國に行渡らす就中東國筋におゐて金銀通用の事
に候處に新金者未遣ひ馴す故に多分の乾字金を以通用候由相聞候江戸中諸商賣物口込候
問屋共各々其荷主共方へ相達新金通用の事におゐて少も損失無之候子細を相心得候様に
仕自今以後諸商賣の代として相渡候金銀の第一に新銀計差出候様に可仕事

一自今以後の商賣の品に隨ひ問屋仲間にて各組合を立置一組に一人宛月行事を相定其月行
事の者より組切の仲間へ集り候元祿以來の金銀を取集日々に引替所へ差出新金銀と可引

替事

一諸問屋組合切に其人別町所并月行事之者をも委細に帳面に記し引替所へ渡置毎月其帳面に引合引替所之様子を相改若懈怠之事有之に於て其組の月行事にいふに不及組合之者まで可爲越度事
右之條々急度可相守候者也

四月

覺

一新金銀追日世上に流布し通用候就中新金銀の江戸表計にて吹替られ兩替屋錢屋等の金銀通用を以家業とし候處去年以來彼者共金引替之次第不審之様子度々に及び殊に乾字金引替の數の少分之事に候自今以後の江戸町中の兩替屋錢屋共或の其もより或の其町切に成共仲間組合を立置組合切に毎月一人つゝ月行事を相定月行事の者より組切に日々に集り候元祿金乾字金取持引替所へ差出し新金と可引替事

一其一組日々引替之金高の組合之人數多少に應し定數を申付候間一組金高之内元祿金乾字金半分つゝ相交可引替之若元祿金之集り方すくなく又の少も集らざる時の乾字金計にても定數の通差出し可引替之組合之者共家名町所付月行事の者の事等委細に帳面に記し引替所へ渡置日々引替候様可遂吟味候間各其旨を可相心得事

一最初御定之金銀増割之外にわつかにても新古金銀之直段を仕出し又の小判切賃等過分之

事に及び候類惣して不審何事に金銀通用之妨を仕出し候者有之候の、其主人手代にいふに及す月行事組合之者までも罪科のかるへからざる事

右之條々急度可相守之新金銀被仰付出初に兩替屋等の事家業とし候もの共へ別而被仰出候趣も有之候上の自今以後違犯輩有之におゐての御宥免之御沙汰聊有へからす候者也

四月

一新金銀追日世上に流布し通用候就中新金の江戸兩替屋共の金銀之通用を以家業とし候處に去年以來兩替町の兩替屋共金引替之次第不審之様子度々に及び殊に乾字金引替之數の少分之事に候自今以後の兩替町の兩替屋とも組合立置月行事壹人つゝ定て引替之事を取はからひ毎日に兩替町の者共新金に引替金高三千兩より五千兩までの間計以し其内元祿金乾字金半分つゝ相交可引替之若元祿金集り方すくなきとき元祿金の集り次第に仕其餘の乾字金を差加へて定數之通に可引替之若又急用に付て定數より多く引替候儀の望次第たるへき事

一今度江戸町中之兩替屋錢屋又の諸商賣者之問屋共よりも元祿金乾字金相交日々に引替候様に申付引替所にても引替に來候人別金高等委細に帳面に記し置候様に申渡候間兩替町の兩替屋とも別て無懈怠引替候様に可相心得事

一爰始御定金銀増割之外にわすかにても新古金銀之間違を仕出し又の小判に切賃等過分之事に及び候類惣して何事によらず金銀通用之さまたけを仕出候もの有之候の、其主人手

代のいふに及す月行事組合之者まで其罪科のがるへからざる事
右之條々可相守之新金銀被仰付候初兩替家業之輩へ別て被仰出候趣も有之候上の違犯
之者におゐての自今以後御宥免御沙汰の有へからす候間急度其旨を可相心得者也

四月

右新金銀御引替通用之儀御觸之書付も被仰渡候御書付以四通之趣體に承届御請負申上候
間町中兩替屋其外諸商賣人共の申に及す家持借屋店がり手代等まで委細申聞せ此旨急度
可相守候若向後新金銀通用之儀違背仕候もの御座候へ、何様の曲事にも可被仰付候爲後
日町中連判之手形差上申候依而如件

正徳五年未四月廿二日

御奉行所

一兩替之者共方へ日々に廻り來候元祿金小紋金上方其外餘國へ差遣候事堅無用仕縱定數之
外たりとも引替所へ差出新金に引替可申候事

一上方筋其外へ遣候金銀を請込候飛脚請負候者又の船問屋等までも此度申付候兩替之者共
より小紋之銀餘國へ遣候へ、一切請込不申其旨出雲守番所へ訴出へき之旨申付候且又兩
替之者手前により仕立飛脚或の荷物等之内差加密々に元祿金小紋金餘國へ遣候者有之候
へ、見及聞及次第訴可出候旨申渡候間其旨を可存事

一此度京大坂兩替屋共當地兩替屋共格を以組合を立定數を究金銀引替候様兩所奉行より申

一付候間當地兩替之者共の別而其旨を可心得候事

一何事に不依金銀之通用有合候に隨ひ新古之撰なく可通用よしに候御定に候所兩替之者共
上方其外より金銀爲替取組候にも新金小紋と差別有之縦上方へ取組候爲替にも江戸にて
の新金を以渡候筈と其定を仕之由風説有之候自今以後爲替にも新金銀を用金銀に品を立
候事堅仕間數事

一借金之事是又最初よりの御定法候之所金銀を以借り候者の小紋金の返濟之筈と品を立候
由是又風儀候御損金にて貸候所新金にて返濟候とも少も其違論なく是に請取其品を立候
事不可仕候事

右之條々急度可相守之金銀通用之次第に最初御定法有之候か又兩替之者共へ別而被仰
出候旨も有之上者兩替のものとも方より新金銀通用に相妨候事仕出候へ、重科罪科に候
條其本人の不及言組之月行事まで過料に可行たへ後日外より相聞といふとも同罪たる
へき者也

乙未十二月

一新金銀追日通行し候に就て只今に至りての世上に相殘所の元祿金其數を減し始之元祿金
通用之事の來々年丁酉十二月を限として其明年戊正月よりの世上之通用一切に可爲停止
候事

一元祿金通用停止の後に至ても或の遠國末々之輩未取盡に不及候も有之候者引替所におゐ

て新金銀引替候事の制外たるへし然といへとも既に通用停止之上の引替之寄合を加へ候事の不可有候事

一 小形金通用之かきり少も此後程なく御沙汰有へく候間元祿金者不及言小形銀引替之事も其心得可有事右今度御沙汰之候元祿以來之銀之事此間准して新銀に引替返しさひしよ被仰出候御書付之趣無違犯新金銀慶長金銀之通用聊も難澁事不可有之者也

乙未十二月

一新金出來候に隨ひ乾の字金も段々引替候に付世上に相残り候員數追日減少候依之乾字金通用之事當酉年より來る亥年三ヶ年を限り翌子年より世上の通用一切停止たるへき事一 乾の字金通用年數終り停止之後に至りて或の遠國末々に至て引替相殘候も有之候の引替所にて新金引替可申事
右之趣國々所々に至て可存其旨者也

酉八月廿日

右御觸之趣承知御請負申上候間乾字金之儀來子年より通用御停止之旨奉畏候并遠國末々引替之儀且又借屋店から裏々まで急度可申間候爲後日町中之連判手形差上申候仍如件

享保二酉八月

御奉行所

明治三十五年十一月再校了

富士山燒之事

寶永四丁亥十一月廿日頃より江府中天^{クモリ}氣曇寒氣甚敷朦朧たるに同廿三日午刻時分いづく共なく震動し電鳴頻にて西より南へ墨を塗たる如き黒雲たなびき雲間より夕陽移りて物すさまじき氣色成か程なく黒雲一面に成り闇夜の如く晝八時より鼠色成る灰を降す江府の諸人魂を消して惑ふ處に老人の申ける此三十八九年以前加様の事有り是の定めて信州淺間の燒る灰ならむと云仍て諸人少心を取直しけるに段々晚景に至夜に入るに隨て彌強く降ふきり後にの黒き砂を夕立の如く降來て終夜震動し戸障子杯も響き裂恐しさとへん方なし惣して晝八ッ過より空暗き事夜の如く物の相色も見え分ぬの悉く家々に燈をとぼし往來も絶々に適通行の人の此砂に觸れて目くるめき怪我杯をせしも有とかや諸人何の所以を不知の是なん世の滅するにやと女童の泣さけふ處に翌日富士山燒候御注進有てこそ扱ひ其砂を吹出して如此ならんと始て人心地を付たりける砂降積る事凡七八寸所に寄一尺餘も積しと事畢て砂を掃除すといへとも板屋などの七八年過候以後迄も風立候折にの砂を屋根より吹落し難儀いたしける由亦翌月より春に至感冒咳嗽一般にはやり家々一人も洩す是に惱ざる其節狂歌に

是やこの行も歸るも風ひきて知るもえらぬも大方の咳

前代未聞の事共也右の刻駿州富士郡より注進之趣

昨廿二日晝八ッ時より今廿三日迄之間地震間も無く三十度程ゆり民家夥敷潰れ申候扱廿

三日晝四時より富士山夥敷なり出富士郡一面に響渡男女絶入仕者多候へとも死人の無御座候然處に山上より煙夥敷卷き出し山大地共に鳴渡富士郡中一面に烟渦卷候故いか様之譯共不相知人々十方を失ひ罷在候晝之内の煙計相見候處夜に入候の一遍に火炎に相成候其以後如何様に成候哉不奉存尤右燒出し候節不取敢爲御注進罷越候故委細之儀の跡より追々可申上候由

右注進の後彌火氣熾に成土砂石礫を吹飛し近國廿里四方へ砂石を降せ申候伊豆相摸駿河の所に寄て貳丈餘も降積り堂社民屋も埋れ勿論田畑の荒れ夥敷日を経て稍々燒鎮ぬ其土砂を吹出せし所穴と成其空の口に大なる山を生す世俗呼て寶永山と號す本海道の方より眺れの右流の半腹に彼塊出來て瘤の如し左計三國無双の名山に此時少き瑕の出來しこそ恨なれ

明治三十五年十一月東京帝國圖書館本再校了

信州淺間燒

嘗聞、天明三癸卯年七月、信州淺間嶽燒の事、六月末頃より其兆有て、七月上旬に至り、夥敷燒出、煙氣東北へ吹覆ひて信濃路より上州の方、特に甚し、仍て信、野、兩國の荒、川々の洪水、今古未曾有と沙汰せり、去ながら此事古來無にしも非ず、延寶天和のころにや、年曆の耽と不考、浩る事有て、江都迄も砂灰を吹飛しぬる由、古老の物かたりを承り傳へぬ、今も信濃路の驛に其時落たりし燒石にて、石垣などを積たる所も有る由也、其後百餘年の其例を聞かず、その時の荒の、いか程の事成しやいさ不知、こたびの咄の、さくも怖しき事なめり、關所なども崩失せ、何の里、かの村、跡方もなく成り人馬の損亡萬を以も算へかたし、木曾路是が爲に久敷通行なし、たとへ、淺間を崩し平均して、地形を築たる程に、驛路高く成ぬれども淺間の却て元よりも高く成たる様に見ゆるとかや、燒出砂石にて、地形堆高くなれるを取捨んとしても、億萬の人足を掛ても、之を爲さん事難く、其上取捨へき捨所もなし、せん方なく之を引平均して、立毛を植付試みるに、焦土燒砂なれ、作毛一切立ず、亡所數限も無となん、粵に上州高崎の才女の著する物を得てひたりに寫す、高崎一箇すらかくの如し、況兩國の事に於てをや、其頃繪圖書付あまた流布せしが、山川村里の名、多端にして、傳寫魚魯の謬り少からず、孰か是なる分かれし、僅に一紙を拾ひて、粵に記す、尙校訂を需なん

雜說に、淺間燒の事、強ちに地怪許とも云難し、是の此山の根方を掘たる故也、其謂の、

以前より此根方を掘て、硫黄を取願の者、毎度公訴すれ共、黄氣を抜時の、山虛に成て變有らん事を鑒給ひ、之を許されず而るに近年願人有りて、御免有し故果して此變あり、是即ち田沼氏の不知によれりと云人有、不知虚實

天明三年卯の水無月の末の九月、小雨降てをやみたれど、猶霧こめたるやうにて、うち散り何やらんと、硯の蓋、扇などに請てみれば灰也、やがて草木の葉にかゝりて、霜の置たるが如し、信濃の淺間がたけもゆるると罵る、さあるとい、伊勢物語にもいひ置、今はたたまさかにもある事なれり、人々見なれて驚かす、文月二日、また降出つ、こたひい(此度)、薄雪のことく、さえ(五)たる月夜のことし、かくある事い豊としのあるしなりと、諺にいふめる茂舌おし、公のいみ給ふとなりなどいふ人もあれど、さしあたりさあるとなければ、いたう心つかふ人もなし、はた五日の午過る頃、また鳴いで、板戸、夜襖に響たれり、又もや灰の降らんと見るに、いかめしき雲の群立覆ひて、乾の方へ靡きたる迄にて、となくて日暮にけり、夜も明て六日の朝まだき起出て見れり、庭も籬も白妙に、木草皆花咲たるとく、雪の朝の氣色にて、いとめつらかなる眺め也、多き驛路なれり、家々より出て、かきよせ擔子にいれ、箱にもり運び入る、空いなごりなく晴て、日影いと暑し、今年の三伏も時ならず涼しかりしに、此儘にて暑さ續きなり、稻葉よく茂りなんと云程に、未の半過る頃、また鳴出る、こたひい(つ)よりも烈し、立出見れり、子午の晴わたり、戌より辰へ、黒雲驟き行先目の果もなし、此煙の行がたのいづこ迄か降らん、遠近人のみやいとかめむとよみしり、かく恐しき雲にあらじ、

思ひにもゆるけふりの立登る程にもありけらしなどいふ内に、雲廣がりて、黄昏過る頃、さらくと降出たるり、夕だちにやと思ふにさもなく砂ふる事夥し、空の烏羽玉の闇の中より、稻妻の颯きわたる、この不怪と云程こそ有れ、雷おとろくしくなりはためき、淺間か嶽より燃上る焔の、柳櫻の散かゝるが如し、夜もすから砂降雷止ず、寐もやらで起明して七日に成ぬ、つとめてみれり、さきの夜ふりたるりあらし白砂高く積りて、板屋の石も見えぬばかりに埋りたり、行來の障りなれりとして、かき集め見れり、門々に時ならぬ雪の山作り出せり、こゝらのまゝりにかうやうのといまだきも傳えず、寶永に不二のやけたるも、かくや有けん、されど境遙に隔つれり、此あたりにかゝる事有とも聞ず、人々打寄て只怪しくといふ中に、午の時半過る頃、俄に日暮たり、空の墨を摺たるやうなるうちより、いと長き稻妻どもの數颯て、はたかみ鳴わたり、頭の上に落かゝるとく、土の底へ響きて、上下にて鳴あひたり、山いよゝゝ鳴とよみ、震動して板戸襖の響きかよひて、はづるはかり鳴わたり、音の夥しともいふ計なし、風も吹かぬにゑもいはず腥き香の時々して、鬼や出くらんと怖るのき、くれまどひて物も覺へず、世にはや盡ぬるにやと思へとせんすべなし、只俯に臥たり、闇路をたどる如く、何のあやめも見え分ず、燈照らして會り居る、適大路ゆく人の、松など燈して行通ふさま、常闇の世となりけり、や、神鳴音も遠く成ようなれり、頭もたげて見れり、南の障子に移りける空の色紅のとく、こゝいかに、此くまた水ならぬ誠の火の雨にてもや降らんと、生たる心地もせず、兎角するうちに、赤き色少しつゝさめて、やうく

人の面、白々と見えて夜明わたり、板戸押開きてみくたしたれい、いまだ時の申の半にぞ有ける、怪しや鬼の惑はずにぞとあきれて眺やれば、空のうすく黄て、雪のふるへき色なるに、なるかみ絶間なし、雨の一滴も落ずた、砂のみ降に降、笠にあたる音響のたばしるとし、さきく、より大きやかなる交れり、いつ迄かうて有ん、かゝる怪しき雲の立時の、よそ人追やるとそとて、七尋ばかりなる伊勢の御被、猶長やかなるおほむぬさにまどひやうのもの、かづきて、何くれの鳴ひてものはやしたてこへをしはり、淺間山の火たきうのをとらむといふ聲喧し、物のかしましと、耳ふさぎ、目おほひなから、光るにも怖ず、夜一夜呼罵りありくに、神も負じと鳴ひき、砂の猶々荒々しくふりくらす、實今宵の星の逢夜なれど、思ひもかけず、只恐しくて、手をつくり額にあて、神佛たすけ玉へと、經よみ、念佛して明るを待、辛うして八日に成ぬ、つとめて見れい、さきのより又あらしくしき砂の黒く黄たるか、高やかに降積たり、板庇撓落、むつかしき住居い、いくらともなく柱をれ、壁代離て傾きたるもあり、忽に倒て、梁下よりかろうじて這出るもあり、是に驚てさはかち神鳴光にもれれれず、屋の棟へあがりて、降つみたる砂をかき落す、黒けふり立てすさまじ、此音に消されて、笠にあたる音のなきの雨になりけりとみれい、大路行かふ人の、蓑も笠も皆まくろ(眞黒)になりたるい、あやしきとよく見れい、ひちりこ(泥)の降也、家にのぼりたる人も、皆小田のさかあたるさまして逃てれかぬ、いつこかはや、泥の海に成たるらんと怖をのゝく、とばかり有て小止にけり、扱拂ひ落せし砂い、軒端ひとしく成て、何地へか搔やらん方もなけれい、其儘大路に

ひきならし、行かふ人の足のひくをみあくる許に成ぬ、其日も暮て、此程夜のめもあひせぬい、人々勞れていとくいねたり、明て九日に成ぬ、やゝ心もちあぬ、されど空の雲もなく、風もなく、臙々として日影も見えず、きのふ残りたる屋根のまさをかき拂ひなぞする内に、いとまろくつやめきたる毛の、四五寸ばかりなる、猶長き八尺にあまりたるふり来て、人毎に拾ふ、其日鳴かみの隙をもとめ、前橋といふ所へ行たるもの逃歸りて、息もしあへず、恐しきとの限をも見つるなぞかたる、實政のわたしの戸根川のせまりたる所にて、常さへ水早く底深くして、色藍よりも青く、岸打浪もくたけ散るほどなれい、少しの風にも舟を出さず、高き所に關をすへて是を守る、行かゝりたるもの、とく舟に乗らんとする時、むかふの關より笠をわけて水上をさし教ゆ、何事にやと見やれい、川の上、二ひろばかり高く、山のやうにうねりて、いとおほきやかなる大蛇、頭並べて押來る、跡をも見えず逃のひて、やうく、高き所に寄てみれい、大蛇にあらで、大木の根なから抜て流るゝにや、たゞすさましくて、よくも見分らず、水の硯の海の色して、三ひろ計なる火石、黒烟うづまひて行中に、幽かに人の聲の今を限りと泣叫びて、波の上に聞ゆるもあり、犬の聲牛を、馬そのおめきて行も聞ゆ、或い家の棟に乗なから流るも、忽水の底に沈むにや、悲しき聲をもして、消果たる、おとこ女數えらず、家の器、數を盡して流れ行、俄に出たる水なれい、ゆくりなく棧も臺に乗なから、腰にきぬをゆひつけたるまゝに、なかれ行、若きおふなの、脊に子を負ひ、前にも抱て、屋の上にあゆたゆたふ、此子助け玉へと、聲を限に叫べども、舟なけれいせんすべなし、すこし岸近くよる

時に、さゝ網と云ものを差出すに、抱きたる子を其中へ投入る、明て又出すに、脊に負たるも投入て、女の手を合せて拜みけり、其母をも助けんと流れに添ひ、十歩計り行に、火石ながれて押かゝり家共に波のそこに押沈めらる、次第に泥押來り、川も岡もひとつになり、矢を射る如き、早瀬の水、少し靜かに見えたり、坤軸と云もの碍て、世界一度に泥の海となる時の來ぬらんと、肝魂も消果て、腰拔立もあからず、左計怖しき中に、若き男の、老たる母と、いはけなき子を二人連たるが、子を捨て母を負ひ、川中へゆく時、母聲を揚て、我を捨て子供を助けよと泣叫ぶ、折しも長櫃流れ來る、母を櫃の上に乗せ、手を合せ拜みて立歸り、念なふふたりの子を肩に乗せ、波を踏て走り來る、近く成と、岸の上に投上て、母の跡を慕ひ口うちてゆく勢ひ勇ましう、その志の天にや通じけん、辛うじて追付て、母をも助けり、是を見るに、少し息出たる心地して立あがる、又若き女の稚子を抱て、浮ぬ沈ぬ流れ來る、岸近く成たれと上り兼たり、此子の早死したると見えて、河へ打捨て、女の這上り、聲をはかりに泣臥たり口身にまさる物なかりけんみどり子のやらむかたなく悲しけれどもと、かゝる事をやとさくに涙もとゝまらず、此國はかゝる水の出る事、いつこならん、草津のあらねといふ山のぬけたりけんなどいふうちに、ひと日ふたひも過ぬ、河原湯といふ所へ行たる人歸り來て、ふしぎにも命助かりて、爰まで参りきぬ、語るとも人誠と思ひ給ひじ、水にて家の焼るとい、昔よりもいまだ聞侍らず、其淺間山水無月の末より、時々焼たるに、子の方より焼て、震動する事、數の雷群て落るか如く、大きな火石、二十三十飛揚る、二尋三尋揚て落、下よりの飛揚

り中にてうちあひ碎き散る、五尋七尋の火石とび出ると等く、硫黄流れ出て、泥押出し、山河艸木其儘に動搖して流れ行、其中に火石燃上り、七尋八尋の大木に火移り、天を焦し、土を動かして焼ひろこり、押行道の村里家居草木みな焼失ぬ、泥の高き七八尋岡の上五六尋、川邊の二尋三尋も有とかや、泥に埋れ火に焼れ、水に溺れて死するもの、此あたり見るだに筭ふべからず、知らぬあたりにうせたる人、いく千萬ならむ、牛馬も泥のうちより頭ばかり指出し、死ざるものも稀にのあれども、助くる事叶はず、水ならねば舟ゆかず、泥深ければ人行事叶はず、適淺き所有ても、火石の煙止されぬ、あつくして足をいる、事ならず、焦熱大焦熱の苦しきも斯やと見ゆ、此折しも小笠原さかみのきみ、御國もとへおひします、うすむたうけのふもと、松井田の驛にやどり給ふ、其明る日牧野遠江の君と聞えし御かたも、此道に行掛り玉ひて、ひとつ驛隔て、安中といふむまやに宿り給ふ、さらぬだに嶮しき、うすむの坂、砂石ふり埋みて、人のゆき、も絶たれぬ、爰に六日止り給ふ、扱有へきならぬ、召連給ふ人して、石砂を拂ひ、道造り給へとも、駒の蹄も立されぬ、歩行よりにて、越給ふあやしの賤も通ぬ、道を、さるやんとなき御方く、の、路馳玉はぬ山坂を、いかに懶く思すらん、昔の木曾のかけ橋を、危き事のとへにて、命をからむ葛葛とそいひけるに、治れる世の御慈にて、今はた道行人も礙なし、こたび淺間の焼出て、暫しうすむの道絶ぬ、むかし日本武の尊、此道を踏初給ひしより、浩る例のあらざるへし、此所さへかうやうなれぬ、まい(増)て坂もと、輕井澤、追分の驛などい、石の降事門カドにを傾けて移すが如し、半の焼失せ、殘る家居も屋根を打

扱、内に石積るほどなれば、親を呼子を尋、命をはかりに逃散て、人無き里と成にけり、廣野
 葉草の色もなく、鶉の床も焼失て、雉子の妻も隠れえず、臥猪の床も荒行の犬狼里へ出て、行
 かふ人をあやめると、聞に身の毛もいよたちぬ、何橋とやいへるの、高き事川より三尋なる
 が橋の上に乗る水、また二尋とかや、さはかりおほいなる水の勢天をひたし、地に溢れ、關所
 をはしめ其筋のむら里、悉く押流し、桑田變じて海となる事、山津浪といふもの、俄に押出
 たるなりとかや、からす川も水早うして柳瀬のわたしも絶へ、とね川の末の泥に埋て行たゆ
 れ、水分れて低きにつきてくたる、田畑村里人たえなし、國境打越て、本庄のむまやと、ほ
 うしと、云里の間に横切て、中山道の南を流れ行、すべて此水筋、福島五料の關も跡かたな
 し、昨日迄さもゆ、しかりし家居も、今日の飛鳥の河の瀬と替り、川岸の泥の入江と成て、高
 き所に在る家、に、あたりの人寄會り、三日四日の物も喰ず、水に渴へぬ、責て箕イカキと云物
 を泥の内に伏せて其目より洩れたる水を飲、露の命を支へたれ共、風の音すれ、又もや水の
 増歟と肝を消し、雨の音を聞て、砂の降かど魂を飛す、わくらに水を遁れたる所より、志
 るべ尋來ても、泥深けれ、あたり近く寄得す、ある木の梢に上り、二日三日ゆられたるが、
 次第に根くつろぎて打倒れ、水底に沈むも有り、岸の上に剣られて、圖らず命助かるも有と
 かや、其ほど水石地いかなりけん、二三里四五里流れて、辛き命拾ひたるも有れども、家もな
 く妻子に離れ田畑を失ひたれ、生る甲斐もなしと、よ、と泣も有り、又はたちにも足らぬ
 おふな(女)の十六里がほど流れ來て、希有にして助かりたるも有、大慈大悲の誓の網に救ひ

わけ給らんと思ふに、よみ路に行て歸りたるよりもたうとし、空の日毎にかき曇り、月日の
 光りもさやかならず時、雨降、霧の如し灰うち散、いかなる山なりとも底を盡して焼ぬら
 んと思ふも、此程ふり積たる石砂をあつめ、淺間山より高かるべきといまだ残りて降事
 の、このをもいかなる天變のとしにや、灰の降たる所、何十里とも知れず、水の押てゆきめ
 ぐりたる道、凡そ三十里がほど、玉祭るわざもせず、知らぬ世界に行たる心地、すまいて泥
 の入江に集りたる人の、爰に命盡ぬるにやと、めをともにかみをたち、阿彌陀佛を頼み奉り
 て、只空をのみ見上て泣に涙も盡ぬるとや異國にいかうやうの事有もやせん、此日の本のう
 ちに於て、かゝる例の聞もつたへず、不思議といふも愚なり

跋

七月記者、記癸卯七月信野二州裁(昔カ)異之事、野高崎藤屋某氏所著也、事詳而詞優能得記之、
 體眞形管逸才哉、或以比源語、予謂似則似矣、恐非其倫、夫源語者和語上乘先賢畏焉、況其體
 裁稗史之類、而結撰畢制、則唯論其影響矣、若強而擬之其長明方丈手、而彼也以抖擻之質、概
 略一世寄其慨嘆、皆身所飽歷意所深厭、而傾藻辱之胸、駕鼓舞之筆、其勢不得不巧矣、此也以
 閨中之秀、記境外之變、或足所未涉、月所未熟、而裁之幽眇之懷、雜以鄙近之語、有時乎拙固其
 所也、然勢之所至巧者不免、假飾而拙者乃露眞情、而源之所勝則在眞、而不在假焉、是彼之所以
 河漢、而此之所以彷彿也、况其婉妍之韻、同出於窈窕之手乎、然源之眞也空而眞、此之眞也實而

眞、是所以猶隔一睦也、斯語也准當身眞解者言而已、甲辰九月曆寫一本題之其尾云丘思純識

淺間燒之書付

一信州淺間、六月末より少し宛焼出、近邊へ灰を吹飛し、七月五日夜亥刻計より、大地震之様に鳴動致し、麓近く勿論、上州高崎邊へ夥數小石砂を降し、六日朝、五寸計降積る、六日朝より天氣晴、又暮六時より降出、七日一向暗夜の如く、家毎に火を燈し、往來の挑燈を灯し申候、七日夜降通し、八日午刻比より泥雨に成、火石を飛し、高崎、並松井田邊、殊に甚敷く小家杯の崩れ、野邊之作物、石泥に埋り青葉一ツも見え不申候

一右淺間燒候故に候哉、上州筋、七月八日俄に地水湧出、泥水山之如く一面に押出し、火水流る、人家夥夥く利根川へ流込、草津坪井村より、牧之關所迄之間、凡十里餘之間之村々、過半流失、人並牛馬の損亡夥數多分の家共に流れ候故、死骸も残り不申、依之死人之數寤と相知不申、牧之關所も流れ、實政の關所のとくと不知、福島五料關所流れ、右川通り、船付川岸不殘流れ、船も大方流れ右川筋田畑流れ、或の地形低所の埋り、惣而坂本より道筋、輕井澤宿之間、一向に損し、通路留る依之、牧野遠江守、小笠原相摸守、板鼻宿より、松井田邊に數日逗留、諸向飛脚者も同斷

一行徳川岸に、死人夥數流れ懸り候故、其邊の寺方より筵を着せ回向致候、筵數凡そ五百枚計遣ひ切候由、其死人或の首無し或の手足無きも多く候由、其跡の如何成候哉不知、行徳

川の枝川故、大川筋へ流候死人の嘸夥敷かるへ候とも、其數の不知

一淺間山根方、村々、上州吾妻郡邊

蒲原村、凡そ千人餘之内、男女漸く十七人残り、其外の流失、其村の火石落燒失

大松村、是の民家半分流失死人數不知

中根村 羽尾村 草原村 松木村

右四ヶ村不殘流、人牛馬同斷員數不知

矢倉村 岩下村 川戸畑村 横尾村 松尾村

右五ヶ村皆流失故、隣村蒲原村より訴

坪井村 助右衛門と申者ノ土藏一ヶ所
殘無外之家并人馬牛共悉流

長野村 一羽村 川戸砂村 小戸村 小家戸村 川戸村 原多村

右之村々川附之方不殘流一向不知

三路村高千五百石餘 内五百石入 水押五七十軒
流死十七人馬八疋

但砂降之所五尺より壹丈餘

名主 清平

右御代官原田治右衛門方へ訴之趣

草馬郡川島村

民家百五十三軒之内六軒殘其外流失

人馬牛不殘流様子不知

祖馬村 小の子村不殘流様子不知

牧關所不殘流失役人御證文を首に掛ながら流死のよし

金井村 砂入此外川附村何も民家田畑等少宛の流失死人等も有之由に候得共、委儀の不知相知

死人之高、色々に申せども、多分流失にて、死骸不知、其上ヶ村不殘流れ候村々多く候へ、此分の一向様子不知何れも萬を以算ふへし

明治三十五年十一月以帝國圖書館本一校了

關東洪水

淺間燒をこと、希代の珍事と沙汰せしに、いく程もなく、同六丙午年日本一洲雨降て、不知暑、是故に諸國の水難、勝計すへからず、中にも、武野の二州、特に洪水して、荒廢言に伸かたし、江都開けて貳百年來、かうやうの地怪のなし、上之を慈み給ひて、御救等有、其荒増を左に記

○天明六丙午年七月十日過より、晝夜大雨降續き、所々洪水、先千住大橋 無恙吾妻橋無恙兩國橋、中程の杭二三本抜中撓み往來暫く留る、新大橋、中二三間落、永代橋、中卅間はど落、夫より深川通り筋少し計水出る、木ば町、元かし町、石島町、茂もり町、くろへ町、永代寺門前、入舟町、宮川町、佐賀町、此邊水少く出る、くまい町、西永代町、材木町、ひらの町、萬年町、海邊大工町、へん、清すみ町、靈岸寺門前、深川元町、六間堀町、森下町、御舟藏前町、夫より、本所さるへ町、大島町、同所裏町、東町、とみ川町、扇橋町、さるへ代地、きく川町、松井町、林町、此邊水大也、吉田町、吉岡町、中の郷元町、小梅、松くら町、かいら町、石原新町、あらい町、中の郷、森塙町、此所壹丈五六尺はど出る、北松代町、みはし町、かいら町、古元町、龜井戸町、出村町、深川代地、本所、柳いら町、かやば町、深川、古元町、なりひら橋、五百羅漢、さい堂に流るゝ人餘多爰にて助る次に大島、すな村新田、此邊大水、釜屋堀、さかさいのわたし、まゝ、中山、せんと満水也、すべて角田川近所、一めん水也、是より神田川邊、柳はし、往來留る、淺草見附の橋、無恙、新橋前後大水、泉橋、假橋故落、筋違見附の橋、并昌平橋、無

恙、外通り大水也、御茶の水、水道橋の、無恙、此邊大水なれ共、小石川御門の橋、無障、とん
 と橋無恙、此前後、屋敷々々皆水つく、りうけい橋、中の橋、石切橋、小石向、水道町、大橋、
 右四ヶ所の橋落る、牛天神下通り水出る、目白、下の山壞わせた、川田か窪、此邊水夥し、扱芝
 わたご山崩、此邊屋敷く、土堤平崩多し、南の品川、ひろを麻布此邊も水少し出、まぼや上
 下、せたがや、大水、南北の、淺草見付のそと、かや町、平右衛門町、神田川かし通り水つく、天
 王町、中の橋一ヶ所損ず、さるや町、はたご町、森田町、天王町、元鳥ごへ町、黒井町、東仲町、
 西仲町、花川戸町、大軒町、山の宿、山川町、せうでん町、かいら町、馬道町、新鳥ごへ、山谷町、
 今戸丁、まつさき、并せん玄ゆ、大水にて往來留る、吉原土堤水乗越、此近邊大水也、土手のと
 うてつ前、二間四方許の穴明、吉原玄やれば、たんば、田中竹門ふじの前、六郷屋敷近所、皆大
 水也、淺草觀音堂、高き所故上下へ水流れ、餘多逃出る、法恩寺前通り、誓願寺店、たんば、こ
 うりうじ、慶いんじ、此邊大水、どうまへばんづら院前みのわ通り屋敷く、に其外寺町通、大
 水、是より下谷、車坂下、ゆう念寺前、とぶ店、あべ川町、新堀ばた、御門跡前後、三味線堀、御
 徒士町へ水つく、西東さかい、竹のつか、そうか、越谷、かすかへ、杉戸、古河、栗橋邊、此近所大
 満水也、其外、岩附近所、羽生筋迄、筆に難盡、尤地水出候所の、段々引し所も有、則江戸兩
 國橋に於て上より大續小屋を仰付られ、右水にて難儀の者の、右小屋に入置れ、一日に三度
 つ、御施行を下され、焼出し、さかい町、ふさや町の料理茶屋に仰付られ、水切れ候節、
 小舟町、堀江町、承る其外人足町く、被仰付、夥敷事共也、又伊奈半左衛門支配所、水難の

百姓の半左衛門屋敷内、并前馬場に大小屋を建て施行せり水難村々有増記

- | | | | | |
|-------|--------|-------|---------|--------|
| 柳島村 | 下中の郷村 | 西浮田村 | ゆうき塚村 | 久左衛門新田 |
| 篠原村 | 龜有村 | 中の郷村 | ふなほり村 | 永ほり村 |
| 小名木村 | 小岩田村 | 請地村 | 柳原村 | 小松川新田 |
| 西葛西川端 | 荻新田 | 彌五郎新田 | 小村井村 | 砂原村 |
| 北本所 | 伊代田村 | 中平井 | 八郎右衛門新田 | 龜戸村 |
| 小梅村 | 東西一の江村 | 逆井村 | 松本村 | 長右衛門新田 |
| 大畑村 | 猿江村 | 奥戸新田 | 元木村 | 立石村 |
| 鎌倉新田 | 大谷田村 | 千住宿 | 隅田村 | 小松川村 |
| 原村 | 嘉兵衛新田 | 押上村 | 上中下小岩村 | 又兵衛新田 |
| 北本所出村 | 寺島村 | 大島村 | 善右衛門新田 | 澁江村 |
| ひらかた村 | 龜高田 | 深川出村 | 上木下川村 | 四ッ木村 |
| 草葉村 | 東浮田村 | | | |

右村々御領也、其外殘る村々、毎日助け舟百艘計被差出、追々出来る村多し、其數を不知、
 私領之分、除之
 上より煎藥等被下、煎し所、立花町、大坂屋平六承之前代未聞の事共也
 明治三十五年十一月校了

天明七丁未年江戸飢饉騒動之事

一天明三癸卯春中より雨降續き大水にて麥作甚あしく候處此年の六月十日頃よりいつくともなく江戸中一統に地響震動晝夜絶間なく候故諸人あやしみ候處六月十二日巳の中刻頃より空一面に曇り候て闇夜の如くになり焼灰に砂交りて降る事誠に霧雨の如くなり翌十三日申の下刻の頃漸々降止候故不思議の事に存皆人あやしみける是ハ上州淺間山燒候て砂を吹出し候よし關東奥州筋都て近國近在一統に右之燒灰砂降候に付秋作よろしからず米穀直段高直に相成候處天明四甲辰年又麥作惡敷五月末より六月に至り江戸町中にて春米相場小賣百文に六合五夕或ハ七合位に賣買致し町方一統に困窮いたし候に付七月十二日關東御代官伊奈半左衛門殿より江戸町中端々迄人別狀を以御救米被下置候尤右之米御渡し之場所者江戸橋日本橋之間土手藏前之河岸にて下され候間町役人之者共罷越候て亂に無之様に可請取旨を仰渡され則江戸町中端々の者迄車の上町名印候幟を建一町毎に町役人之者並月行事罷出御米頂戴致し罷歸人別狀通り割渡候而一統頂戴いたし候夫より天明五乙巳年の諸色ともに少々直段引下げ候處天明六丙午年正月元日丙午の日にて午の刻に九分の日蝕にて諸人不思議の事に思ひし所正月廿二日湯島より出火致し本郷邊下谷邊都て外神田邊不殘燒失殊の外大火故材木松板之類直段格別高直に相成右に准し米穀直段も引上候處此年七月關東筋大水にて諸作甚不作にて近在の困窮によつて御代官伊奈半左衛門殿より兩國橋廣小路へ施行の御小屋掛り近在の百姓男女へ御救の施行焚出し下さ

れ候尤日數十四五日之間近在の百姓共老若の人数夥しき事にて有之候飯をたき候場所ハ堺町萱屋町の芝居へ被仰付候公儀役人衆附之居此所にてたき出し兩國橋廣小路御小屋にて被下置候右體之事に候間此としの暮に御藏米御張紙三斗五升入百俵に付金百七十五兩の御張紙右之通故町方春米玄米ともに直段高直にて一統難儀に及ひ候處天明七丁未年の春御藏米御張紙三斗五舛入百俵に付百八拾兩夏の御張紙三斗五舛入百俵に付貳百二兩右之相場に相成候故町かた一統困窮致其上此年四月上旬より燈油一向無之大難儀此上もなき事にて候此砌町方にて諸色小賣相場の直段荒増書記す

- 一 金壹兩に付上白米壹斗八舛中白米貳斗貳舛位小賣百文に付上白三合中白三合五夕下白四合の小賣相場にて候
- 一 金壹兩に付錢五貫七百文
- 一 百文に付春麥上五合中六合
- 一 百文に付挽割上六合中六合五夕下七合
- 一 百文に付大豆上八合中九合下壹舛
- 一 金壹兩に付売麥上五斗中五斗二舛位
- 一 同小賣百文に付上八合五夕中九合
- 一 百文に付温飽粉上八合中壹舛下壹舛一合
- 一 百文に付味噌上二百五拾匁中百目下二百五拾目下ノ下四百目

一 並の酒壹舛に付五百文

一燈油壹合に付六拾錢位に賣申候故一統困窮致候處五月十八日本所扇橋邊深川六間堀邊にて玄米屋春米屋を夥敷打こわし騒動致候由承候處同廿日之夜いつ方よりか參候哉年の比十七八歳に見え候大若衆先に立候て赤坂邊より初て山の手の四ッ谷青山邊の玄米屋春米屋のこらす打こわし同廿一日晝八ッ時比より芝金杉邊より本芝高繩邊の玄米屋春米屋之分不殘打こわし同七ッ時比より新橋邊より京橋邊南傳馬町邊迄玄米屋春米屋乾物屋に至る迄不殘打こわし暮方より日本橋邊より伊勢町本船町邊の玄米屋を不殘打こわし本舟町河岸白子屋仁兵衛と申玄米屋杯うち被割候か跡にて咄しを承候得者右仁兵衛方家之二階に大八車貳輛御座候と申はなしにて候同日夜に入小網町小舟町邊の玄米屋春米屋不殘討わり同時に鎌倉河岸通りより大傳馬町新道通り油町馬喰町邊之春米屋の分不殘新道に住居致候米屋迄打こわし御藏前通り藏宿不殘打割殘米屋に至る迄壹軒も不殘こわし候て騒動致候同刻に内外神田明神下通りより湯島本郷邊の春米屋玄米屋乾物屋迄殘無打こわし候廿二日迄所々米屋打こわされ候と申噂の場所有増左之通

日本橋より中橋京橋邊新橋尾張町靈岸島龜島の邊本所深川本石町通白銀町堺町邊元大坂町難波町和泉町高砂町乗物町長谷川町橋通り富澤町兩國近邊横山町小傳馬町大門通橋本町邊柳原近所不殘淺草馬道邊より山の宿山谷坂本箕輪千住の邊駒込巢鴨小石川牛込大久保市ヶ谷麴町邊麻布白銀三田通芝邊築地鐵炮洲邊八町堀新

川新堀茅場町都て町續之所玄米屋春米屋の分新道小路に至る迄壹軒ものこらす打こわし申候

右之通江戸中同刻に騒動に及し事前代未聞の珍事にて候右之若衆至て大力にて大八車を以戸をつき破り或り土藏造り之金網を片手にて引破り打割働き候由所々に而見候由其砌専ら噂にて候騒動まつまり候て何方へまいり候哉何國の誰といふものか決して知る者壹人も無之誠に不思議の事に御座候此騒動の誠に江戸町々端々に至る迄不殘同日同刻に騒動致候其内に乾物屋などの米屋と間違にてうち被割候家何軒といふ限なく酒屋商賣致候家にての私方の酒屋商賣仕米穀商ひ者不仕旨詔言を申身上に應じて酒壹樽二樽ッ、表へ出しかゝみを抜て酒を振舞候家も夥しく有之候由風聞致候此騒動より日本橋邊の通壹町目より本芝田町邊迄室町壹丁目より神田須田町迄大通りの所晝夜ともに木戸へ切潛より往來爲致尤壹人ことに送り拍子木にて晝夜共往來致候大通り如此嚴しく致候故横町新道に至る迄往來の勿論嚴敷事は亦未聞之事ともにて有之候尤京都大坂奈良堺其外西國筋北國邊より當月一統に騒動致打こわし候と申噺にて御座候此節奥州筋の咄に食物無之候故わらをいりて臼にて挽き粉にいたし候て食事に致候所杯も有之候由尤江戸町中にも豆腐屋のきらすを舛にてはかり壹舛四十八文位に賣申候如此に町中に困窮故騒動致候に付五月廿七日御救米として大人小兒の差別なく人別帳を以て壹人に付白米三合二夕に銀三匁二分ッ、被下置候其後御救米として御代官伊奈半左衛門殿より人別帳を以て壹人に付白

米壹舛ッ、御渡し尤代銀壹人分銀九分五厘ッ、上納可仕旨被仰渡同六月廿一日御同人より人別帳通り壹人五日分の食物之由にて玄米五合此代六十文也、売麥四舛此代二百文也、代錢上納御取立之場所玄米百文に付七合五夕売麥百文に付二舛之相場之由被仰渡候此砌錢相場金一兩に付五貫八百文同六月廿八日御同人より玄米壹舛売麥二舛小麥五合右一人分にて日積り五日食物之由被仰渡此代上納取立にて一人前二百五十八文ッ、御取立同七月六日御同人より玄米一舛売麥貳舛小麥五合右一人分にて日積り五日分之由此代上納御取立一人前三色にて百九十五文ッ、上納被仰付候夫より諸色少々宛直段引下ケ候て町方米小賣相場錢百文に付上白米六合中白米六合五夕下白米七合是に准し諸色直段引下ケ騒動之後御藏前御張紙も三斗五舛入百俵に付百三拾兩と改り申候此砌町奉行曲淵甲斐守殿山村信濃守殿勤役にて有之候去る天明三癸卯年より打續五ヶ年之凶作江戸町々にて伊奈半左衛門殿より被成御渡候売麥を水につけ日本橋大通り勿論大傳馬町本石町の通迄も往還に白を直し右之売麥を搗申候誠に江戸町々在邊の如くにて有之候此としの春頃よりして所々方々にて妻子を置去に致欠落等致候もの其數いくらといふ事をあらす近在近國奥州邊にて倉事に盡て餓死いたせしもの夥しく有之誠にめもあてられぬ次第哀といふもおろか也尤此とし三月十二日町奉行所よりも江戸中町々端々に至る迄一統に朝夕とも粥をたへ候やうにとの御觸有之春中より江戸町々場末迄之大根薩摩いも割麥小豆大角豆等をませ候て一圓にかためしあるひ粥をたへ候此年とふなすかはちやをゆて砂糠きなことをつ

けて賣候いすこ餅とて大きなるいまさかよねまんちうを拵候て壹ッ八文ッ、に賣殊の外時花候ゆへ町々端々方々にてこしらへ賣申候此砌の肴計至て下直にて殊に鯉夥しくとれかさこ小鯛杯すさましくとの下直にて有之候江戸町中殊に江戸橋日本橋之上杯にてなまりふしに鹽をそへて壹本四文よりうり申候前代未聞珍ら敷事にて有之候後の世の人にあらめんかため荒増記置候

明治三十五年十一月再校了

炎上之記

とし申にあれい、つねに事故(異變ノ事ヲ云)あるといへる古諺、むなしからずを、か厚載譴をつけ、鬼神異を止めすも、政令くらからざるに、なをそなはらむをもとむることばりにや、ことし、天明八のとし戊申正月つこもりの日、曉つくるそれならて、千本わたりのかねの聲い、枕をうかちて打おとろけい、志の、めあらむ山の端に、かすむ煙いくれなるに、にはひて南のかたに火有といふ、人はしらせて尋ね侍るに、建仁寺あたりとむくりのすしなる小家になん、程遠けれい心もとなくも思ひ侍らす、手あらひくしけつり、例のをかみなどして、つくゑによりあたれい、時うつるほど大路まきりにさわきあへり、はひこりなんとみやるに、煙いくもにうちなひき、風いたつみのところえてふきくたつる焰は、河より西に飛かふまいに、そくはくの町やけ侍れい、若きい老たるをたすけ、いときなきい母のふところにして、たかき人のおはします所い、なからむとて、九重近きついちのかけなどたのみよりきつ、海士ならぬあつかさへつりあへるもいとかしかましけれと、をひも拂はす、衣服ふすまやうの物おひはこひ我先にとはせ迷ふに、あるいけふりにむせひ、あるいはのはにつ、まれて、やかてたふれふす、有さまけにあはれにそ

いつことかをくれ先たつ親と子の烟の、のなけきをそおもふ

東西の河岸所せきまで、爰にやのかれん、かしこにやと、火いさかりにもえて灰烟四方におはひ、暮行空も晝のやうにて風なをはけしく横さる雨にふりかゝる、焰い衆星の落るか如く

見え侍れい、あなかして、みところ(御所)あたりも心もとなしと、足をそらにはせちかふ、公卿殿上人など、殿上のはとりにあつまらさはく、位袍直衣さまく、に、垂纓巻纓とりませてひしめくほどに、空い墨をなかしたるやうにかきくもり、あられい雨のあしにまじり、あたる所とをりぬへく、神さへ明(あかり)ひらめく光い、飛火に映して、いとあやし何のさとしにや、心はそくおもひまどふに、戌の過るほど、女院のみところに火かゝりぬとまふせい、みなあはてぬ、うちの女房にや、龍の口といへる門より、板こしにてをいておはすれい、やかてつゝきて關白(輔平公)内大臣(家孝公)前内大臣(賞季公)など、ちかふつかふまいりなれたるかきり、みなはしり出れい、やかて紫宸殿の南階に、雨皮とゝのへたる鳳輦さしよせ、南門まさにひらけて、衰龍のひかり動き出給へい、劔璽いもとよりはなちたまはす、供奉の人々左右にまもり奉りて、やつかれもこのすへさまにそまたかひぬ、かしこ所(内侍所)い輦にのせ参らせ侍しか、駕輿丁のまいりあはぬそおこかましき、地下のつかさくもいかに、まれくなりや、神祇官をはしめまたかひ奉れる人々、召具してかきわけ奉るを、あはたしきほどなから、ひんなき業になん、かしこころはかりそめにも御あこいまたまはす建曆の帝もいましめ仰られ侍しにいかにもやあなさましなり侍る人なきよしあられさ、葦後に渡し奉る先例のあこ有とて、かくつかうまつられぬされい常に防火の命を蒙りたる、都ちかき國々のもの、ふ、はせのはりけるか中に、丹波國龜山のなにかしり、火あることさくからに、馬に鞭打、時を移さすまうのはれい、やかてみゆきに参あひて、つはものをとゝのへ、御うしろに非常を守奉る、よのつれの守護のものいふ此心かけたるほどに、これやつかふま、風まきりなれい、吹まゝ雨に笠もとりあへす、供奉の人々衣冠ととにぬれて、ひ

ちりこ(泥)いたもとを染るはかりに、あるいとせん、(徒跣)あるいわらす(草鞋)して、つかふまつれい、南門をひかして日の門を北に、石薬師をひかして、寺町を北にくちけて加茂の志のみやしるにそみゆきましくぬ、社頭の御服所をかりのおましとし、拜殿にかしことを置奉りぬ、

かゝるときかみもあはれとみつ垣の久しきよ、の都ならずや

廻廊をい供奉の人々のやすらひとて、志はしかほとにたちこみて、水よ、かれいよ、などいどさはかしく、夜をもる宮門とも、とさまかうさまにもてあつかひ、みたりかはしくなん、風またかはりて空に立まよふ、烟のたかくみやられ、ほのほことさらにもえあかり、みやしろあたりまててりかゝやき侍る比にや、南のかたより一丈計なるもえたる木の、ふき(吹)はひて内に飛けるとなん御留主につかうまつる人など、いきもつきあへず、やかてかりの御ましに馳まいて、内侍所、紫宸殿、清涼の宮殿門廊など、みな火かゝれりと奏し給へい、淺ましく恐ろしくそ、なれし雲井の月の前に、かゝる焔燼となれる事よと、むねつとふたかりてむせふはかりになん、社頭のおましもこゝろもとなしとて、かみ(上加茂)の御社にと鳳輦を催ふしさはく、河原ちかふわたらせ給ふに、火すてに鞍馬口わたりにもえ來れり、そのみやしろのあたりもいかならんと、あはたしく又川より東にそなかし奉るに、あなにくやけふりもひかしになひき飛かふ焔の袖にさへ落ちる、

かへりみし心のやみに立まよふ雲のいよその烟とそなる

風あらしはのはの袖にはらひつゝかふる道を光りとそゆく

寅の過るほとならん、聖護院法親王の宮に御幸まし、て、爰をかりの皇居と定給ひ、此あたりいよもあやうからしと、かしこところもおなし宮にそ入奉りぬ、(五月十一日假殿渡御宮地ノ東ノ方)僧院なからも院にいきのふ(正月晦日)晝かた和歌の御會とて、人々召あつめられしも、志はてすたちさはきたれい、いそき白河の里照高院の宮に移らせ給ふ、(二月四日粟田口青蓮院ニ遷幸)供奉にい執事右大臣(經熙公)をはしめ、大女院の右大將(治孝公)の亭にそ、やかて火ちから侍れい、よし田二位亭にうつりおはしますに、風の吹かた心もとなしとや、又東山の銀閣寺にそいらせおはします、(二月一日白川照高院宮ニ遷幸)仙洞御同座三月八日智恩院宮ニ遷幸)またかふ人の右大將をはしめ、女院の梶井の宮にわたらせ給ひしか、是もあやうくて一條(乗妙)寺といふ所の林丘寺の宮に、女一宮と同じくわたましぬ、(二月十五日大佛ノ妙法院宮ニ遷幸)またかふ人に左大臣(輝良公)をはしめ、こゝかしこつからまつる人々衣冠布衣あひましりぬ、御使たてわたして平安をそまうしかはし給ふ、夜あけもてゆくまゝに攝關親王の家、卿相雲客の軒をつらねしも、このるかたなくやけ侍るに、家々の文書日記やうのもの残りぬと聞い、これを世の幸になん、ひとつふたつやけ残る家よりも、なかゝ哀れなれ、あしたの日影の猶烟わたりにて、京のかたの火やまさりけれい、いつこをはかりともわきかたかりけらし、おほよそ東の河原をかきり、にし千本通りを過ぎ、南の七條、北の鞍馬口に至るまで、世に聞えて有とある神壇蘭若二條の城郭、あたりちかきものゝふの館まで、残るはまれなれい、立つらねし商家な

といさらなり、つらく世々のきし方をおもへり、延暦のすへらき、みやこをこの地にうつし給ひて、山を襟とし、河を帶として、宮柱太敷たて、億載の久しきをいはひ給へる、四禽圖にかなひて、不易の帝宅なりしかとも、澆季に及ひて、みたれやけにすることも侍れど、治まれる時至りて、玉のうてなもむくらやも、又もとのやうにそつくりなせる事いくたひを、世のさまくになん、今やかしこきすへらきの大八さまのくにあらしめす、風になひく民くさのめくみあまねき御代なれり、去年有へる事なをおもひくらへて、めてたき御代のあるしに、あろき鳥の出来て、諸道の勘文などめされし、又みやこに住侍る男女をはしめ、ちかき國々のあつ山賤にいたるまで、禁城をあまねく行めぐりて、よるひるとなくむらかりあへるにきはひ、猶とよしのねきかけて、君をあふき奉りけん、大嘗會もちかきあとにこえて、紫宸殿のはしら二つきはなちて、悠記主基の御帳をそたてられしなどさまくすたれたるを興して、いつくしくそ行はれしかは、神明も納受し給ふらん、年かへりて此春のはしめにそ、又めつらかなる二日のひ、小朝拜なども賑はしく侍れり、あふかぬものもなからんを、なそやさいきのいてきぬる、廢朝ありやなし、燒亡のけかれもいかに、宗廟にいなとか告給ぬよなど、下さまのこさかしきかわひあへるも、君を思ふなるへし、實ことばりにや、それかゝることのもとひするや、ゆたかなる世の久しきにつきつゝ、もはら奢麗を極て、をのつから國司もたらはぬに、なりもてゆかむと、天地命をあらためて、淳朴のむかしにかへさむのあらましならむか、譴責つゝしむへし、鬼神あなとるへからず、萬治寛文寶永の

年比にもやけぬと、老人のいへること、猶耳に有も、この災のことくはあらざりけん、哀すまふかたなけれり、山ちかき寺々あつか家居など尋ねて、聞はなれて心すこきあたりまで、たかきいやしきわひためなく、あさはかに所せけれど、皆かり居し給ひ侍れり、やつかれもひかしの里ちかきあたりにも、もどめよりて、かきくらすつれくゝに京を見やれり、

立いて、見渡す春をこゝろうき、宿りやけの、霞むゆふへを

春の心いつかのどけかるらん、きのふもやけぬ、けふりどちまたにさはきあへるか、大かた此の常なるそあさましき、ふして思ふ天宮新に雲際にそひへて、千門さらにあみのまゆをひらかむことをのみこそ、

樵夫東林記

町尻三位

明治三十五年十一月再校了

京大佛殿火災

洛東妙法院境内に有方廣寺大佛殿と稱す釋尊御尺六丈三尺堂東西三十七間南北四十五間
高さ十五丈餘

後陽成院之御宇天正六年豐臣太閤秀吉公建立慶長七寅年及回録同十五戌年御子右大臣秀頼
公再建寛文四年本像銅像を改木像に成右再建以來今年迄百八十七歳に成然處當寛政十年
七月朔日夜四ツ時頃より大雨大雷に而大佛殿本堂北東之角へ雷落候て其後少し小雨に相成
同夜七時前より出火之由に而千本之早鐘頻りにうち洛中驚騷候得共火之手一向相見之不申
候處明六時前より大佛殿堂之内より燃出屋根へ廻り一面火に相成右之雷火堂之内々へ燃入
内殿悉焼失夫より外廻りも之出候に付本堂之内へ水之手様々相防候得共中々行届不申樓門
金剛力士等悉焼失致し翌二日午之刻火鎮り申候釣鐘堂三十三間堂其外町家とも別條無之大
佛殿而已也誠に古今無雙之大伽藍燒火致候事扱々惜次第也但胎内佛へ取出し候也

寛政十年七月二日

妙法院御手火消を以防方被仰付尙又本願寺へ御頼に付早速火消人數長階子大水鐵炮等持參
相防候得共今五六間程も水勢不行候由次第々々強く相成柱も悉く佛體へもたれかゝる御鼻
より燃出誠に御入滅之心地にて數萬人感涙を流し十念唱る計也扱仁王へ繩を付數百人に而
引候得共一向動き不申繩切候に付亦々結付申候内火の移り寄付不申□□承候得共仁王之體
□□後へむかへ有之由□□扱々殘念成事共也太閤御建立之銅像二百八十萬兩餘掛候由此

度燒跡之灰鐵物入札壹萬五千兩之由風聞なり

明治三十五年十一月再校了

後見草序

古語に後見今亦猶今見古といへり此比龜岡石見入道宗山か書置る明曆中火災の記を其むま子伊豫といへる者より借得て寫し傳りぬ是宗山か弱年の時目のあたり出合し事をありのまゝに記せし書なり世に行るゝ武藏證といふ物と異にしてまことの私記なるものなり其文質にして今猶その時を見るかことく人をして恐怖せしむるにいたらしむといふへし余寶曆十年より今天明七年に至るまで見聞侍りし天變地妖を私記せし二ツの卷あり明曆より下つかた寶曆に至るまでを記し置侍る人もありぬへけれといまた其記を見す依て宗山か記と余か記と合して後見草といふ二ツの卷となす是故謂後見今又猶今見古といふ意にならひて此書に名附しあらましを述てこれか序となす

龜岡石見入道宗山書置
鶴齋主人撰

後見草上

正徳五未の年より五十九年前酉の年正月十八日十九日江戸大火事書酉の年前申の十月十六日吳服町火元大市と申者の家より出火父久兵衛類火にあひ申候事三年目亥年冬御本丸御普請御作事御出來御移徙まで之事
正徳五年未より六十年前申年^{政房十}の歳十月十六日夜江戸吳服町に居申候大市と申町人子細ありて家に火を附自害して果申候折節北風強く中橋南鍛冶町邊まで類焼此時父居宅中橋南槇町類火此屋敷二年前に悉く作事出來數寄屋書院恰合よく出來書院の次の間三間梁に四間此

坐敷舞臺に成橋掛りも三間風呂屋上階の亭高く海手まで見ゆる玄關式臺廣く料理の間居間奥の部屋共内證の惣二階隨分勝手よき住居に致し候出來初ての御客岡部美濃守殿父久兵衛の生國和泉ゆへ其時の御地頭たるにより初めて申請候御相伴の三代先の桑山主水殿の朝茶の湯にて明ヶ六半時に被爲入御相伴勝手より森田庄兵衛^{後林}葛野九郎兵衛^{後宗}出御挨拶被致候志村謙庵老^{後登}壽院勝手見廻茶の湯過候て兼而支度の能七番有之中入夕御膳出七ツ時濟此時能番組

- 小鍛 小野清太夫 ^{ワキ} 梶本庄兵衛
- 忠慶 十太夫 後淨本
- 井筒 同人 ^{大九郎兵衛 後宗貞} 笛 庄兵衛 後休首
- 三輪 久三郎 ^{小左衛門 同たん月} 田中作兵衛 ^{大庄九郎 後高雪} 太 今春惣左衛門
- 富士太鼓 十太夫 拍子方弟子 ^{小清二郎 後惠白} 笛 庄田與兵衛
- 春榮 久三郎 ^{子方 吉三郎 後先長事} ^{ワキ} 春藤市右衛門 朝障入おそく被見廻一番被致候
- 養老 清太夫 ^{さ書付御處御客御所望清太夫熊坂被致}
- 満祝言うたひニテ満

右之通之大振舞仕候ても滞なき程の作事土藏二ヶ所有之色々諸道具此藏に詰置此時まで穴藏と申類の無之此藏に古法眼耕作屏風徽宗皇帝鷹の掛物雪舟杯の掛物類瀬戸口廣肩衝茶入も類焼此茶入の鐵炮洲父下屋敷へ堀田加賀守殿初て御茶湯に被爲入候時大猷院様より御拜

領の茶入にて候とて則加賀守殿御持參にて久兵衛に被下候加賀守殿御出被成候節御相伴船越三郎四郎殿後伊豫守牧野織部殿後吉内田玄勝老にて候樋口肩衝の譯此所に書出し候久兵衛所持貞宗五十枚中脇差も此土藏にて焼る漸く父子手廻り道具長持七棹葛籠少々唐物箆等土藏へ入残り下人共持出残り申候鐵炮洲舟待町久兵衛橋際父屋敷の作事酒井修理大夫殿被成下候此屋敷にも二間半梁の六間の土藏ありて常に不入道具能裝束類尙信探幽安信杯書候屏風類七八雙も入置此火事に相残り鐵炮洲屋敷の表口京間三十一間裏行四十三間の所書院數寄屋小坐敷舞臺居間小書院玄關二間に五間勝手共によき住居酒井修理大夫殿被成下候間隨分何方も宜有之候申の十月十六日の夜中橋居屋鋪類火に及び候得共何も不殘鐵炮洲に來り不自由の事も無之候然共來酉の正月御本丸御修覆御用鐵炮洲よりの通ひ遠く在之候に付年内中橋に引移り可申とて燒屋鋪へ小屋掛急に申付候致出來極月中比中橋へ移申候小屋住居の不自由なる年を取申候○酉年正月二日父久兵衛同道仕未明より年頭御禮登城仕候御白書院帝鑑間邊に相詰居申候御表へ出御御禮初り五半時比俄に騒敷事出來御本丸近所廻町御堀端松平越後守殿上屋鋪より出火と申内はや烟り火の粉御庭内へ來る然とも御禮構なく御請相濟上下騒ぎ外の年頭勤不致宿所へ罷歸り申候類火も無之候得とも昔造りの普請の大屋鋪ゆへ終日燒申候晚七ツ時過漸靜り申候○御本丸にも酉正月十一日御新初親子相勤申候來る廿一日より御普請御取附小屋場御渡百人御番所前二の丸御門外の溜りに二間梁長八間の石切のみ燒鍛冶小屋十六日に掛させ申候來る十八日御前借金五百兩御藏々四ツ時過手代請取

參候十七日より惡敷風立申候此節までいさのみ火事の氣色も無御坐候同十八日本郷御弓町に御臺所方鈴木喜右衛門殿組に居申候次郎兵衛と申者岡田七右衛門伯父料理よく被致候に付兼々此所へ致約束七右衛門小足長兵衛と申太鼓打と三人連にて料理被下に參り候朝々大風立塵吹立前後の見分難成道の内迷惑なから罷越坐附少々物語など致候時勝手俄に騒々敷とやめく下々いさかひ仕候哉と存候得り亭主罷出被申候唯今近所本妙寺の寺中より出火仕候と申内次郎兵衛宅へ烟りおし入庭へ火粉降かゝる勝手へ參見申候得り膳立出來汁など盛掛有之誠に棧を亂したる體庭に長火鉢を置杉大板のかまばこ焼ちらし有之候を客三人にて是を懷中致し膳棚に果子盆に見事なる枝柵密柑杯を積置是をも懷中してはや此家に火掛り可申體ゆへ亭主に暇乞不申客三人表へ出申候供ひ返し三人連にて烟りの内を先筋違橋の方へ足をはかりに參漸筋違橋まで來り跡を見申候得りはや神田御社へも火掛り燒口幾所ともなく下谷の方駿河臺に火飛燒あかる只事にあらずいかさま先年の丸橋忠彌由井正雪一類残り大風見合先々に火を附ると計思はれ段々跡々火追掛ける漸々日本橋際に着申候江戸橋の方伊勢町より大川を越しはや萱場町邊火先飛行日本橋上車長持差詰り橋の中の一足も行難く連二人申合欄干をとらへ一足つゝ欄干の外幅二尺ほどの所を漸くに歩み南の橋臺に歩み着危き目にて渡り是より西河岸吳服橋の方へ廻り候得り風の吹廻し故か烟り薄く御堀端を通り中橋宿に七ツ半比歸り着ぬ母はしめ自分無事に歸り申候を悦ひ申さる小船町石川六兵衛のとく燒申候由父久兵衛の六兵衛方心許なから下人とも我疾より見廻被申候由

定し小船町より娘^{後清}など何方へか退き被申候哉夜中便りも無之心元なき計なり夜明方の沙汰に淺草橋升形にハ牢屋の者置申により御門通用無之大分此邊にて諸人焼死申沙汰承り千萬無心許候得とも火の中を尋ね申事も成難く案し居申候處昨晝父久兵衛召連候下人一人走り歸り御怪我も無御坐何も危き御命御助り申悦ひ申候此時まで上寺町と申柳原土手の南寺町まで彌勒寺誓願寺法泉寺雲光院杯いふ寺あり石川一家女中とも淺草の方への退申さす下谷の方の道燒きり詮方なく雲光院の卯塔の内すこし廣き水溜堀あり此地に女中とも入上^{後清}にむしろ古疊などを水にてあめしかけ火の粉を拂ひ漸々何も命助り夜明けて父久兵衛並六兵衛^{後清}ともに小船町石川屋舖燒跡土藏の残り有之候處へ先何も歸りて父久兵衛夜明候て中橋宅へ歸らる昨日昨夜先々さまさまの苦しみの咄杯致され候昨十八日八ッ時前本郷六丁目西之方日蓮宗本妙寺より出火致し火先の幾つにも成下谷の方又ハ神田社前より駿ヶ臺御茶水の邊より飛越鷹匠町燒神田橋内に火飛下町の須田町鍛冶町白銀町石町本町傳馬町小田原町小船町伊勢町邊より飛越萱場町同心町八丁堀邊燒る佐久間町より柳原不殘燒る濱町靈巖島此時靈巖寺内燒る新堀稻荷橋を越鐵炮洲崎邊まで不殘燒る父久兵衛船待町下屋舖此時燒失土藏ともまで不殘火入る諸道具色々此所にて燒失鐵炮洲より海を越し佃島並石川八左衛門殿島まで燒る鐵炮洲八左衛門殿島の間海の内に入津大船とも沖へ出し難く百艘餘も此所にて燒失此船火事にて佃島へ火移り申候○神田橋御門常盤橋吳服橋御門番所とも不殘燒る所々橋々燒落申候中に風吹廻し能候哉一石橋計燒残り角の後藤源左衛門北西の角長屋

長サ十三間相残り申候西河岸より吳服町南大工町檜物町上横町邊より横切れ小河町本材木町へ燒出し今日の久兵衛小屋相残り申候本材木町より金六町水谷町紀伊國橋邊木挽町不殘燒芝網場まで十八日に燒十九日朝五時まで火事也不思議なる燒口とも多きなり○同十九日昨十八日同様に強風立昨日の燒はこり吹立くらやみの如し晝九時過牛込より出火致し火口方々に別れ市谷より番町に御堀を越移り小石川傳通院も表門前水戸様御屋舖西角燒飯田町を燒止り田安御門の内代官町竹橋の内大名旗本屋舖不殘燒西の土手際にて久世大和守殿屋舖一ヶ所残り押付御本丸に火掛り可申と相見へ父久兵衛申ハ二ノ御丸口百人番所前此間取建候鍛冶小屋板屋葺にて火の粉無心許候罷越はやく打こはし可申候見廻に參り^本からし手本の者七人手代兩人召連自分の馬にて出る其節母餅を急ぎ澤山に燒せ紙に包み上下ともに給る殊の外用立申候下馬より馬を返し大手橋前の藤堂大學頭殿御出馬にて御固鐵炮の者數百人其外長柄の者數人御譜代大名中御堀端間もなく詰寄誠に馬の立所も無之火事沙汰にハ不相見驚申候事のみ也橋の上に御目付喜多見久大夫殿世話やき居被申候に付鍛冶小屋こハし申度と申候得ハ尤の心付はやく通り參り候得と御申被成罷通る内下馬橋より番所前にて坂部三十郎殿に逢ひ急ぎ參り鍛冶小屋少しの間に打潰し大手の方に可出と心掛候得ともはや酒井雅樂頭殿屋敷へ火移り出難く見合候所に御城中次第に闇くなり未晝八ッ時前の比より高挑灯に皆く行通ひ申候也所々の鐵炮御藥に火移り申候哉天地響き御矢倉の燒落候音すさまじさ言葉にも及ひ難し煙の内火先むらむら見へ八半時比と覺候節上様蓮池御門之方へ

被爲成候と相見へ足音夥敷女中も皆々御跡先へ西御丸の方へ參らるゝ體なり御本丸二の丸に相詰の上下皆々先行の成次第に何も西の御丸の方へ罷越自分も人數つれ先西の御丸御臺所門下まで罷越候御本丸南方の御多門富士見矢倉に火移り大廣間まで燒申候節の中へ難きあつさにて得たまり不申坂下御門外に出見申候人馬夥敷漸々諏訪部殿預御前堀につき夜を明し此時に腹中すき申候て思ひ出し母の給り候餅のかたく成り候を爰にて給申候西の丸下馬先外櫻田御門までの内少し西の一片輪燒残り唯今阿部様間部様杯の屋敷の所筋違に馬場先御門の内へ皆燒る西の丸下馬邊外櫻田まで詰申人數十萬人も上下可有之處天道の御憐み第一東照宮の御防き紅葉山西の御丸へ不思議に火移り不申上下數萬人此所にて命を助り申候上様の井伊掃部頭赤坂の屋敷へ御成可被遊の處永田町邊燒切御道筋無之故山里御茶屋に被爲成候御沙汰も申たりと相聞たるより見て驚き申事計也今日御本丸に火移り申候事此火事まで田安御門の内竹橋の内半藏御門口吹上御門外まで御譜代大名又諸役人數軒侍らひ屋敷立ならひ北列橋西挽橋紅葉山下御門まで侍屋敷とも立込御本丸の間へ御堀并六七間の道幅計なりことに屋敷の方其時の地形高く御本丸へ吹來る火の粉雨の如し御天守の二重目の銅窓の戸内より開き是より先火吹込移り申候由兎角時節到來の大火事と人々申けり吹上御門の外に御三家様御上屋敷在之不思議に燒残り候も此際に其節まで鹽硝藏あり是に火入不申御天命に御叶ひ申候此御三家様御上屋敷を御借左馬頭様甲府右馬頭様館林公火事後被入候代官町西の土手際久世大和守殿屋敷風吹廻し能土手際へ一軒残り申候よし

風聞なり御庭前にて立すくみこらへ苦しみ漸々に夜明に外櫻田御門外に出御堀端を日比谷御門にかゝる今櫻田御殿松平陸奥守殿上屋敷是等はとく燒火の内を飛越し數寄屋橋御門にかゝる御門かふき戸ひら燒落倒れ此所通る事ならず鍛冶橋の燒落鍋島喰違御門に廻り土手に上り芝の方を見申候に増上寺御本堂計り見へ其外札の辻邊まで燒つゝ候様に相見へ申候夫より三島町南紺屋町川岸に廻り京橋に出る尤橋燒落男女の死人山のごとく重り目も當られす流るゝ死人ともを蹈川を渡り南傳馬町三町の内の道幅一はい死人なり夫より漸々中橋父屋敷へ歸り着見候得の燒跡門の内に死人丸燒の者二十人計有之候面體も不見分男女のわけも不知驚き一類共か又の下人ともかど無是非も様子に悲しみ申計也屋敷中見廻申候得の誰もなくあきれ果西の御堀端に人見ゆる是に尋ね申とて行見候得の二人ともに自分召仕なり手代二人の内壹人の九兵衛と申父取立候者也半身つゝ燒手足もさかす倒伏不便成體なり二人とも申様御兩親様其外御家人共まで怪我なく早々遁れさせられ候ゆへ小船町石川の御屋敷土藏まで御退きにて候私共兩人相残り長持二棹唐物篋等河岸まで持出御堀へ打込漸々助け申候是を先御堀より取揚げ申度と申下人とも三つ共に取揚けて手負兩人の際に圍にして置押付小船町より迎ひ越可申とて下人三人殘し置手負に心付候得と念頃申付小船町へ志し參り申候自分屋敷の内死人ともい皆々外の者ともなり前年火事にて此地少々廣く有之故若助り可申哉と此廣みに入候者共なり自分屋敷の近所馬壹疋燒死有之候そはにより見候得の鞍の紋所金故残り有之候を見候得の自分紋なり扱ひ此馬手前の馬也宵まで乘御

城まで參候ものをと悲しみながら江戸橋まで漸々に參り候得とも橋々飛越難く暫く見合候處船一艘來る向の河岸まで渡し給り候得と申けれ代金一兩にて越し可申と申候得共無之故色々申候て金二分にて渡し申候此船に乗さ本も死人ともの上を越々漸々船に乗り向の岸に着急き石川藏に參り兩親一家縁者ともに逢ひ互に詞もなく不思議に二度逢ひ候事とて泣き悲しむはかりなり去る者來り申けるの今晚の沙汰西の御丸御要害不宜とて川越松平伊豆守殿城へ被爲成候よしまと風説共申騒き落着さる事計なり昨朝食事給候まゝにて粥など支度仕中橋に居申候半燒の手負に戸板持せ遣し乗せ先石川方へ呼ひ療治致させ申候中々痛み申體目も當られず不便至極なりかゝる内仕合事申來る昨夜の火事に淺草橋外瓦町三丁目目自分姉賀辻村七郎右衛門後白家有之廣く住居もよく候得は是へ明日にも移り候得と申越るゝに悦ひ廿日に大茶船二艘舟貨金三兩立佐かり上下五十人計船にて淺草に參る川筋死人流るゝ體何もたどへ難し地島孫左衛門親一家も當分參る所無之候に付致同道候石川家の觀音寺内福壽院と申寺を借同日是も船にて參らるゝ淺草橋際に舟着御門も燒落北の方高石垣の下の石垣々下へ飛ひ候者のよし皆石垣に當り相果候體なり此内にも不思議に助り申候者も有之申候石垣下川通に半死の人も多く見へ申候自分一家辻村家廣々と住居米の石川方より相續け申内堀田上野介殿より米五十俵被下彌以愼罷在候大方の此節米諸事高直難儀に及ぶ者計なり父母納戸長持に秘藏の指料大小金高二千兩程入候長持何も出候時持せ出候か道つかへ火に卷れ候内持候下人とも長持を捨置候により此所にて燒失ひ申候屋敷近所なり燒

通候跡にて手桶持出金子共拾ひ取申候者共有之候よし後沙汰有之候臺所椀家具など入候長持三つ淺草へ持參候尤錠もおろし不申さまゝ送れる道具計の内臺所棚に是ある夷子の宮取出す戸ひら開きて見候得の財布に入金五百兩有之候是の一昨十八日の晝御藏より請取參り候初金とて惠美須大黒へ差上置候打忘れ其儘置不思議に相殘る金子なりとて何も悦ひ申也此大火事まで穴藏と申事人々存よりも無之候得の人之車長持類にて諸道具燒失なり同廿日の夜大雪降積り下人こゝへ死する者は又多し不便至極ともなり○上様御機嫌能西御丸へ御安坐に付て御目見可被仰付由上下へ御觸有上下所持不申候者とも羽織色付にても苦しからず候由大目付衆より御觸にてとりゝ様々の裝束にて登城仕るなり大雪の跡一入皆々登城迷惑仕候得とも上様御機嫌能御事諸人恐悅のおもひをなし申候前代未聞無之兩日の大火事御城を初江戸侍屋敷大名小名町屋まで燒失仕候所に西の御丸不思議に残り御廂前通り屋敷類火無之外櫻田にも少々残り屋敷七八間程在之御老中様急に御替り是より西の御丸に御勤なり町の淺草橋の外町觀音堂まで左右の町此度相残り江戸中の者のたすけ用をたし申事なり去る申の春中元祖阿部豊後守殿に急用の儀有之父久兵衛金千五百兩御用立申候處大火事以後正月廿五日に淺草宅へ池村八郎兵衛と申仁御使者にて御念頃に御意共に父子へ色々火事に付御見舞之品々被下當分勝手難儀たるへしとて去春御用立置金子不殘御返濟なり此節御遣ひ用多き砌忝御心付と申候惠美須棚より出候金子と都合二千兩有之候父久兵衛存寄を書付早速久世大和守殿へ申上候此大火事に付江戸近國ことの外騒き落着不申様に承

及申候私燒残り之金子少々御座候伊豆相摸へ手代に爲持遣し御用石山を出し可申付と存寄御伺ひ申上候由を御聞合御相談にも不及尤至極の心付兩所へ御證文可被下候由被仰渡二月二日に石方手代兩人金子持參仕らせ伊豆相摸へ差遣候得ハ江戸御城御取立御用初申候由山本浦々まで落着申候よし此節に付石代船賃銀も下直に相極め申候由申來る他國にてハ江戸表氣遣仕候由也○江戸中にて燒死水に入相果候者數十萬人取除可申儀無之候付下總國の中江戸際本所村淺草橋より一町程東入田地の内五六十間四方深さ二間程大堀の如く堀たて死人を埋め申候其土を道心者に持せ拵へ寺を建無縁寺と申候此度の死人川筋にて果者ハ汐にひかれ沖へ行近國浦々へ流れ行候も多きよし無縁寺にて埋め申候節自分も罷越見申候あはれ成體見る目も無之候まことに前代未聞の事ともなり○淺草辻村屋敷にて御用つかへ申候故中橋元屋敷に萱萱の小屋敷を普請して丸太屋を面白く仕父子ともに三月中旬に移り申候四月上旬より伊豆相摸の御用石船段々に着申候隅石脇石大梁石相廻り申候中橋小屋の内まつらひ朝顔夕顔にて茶湯仕候○同四月初此度類火諸役人御番衆中御金被下置同町中燒失の家々間口一間に金五兩充被下置候諸人色をわけ難有かり銘々に普請致し悦ひ申候然れ共江戸中大名小名町中皆藁萱柴垣にて罷在候御本丸二の丸三の丸御普請御目論味被仰渡懸奉行久世大和守殿御作事奉行船越伊豫守殿八木但馬守殿牧野織部正殿御普請奉行永井源左衛門殿城半左衛門殿本郷庄三郎殿御勘定頭曾根源左衛門殿與頭竹村九郎右衛門殿山本喜六殿右之分被仰渡右之衆寄合所内櫻田御門外大腰掛燒殘在之爰を會所に定め日々此所に寄

合有之父久兵衛自分も相詰候○御本丸燒跡御大老衆御老中御見分可有之とて久世大和守殿御案し元祖保科肥後守殿直孝掃部頭殿大專院雅樂頭殿空印讚岐守殿元祖松平伊豆守殿元祖阿部豊後守殿御作事奉行三人御普請奉行三人御勘定頭鈴木修理木原内匠御被官片山源右衛門を初大勢父久兵衛自分まで御供廿日不殘燒跡御見分御廻り御本丸中仕切北之方御天守臺までの内燒死人餘程有之右御見分前に俵に仕置候○當年より御普請初被仰付可然と御相談相極り先御手傳大名二人被仰付屋敷類燒無之候に付岡部美濃守殿牧野飛驒守殿也御本丸御臺所前北之方二の丸御堀を埋御ひろけ被成候様に築出し二の丸の方高さ六間餘の石垣南北に兩角あり南の御門あり二の丸へおり口鹽見坂と此度名付海手見ゆる此所と蓮池御門石垣共に岡部美濃守殿御手傳塲牧野飛驒守殿御手傳塲所北列橋御門臺石垣とも并西引橋御門此邊の石垣なり○酉六月上旬御本丸御普請初め二丸へ築出しの石垣父久兵衛火事以後早速伊豆相摸の切出しに遣候石共段々着船仕此時の御用に立申候に付大和守殿初御奉行衆久兵衛心付にて石到着候付當年より御普請御初被成候とて御感御褒美被仰出候右岡部殿牧野殿の御手傳所酉の年極月上旬に出來御褒美まで相濟申候事○御本丸二三の丸燒石垣共戊午御築直し御普請御手傳大名衆へ被仰渡御天守臺御石垣并御天守まで松平犬千代殿加賀守殿御事只今までハ御天守臺伊豆石也此度ハ角石角脇平石まで不殘根二番石也上の分見影石に可被遊候由扱前々天守臺伊豆の石の分ハ外の御石垣の所へ足し石に可被成候とて大狐小狐ともに取除申筈に相極る此兩石ハ御玄關前升形見附に築き申候事○御本丸奥表の際の中仕切石垣高さ

二間長さ東西百五拾間程兩面切合石垣中通り廊下口角々切合仕御手傳中川山城守殿へ後入被仰渡候○御臺所前肥後矢倉の邊より御立關前御門臺此節の中雀門と申候升形の内石垣築直し丹羽左京大夫殿後玉へ被仰渡候○内下馬橋の近邊此橋前極樂橋と申候鐵御門二の丸口御門臺升形内富士見下喰違御門臺石垣中の御門臺大石の石垣此邊細川六丸殿越中守殿へ被仰渡候上梅林下梅林坂切手御門臺石垣寺田内記殿へ被仰渡候○御本丸二の丸總石垣御多門下御矢倉下ならし石大方一つ通燒損候分不殘取替此築直の分森大内記殿壹人に被仰渡右大名衆御いたはり上下の屋敷類燒の分御手傳先不被仰付候事右之石垣御普請次の戌の年中不殘御出來なり御普請中西丸より三度御成毎に御歩行にて御手傳大名衆并家老諸奉行其場所々に並居御目見被申上未々迄難有儀に奉存自分父子ともいに御供に罷出候御手傳大名衆への銘々に御意有之夏中の手傳方人足へ香霽散被下候○大手御門臺平川口内櫻田御門三ヶ所右戌年中築直しなされ以後山王社地に被仰付唯今の山王宮地なり○日本橋京橋の間に廣小路三ヶ所被仰付中橋の廣小路の唯今廣小路也鍛冶町桶町の間長崎町と申を御除廣小路と成○唯今靈巖島と申の靈巖寺寺地にて候此時深川へ引越被仰付候其跡たゝ今の町屋なり○東門跡此大火事前まで濱町の東横山町南之方皆寺地なり此時門跡淺草へ取替被仰付上寺町と申の柳原土手内南寺なり是より淺草深川駒込邊へ取替今以誓願寺前と申候○筋違橋より淺草橋までの間柳原土手の北不殘川端町屋也是も火除に町屋御除唯今御用石置場なり此所前の繁昌の町屋なり○屋の御藏と名附濱町の東淺草川近所に米藏有之候御米是にも在之候淺

草御藏ひらけ矢の御藏も御除被成候の此時なり○酉年大火事に諸人退場無之差支數百人燒死申候付退場のため横山町の道筋に本所への橋一ヶ所被仰付兩國橋と名附申候○遊女町酉年大火事まで唯今此堺町東の町に有之今元吉原と申所也酉の春被仰渡夏中に淺草觀音堂北の方土手の内へ引越申候○江戸中廣小路火除旁侍屋敷町屋寺々引せらるゝによつて比節江戸遠き所廣かり木挽町東の海築地被仰付候○御材木藏前の濱町唯今間部越前守殿牧野備前守殿屋敷に成申候處前材木藏なり是も唯今所々へ引せらるゝ事○御本丸御天守臺石垣内に兩面にして高さ六間石垣四方築内前々より空藏と唱へ御用の金銀納り大分詰有之候御天守燒失に付金銀一ツに湯に成申候戌年御天守臺はぐし築直しに付御普請取附まへに此金一ツにかたまり申候をまゆらに乘せ五六百人充にて三の丸まで引出し申候御留守居衆四人の奉行也銀坐年寄京屋四郎と申候古手屋五郎右衛門兩人請負三の丸にて金銀吹分仕申候石垣裏くり石の間に流れ込候まで取出させ遣し申候○亥年御本丸二の丸御作事の下拵本所に小屋場被仰付御作事御手傳大名衆十人被仰付高十五萬石十萬石三四萬石までの衆中棟梁分に被仰付御威光にて亥年中不殘御作事御出來冬御徙移西御丸より三年目御機嫌能御移り被爲成候此次にて御天守も可被仰付候儀に候得とも大變の所十分も如何との御沙汰にて御天守の相止み臺計御出來被差置候御事あり

後見草上卷終

後見草中

鳴の菊太夫長明か方丈記に行水の絶すしてまかも元の水にあらす流れによとむうたかたの且結ひ且消と移り行世のさまくを書あらわさるも宜なり予生れしより以來廿四五年の間に重さ六七目も有なんと思しき雪降しと龍の天昇せし由にて故の郡上大守金森殿の御長屋を引倒したるより外に驚く事もあらざりし寶曆九年の夏の比より誰仕出せしといふ事もなく來る年の十年の辰年也三河萬歳の謠る未録^本十年辰年に當れり此年の災難多かるへし此難を遁れんに正月の壽を祝ふにまぐ事なしと申觸たり依之あるひの雜煮を祝ひ蓬萊を飭り都鄙一統の事といなしぬ其年も暮明る十年の辰年の將軍家右大臣に任し給ひ御年もたけさせ給ふとて大納言家に天下の政務を御讓あつて其身の二の丸殿に被移給ふ扱大納言殿新將軍の御祝を二月四日に定りぬ在江戸の大小名の御家に此事祝し奉るとて其前夜よりさゝめきあひたり然るに其夜丑の刻計に赤坂今井谷といふ所のあやしき稗官の家より火出長坂通り一本松小山あたりへ火移り次第に風烈しくなり南の品川八つ山邊まで焼出北の田町といふ所にて火の止め大方ならぬ御祝なれいとして輕き者こそ逃まどへ御内に仕まつる人々の衣冠を正しく着なし火事装束の下部に輿かゝれ我一にと本丸殿に候し給ふ誠に稀れに怪しきさまなり同七日に御府内の町人に此度の御祝の猿樂見せ給ふとて又宵よりさゝめきあひけり扱此夜いかなる時にやありけん戌の刻計に神田旅籠町にありける五社の神の祠に一時專明といえる惡黨ありて火を放ちたり折節辰巳の風烈しく吹て火急にさかんになり次第に

移り行程に柳原佐久間町にいふに不及さしも瓦を並へし江戸の町千町計りも一時に燔と焼上り武藏下總の堺と聞えし兩國川を越深川に飛火して神社佛閣一字も残らず一へんの烟となり洲崎木場杯へ人家なき所までも焼通り此火の爰に靜りたり凡此内に有ける小橋の分にいふに及はず新大橋永代橋も焼落て空數名のみを残したり南の日本橋を堺ひ北東の兩國を限り明る七日の巳の刻に風と共に火の止めまた此夜増上寺といへる御寺より火出同時にもえ上り其火移り行程に先の日焼止りし田町といふ所まで行々移るへき家居もなく北東の大海ゆへ火の空敷焼止りぬ八代目將軍家御仁愛の餘り江戸中の家居土藏造りといふものに造られしより後凡四五十年以來かゝる大火といふものなかりしにより四代豊に侍しか今度の災にかゝり人々の財寶にいふに及す古き文まで數々失ひし事實に惜むべきの甚しき也と物知れる人の大息して宣ひぬるこそ理りなれ何者か祝しかへて斯讀たりけん

左右よりひの出をあふく右大將實おほやけの御代をめてたき

寶曆も申の年に改元ありて明和元年といなりぬ今年の新將軍を祝し奉るとて朝鮮國主より遠く我國へ使として吾妻まで來聘す公の警固大かたならずことに火事の第一なりとて辻々小路く番屋を建られ少しの透もあらざりしに此時も又いかなる家より出しけん二月廿日の夜神田あたりより出火し室町邊にて焼止りぬ其使歸るさ攝津國まで罷りしに道路の守護の對馬の太守宗殿成しか其家の長に古河大炊といふ者あり其者の下部茂市といへる者財寶を奪んため彼使の中官戴天宗といふ者の寢所へ忍ひ入天宗を刺殺し其場より逃失けり其

死骸の傍に我國の鍵の穂にて作れる懷劍の落ありしより事あらわれ一旦遠く隠れ棲しもたつね出し異國人の目前にて首を刎られたり是も例しすくなき事のよし又同し年の暮武藏國秩父郡の八幡山の土民公に訴し事ありて同し所の神流川といへる大河の邊に寄集りて鯨波を揚げけれの近郷近村にいふに及す上野下野の土民とも同し様に徒黨をなし我先にと驅集り五部(郡以下同)の人数合て二十餘萬人鴻巢大宮として押來り藤の驛まで至りぬと聞えしか御郡代伊奈備前守殿に仰て其黨人を静めらる此事大間の兵内といへる者工み出し五部の宮寺に高札を建て此企に組せすの村々焼拂んと書たる由伊奈殿の徳によりて御府内へ入さりしか理非にくらき關東者のならひとて此札を能幸と常に腹あしく惡しと思ふ家毎に押入て踏こぼち只荒にわれにけり此難に逢ひし人其數を知らず綿貫半平狐塚甚左衛門杯いへる者居宅にて互ひに討合疵を蒙り即座に命を失ひし者百人に餘れりとなり扱此事も明和二年の正月十日餘りに漸々静りけれの公よりの仰として其張本たる者たつね出し召捕へ來るへしとて與方同心數十人を差向給ふ是によりて五部の土民の長たる者或の十人二十人此所彼所にて召捕られ其數何百人といふに至り一つ獄屋に押入らる夫も猶餘りて集れの品川淺草兩所の溜といふ獄屋までにみちたり凡此度の騒動に其罪いまた定らさりしに其前に獄中にて死せし者其數を知らずとなり又同しく三年の春比より御藏門徒といへる邪法の沙汰さまざまあり其法の信者なるよしにて家富榮へける人々の家を孫子に譲り目出度隠居なんといへる者を初として愚智無智の嫗かゝに至るまで公に數多召捕れ獄屋の内に繋かれ

たり兼て願ひし後世安樂を引かへて大小地獄の呵責目の前にうけ常に錦繡にまとはれ育侍りし者其の沙汰にのみ聞し獄卒の責にあひなとかたまるへき忽命を失ふ者其數多しとなり公に未其罪定らすして死しける者のならひなれの小塚原鈴森なんといへる極重惡人を初棄給ふ處へ同し様に捨られたり依之其屍鳶鳥つゝき喰ひ餓たる犬の腸を引出し喰ぬ此事見聞人毎に目もくれ魂も消計に足へしなり漸々秋の比に至り其罪定り或の棲馴し家居を追拂はれ或のあかぬ夫婦を引分られ父子兄弟所を隔てむきくさまくの刑に行はれたり此年月間も及はぬ事成けり此邪法の根元の小畑工次郎兵衛とやらんに初り新吉原の近江屋權兵衛といふ者に其法傳はりかくの其徒ふへけるよし又同しく四年の春山縣大貳藤井右門といへる者恐れ多くもかく治れる御代を亂し奉らんと上もなき事とも工み企のよし宮崎準曹桃井兵馬杯いへる者公に訴出けれの是安からぬ事なりとて其徒に組せしと沙汰ある者罪あるも罪なきも時を移さず召捕給ひ様々に責問給ひしか果はあどなき事なれと時を譏り上を蔑し奉りて大貳の首を刎られ右門の鈴か森にして獄門にさらされたり又其徒の罪ある輩或の遠流に處せられ或の住馴し處を逐拂はれ上州小幡の領主織田殿も數代の領地召上られ遙東の國出羽の山形の内に於て領地を下し給ひたりかゝる事も由井正雪丸彌橋忠か後の聞も及はぬ事なり又同し年の夏水無月十六日の夜の事と覺えたり雷神夥敷鳴て竹橋といへる所の軍器籠置給へる寶藏へ落たりしにより是かために焼失ひぬ又同し年秋の比と覺えたり世上髪切といふ事時行りぬ如何なる故といふ事を知らず是の男女の差別なく美敷結ひたてたる

髮の元結際より剃刀を以て切れる様に何物か切て落す事なり唯襟元をつと寒氣立と覺えし
まてにて別に怪しき事もなく老たる人の少くして若き女子にことに多かりけり惣て此怪の
行れしは皆夕暮方の事なり世の人飯綱の法修する者の所爲なる由申觸し侍りし由湯島大根
畑に住居せし大善院といふを初として名たてる修験の數々公に捕へられ様々に尋問ひ給ひ
しに彼等か業にもあらずとて後の許されたり若彼黒青の類にやと申人も侍りき又同じき年
の夏の末秋の初に至り帚星とやらんいへる怪しき星東北の方に現れ根の細ふして末廣く大
なるくさ帚の形のことし此星次第に長くなり後の數十丈におよひ天の半にも至りぬと見ゆ
二月計も夜毎に見へたりしか北へくさかりて遂に見へす成ぬ是も古き文に記せるまて
にて誰見しといふ事を聞かす此時何者か狂歌しけん天中に怪しき物あり其形繪かける屍の
ことしと云前書にて

君か代ハ艸木もなひく帚星天下泰平武運長久

とを讀にける又同し年八月廿六日の事なりしか未の刻計に辻風俄に吹起り御府内の人家夥
敷吹破り或ハ板屏を飛し垣を倒しさしも丈夫に作り建し深川須崎の三十三間堂を地より吹
上て微塵にくたき果してけり近き比稀なる風よし扱其九月に至り感冒さかんに行れし初
いさせる程の事にもあらざりしか次第に時行ゆく程に後の路を往來する人も絶將軍家へ仕
へ奉る人々を始めとして大小名の御屋形に直宿の人も稀に成しにより其家々の御厨にて藥
夥敷煎し或ハ荷桶手桶なんといへる物に入臥居たる者其の枕元に持運ひ夫々に酌配り與へ

しと也此病段々と移り行後ハ佐渡越後の方まで至り極老の人などは是かために命を失ひしも
數多ありし由同七年の夏幸とやらんいへる星天中に現れ其形さたかに見えす四邊くまどり
て大さ一尺計も有なんと覺ゆ是火星にて凡地にある程の水氣此星のために吸取るなりされ
いこそ其夏より秋に至り次第に早し雨絶て降さしにより四民是かために苦しみ農業のい
どなみならず京にてハ加茂の川原に井戸を堀江戸にてハ日ごとに水を争ひぬ中にも小田原
にてハ餘りに水の絶たるにより一日に人一人に水一升馬一匹に水三升と定られけるよし實
彼星こそ火星にてや有けん是より後三年か程年毎に早してあくまで人の難義とい成たりけ
る又此秋の事なりき日の忘れたり戌の刻計に天俄に赤氣立終宵見へたりしか京地にてハ北
國方の火事なりといひ江戸にてハ下總常陸のあたり大火事にてや有なんと申人も多かりき
何のゆへといふ事を知らず惣して日本國中見えぬ國ハなかりしよし同八年ハ鶴龜の毛並生
ひたる馬を獻し又打つゝきたる早にて海底のさま違ひたるにや東海の鱒といふ魚北海に生
し南海の眞名鯉東海に揚り凡あるへきもの其地になく有ましきもの其地に生し海魚何に
ても上り中にも鰻蛸といふもの上總の國に集り九十九里といへる所にてハ海の色も見え
す成けると也かゝる事も聞も稀成事のよし又同し年夏の事にて侍りき時の老職上州安中の
大守板倉殿のおはしける櫻田の御屋敷に怪敷事の沙汰しけるハ下部の多く集り住ける所へ
如何成化生とも知らず其寐所に忍入彼者共の能寐たる者の吭元を一度に強くまむると覺え
啞といふ聲して互に目覺けるとや夜毎にかくの如きに凡半月計も不止其聲近鄰の大小名の

御屋形へも聞え皆人不審と侍りたり人遠き山里などにかゝる化生も稀々にあるよしなれと繁花第一の所といひ殊に武夫の御家にていまたかゝる例しを聞かす明れの九年に成今年ハ明和九とて言葉の縁あしかりきと人々かねてより申觸し侍りしに二月廿九日の朝より西南の風烈敷吹土烟天を覆ひ日の光朦朧たり皆人かならず火事の油断ならず家毎戸毎に言合せたり然るに午の上刻ころ北目黒行人坂大圓寺といへる小寺へ長五郎坊主眞秀といへる悪黨ありて火を放ちたりしに初の程ハ其烟風に吹切れさせる様にもあらざりしか程なく將監殿橋といふ所まで焼出是より火勢さかんに成其幅十町計に廣かり臼杵の太守稻葉殿御屋敷へ壹に火移り其火忽四方に散し外櫻田大名小路に住給へる九國四國の大小名の御屋敷一度にとつと焼上り燔天をこかし黒烟り地を卷日の暮る程猶烈しく風の益々さかんになり内櫻田大手前に焼移り其威權門の御屋形を初として平押におすほとに神田橋に焼通り又町家に火移りて未ハ猶廣かり筋違聖堂ハいふに及す神田の臺湯島の臺下谷鳥越淺草箕輪金杉田町五丁目只焼にやけるか果ハ千住小塚原まで焼出て夜のほとと明たりけり又其夜の亥刻比本郷菊坂より出火東北さして焼けるに晝の火と二つに分れ谷中三崎へ移り行東叡山を取巻て家なき方まで焼出たり明れの三月朔日に成ぬされとも火ハ猶止もせず其所此所より焼けるか巳の刻計に風北に吹替り馬喰町邊へ焼戻り山伏井戸といふ所に至り又風大かはりに吹かへて東風に成にける是によりて難波町高砂町なんといへる邊より西へくと焼行本町傳馬町を先として室町日本橋へ移り風次第に靜になり中橋の火除にて未の中刻

計に火ハ漸々焼止ぬ昨日までハ大小名の御屋敷玉樓金殿薨を連ね神社佛閣所々聳え商人職人の家までも美を盡し軒をならへ互に競ひ建たりしに今日ハ夫に引替て唯一へんの灰塵になし渺々たる原野のごとく虎の門常盤橋和田倉馬場先日比谷櫻田筋違神田なんと云御門くハ燒落て只残る物とてハ石垣計嚴然として見へ渡りぬ勿體なくも心觀院殿御靈屋を始奉り仁王門日吉の社大社にハ神田明神湯島天神大寺にハ東本願寺天徳寺其外聖堂御廐大馬建桔梗の櫓に至るまで其數はかり知るへからずかゝる大火の後なれハ烟りに卷れ火に焼れ男女の分ちもなく焦れ爛れし屍もあり或ハ命絶々に生殘る者もあり又ハ足を傷り腕を燒臥轉ふも多かりき光明寺の御寺にて同し所に死しける者百人に餘れりどや其外土手下西久保和田倉の御門の内爰に七人彼に五人枕を並へて死ける者時の奉行所へ訴へしも四百餘人と聞へたり或ハ堀河等身を沈め大名の屋形内燒焦れ果ける者其數はかり知るへからず又辛ふして命助りし人々も父におくれ母にはなれみどり子を失ひ妻を尋ね縦横に泣さけふ或ハ其藏此藏助けしと水をそゝき灰を除悦ひ勇む人もあり又ハ内より焼出しこのいかにと歎く者もありかく取亂したる中なれハ盜賊共時を得て財寶を盜取足早に逃るもあり又ハ見附出されて打たゝかるゝもあり主ハむなしくなりながら調度はかりハ燒残り積金たる所もあり又や事なき女房の一夜の臥所に迷はせ給ひ怪しの寺におはすもあり常の火事のならひに互に訪ふならひなるにかゝる火災の後なれハ尋ね訪ふ人もなく數ある人もさもなければ兼て賤しき者ともハ食を求る便なく飢へ渴へたる其ありさま淺間しかりし事共なり漸五六日過

て後幕を打繩を張板葺引廻し初て道路のなれてけりされども家を失ひし人々の露にうたれ
 船に浮み立所に迷ふの數忘れず扱廿日計も程経て後餘燼尙消やらず夜毎に空赤く物凄まし
 く見えける様實阿房の古もかくをと思ひあられける凡此度の火災にかゝりし處幅の一里に
 餘り長さ六里に足らずと也さしも廣き江戸の中三分の一も過たるよし是によりて萬石以上
 をまろしめす御方計も二百餘り増して其以下の者ども幾百萬ともはかり知れず明曆三年
 の大火と聞へしにまた家居もまはらにして萬事淺間にありける故何はとも焼たるへし近
 比の土藏造といふ物になり容易に焼さるしにあくまでケ様に焼ける事實天變の致所と人
 々恐れおのゝきけり騒しかりける春も暮夏も水無月に至る比萬民心すこしく穩に家作のい
 どなみ初りけりされども世上の姿何となく古へのことくにあらすされの夕涼川の氣色いつ
 の年より物淋しく是の傾城町歌舞技芝居いまたいとなみ初らざりし故なりと申人も侍りき
 只番匠左官の類のみおのか業のまけけるゆへおこかましけに見へてけり又七月廿六日武藏
 (常陸)國茨木郡石川郡といふ所の土民源左衛門と云る番頭の龜を捕へし是も元龜年中より
 以來聞も及はぬ事なり又同八月六日の早朝より雨頻りに降申の刻計に至り南風強く吹起り
 瓦を飛し軒をまくる其ひゝきのあらし事百千の雷の落かゝるに異ならず夜の更るに隨ひ風
 いよく盛んに成木を拔垣を倒しさしも丈夫に作り建たる家藏までを容易に吹まくり吹潰
 せりまた本所深川などいへる地卑の方への潮さし入床の上迄あふれみつ其所に住人のこ
 いかせんと騒動せりかゝる折節何としてか出しけん本所四つ目あたりの小家より火俄

に燃上り又同所柳島の弘前公の下屋敷も出火せり雨風の益々強く辨へ知らぬ女童このいかに
 天地も今や崩るゝかと周章ふためき泣叶ふ漸々夜半比と思しき比雨風共に止にけり夜明
 て後人の告るを聞ぬれ沖にかゝりし大船繋ぎ置ける大綱を吹切て陸地の方へ上げけるよ
 し又永代といふ大橋を一文字にはせ切て廿間餘り碎きたり立續きたる家居を容易に吹倒す
 程の風なれりまして此春火災にかゝり新に作り出されて未造作の整はざる限り大小名の
 御屋形を先として賤しき者の家居まで一字も残さず倒しけり又同し月の十七日は朝より
 北風強く過し二日の風雨のことくいとすさましく吹けるに其勢をくらふれり先のあらしに
 のおどろしか其節に助かりし家居の分り南の方へ倒れしなり惣して兩日の嵐にて吹潰され
 し家居の分御府内の數えられす伊奈殿の支配し給ふ關東筋の土民の家四千餘軒と聞えし也加
 様の事の見ぬ世の事に傳へ侍れと目に見る事こそ初なれ扱も此年頃まのあたりに見たし
 かに聞しこと毎に書盡すに餘りありまして邊土の遠境にて沙汰のみ聞侍し上野下野信濃越
 前佐渡攝津是等の國々にて土民どもの徒黨の事其外諸國の火事洪水大風の類ひまで一つ一
 つに記しなれ硯の海も乾きぬへし中にも明和八年の春より伊勢皇大神宮の有難き御利生あ
 りと申觸侍りしにより畿内近國を先として物辨へ知らぬ女童部八才九才の小兒まで我一と
 談り合主親の用を忍ひ扱参りといふをなしあるひの乳呑子を抱き御乳のどに至るまで其身
 はかりか飼馴し犬猫をもひきつれておどらし負しと詣てしなり後の七道の國々残る方なく
 雲霞の如く打群て日毎日毎に参りし程に大神宮の長官より人壹人に劔御被といふ物を一つ

充分ち與へしか五月五日六日の比の別而夥敷其數一同に廿四五萬に及ひしとなり寶永年中かゝる事ありしよし聞侍りしか其後いまた其沙汰を聞かず如何なる事の御利生にや覺束なし唯好事もなきにいふかしと申侍れの無爲にこそあらまほしけれ

後見草中卷終

後見草下

きのふのきふのあたし夢飛鳥川の瀬はやく寶曆の辰年より明和の辰年に至り既に十三年に及へり其間見聞し事とも書記して一つの巻との成りぬ夫より後今年まで又十六年を経たり過來りしかたの事思ひ出侍れの若かりし時と違ひ多くの忘れかちなりきいて年月も定かならずされと夫是髣髴と心に留りし事も多し扱も明和も九年に改元ありて安永元年との成ぬ今年より世の中あらたまり萬つ目出度成ぬへしと申傳侍りたり然るにいまた大火の後なる故させる替りも見へ侍らざりしにより何者か狂歌しけん

年號の安く永しと替れとも諸色高直いまに明和九

と讀出したり是の四民の心安からざる所より興しぬと見へたり又其年の事成と覺ゆ日光の宮薨し給ひ幾程なく凌雲院覺王院信解院の三僧正公に召捕れ極惡人を見ること獄屋の内

追拂はれ無官の僧と成給ひぬ深き罪やらん刑大夫に及すと聞え侍るにかくならせ給ふ事と不審しぬ其年の冬より同しく二年の春に至り疫癘天下に行はれ就中東海道の甚しく死しける人も多しとや抑當春の疫病の去る明和四年に行れし感冒と事替り其毒の強き事筆にも言葉にも盡し難く壹人此病に染る人の助かるもの聞ざりき遠江國日坂の宿にて人種も盡る計に死けるよし江戸にても餘りに死ける故に公よりの御救として人參といふ藥を賤しきものに給はりたり此年二三月より同五月晦日まで葬具商ひしいかはかりと棺屋の限り呼出し時の奉行の間せ給ふ凡十九萬計りと答申奉りしよし此病ひ中人以上の病む人少く下賤の者のみ多かりき蓋し戰國の其古へ耻を知り義を知り國のため其君のため命を棄し人々の其白骨の其まゝにねさめ葬る人もなし今に山野に捨さらし雨露にうたれありと聞治れる代の國恩にいかゝる程の死しける人たとへ賤しき屍にても皆夫々の分に應し禮を整へ式を正し骸をさらすの壹人もなし難有御代に生れ逢ひし事ともなりと志ある方々の申侍るも理りなり又其比同しき年の侍りし年頃疫癘のましなひし或は其姓名を札に記し家毎に門に張たりし深川蛤町水屋半助といふ男有此男今度の疫災にかゝり其身計か家内の者残らす煩ひ死果たり俗人の習との申なから腹かゝゆへき一談なり扱此病ひも秋に至りいつとなく止りしか同三年の冬例よりの寒氣強し所々の入江の水氷厚く船路絶てけり兩國川も氷とちて往來の船もたへし事の侍りき駿河國の暖國にて惣て氷といふ物を六七十年も見し人なし然るに此冬の御城の外堀に氷とちしと申なり此年比聞も及ぬ寒氣なり又同四年の事成し飛驒

國の士民とも公に訴る事の侍りとして數十萬人徒黨をなし高山の陣屋とやらんへ押寄強訴するよし聞えしにより美濃國大垣殿同國の郡上殿岩村殿越中國富山殿此四人の殿達に仰て其徒を静めらる中にも郡上殿の御人數一番に驅付とある森の片陰に徒黨の者とも相集り朝餉くらひ居しに鐵炮の筒先を揃へ微塵になれと打けるよし此勢ひに肝をけし徒黨の奴原騷立互ひに推合踏倒し右往左往に逃散て忽此事静りけりされ共又此騷動に或は深手淺手を負ひまさしに死せしも多しとそ今御代治りて後鐵炮を以て士民を殺し侍るといふ事此時を始めとす又富山殿御領地の境に飛驒の畚渡しといふ處あり此渡しあなたにも此方にも數十丈の切岸にて渡すへき橋造らん様なく常に大繩引渡し竹にて作れるふを以て貫き往來の人は是に乗て手操して渡るよし富山殿今度の仰蒙り給ひしより數十艘の船を集め繋ぎ置給ひしとや其武備のゆゑしきを慥に見し人語りてけり又同じ此の事なりき信濃の國木島といふ所の土民とも是も同じく徒黨して其土地の陣屋へ寄集り嚴しく要訴えたりしを其張本あらはれて無程誅に伏となり同五年の春の末より瘋疹といふ病時行三十以下の人々の病さる者稀成しか此病廿五年以前行れしか其時と扱れり今年のことの外にはけしと也又同じ此の事なりき御府内の人々五六月の間より正月の壽をなし豆をはやし雜煮をいはふ事實曆九年の如くせり命あれりかゝるうつけしひか事を再び見侍りしと友とち語り笑ひしなり同八年の二月廿一日大納言家基公常の御行列にて品川あたりへ御狩に出させ給たり此日いかなる悪日にや狩りし給へる所より俄に御病ひ付せ給へるよしにて早々還御まし〜たり今朝成らせ

給ふまでい御勢ひ壯にて御供に立並ふ人共いさみ進み參らせしか御歸るさの物の音たにもせず唯肅然と慎しめる姿のみ見え侍りぬと聞へし也此の何となし給へる御事にやと人々心をひやし奉りぬ同じ廿二日廿三日と申に御病ひ重らせ給ひけるとて諸寺諸山に御祈ありしにより高僧貴僧の大法秘法を修し又時に名を得し官醫の限り醫藥を盡し肝膽を碎きまいらせしかとも一つとして其効ましまさず御常業の限り給ひけるにや御歳纔十八歳にて同廿四日に薨去せさせ給ひたり實に天下第一の儲君に渡らせ給ひ殊に賢明の聞えおはしましけるにより萬民おしみ奉る事大方ならず無程京都よりの勅使御下向ありて孝恭院殿と諡を參らせらる御當家御代えろしめし給ひて後かゝる急病にて薨し給へる事を聞及はさる事なり又同年日光山大嵐して其土地の御役人山口平兵衛と申せし人父子中禪寺山御普譜の小屋に居合其夜吹倒せし大木の枝に打貫れ即坐に命を失ひしとかやいかなる神の御咎めにや昔より此御山にの大小の天狗數多ありてすこしも邪の心ある者の必害にあふのよし也まさなことにや覺束なし又去年の暮より今年の秋に至り伊豆國大島といふ島ありおのつから焼出夜毎〜に西南の方鳴動し江中に響渡り其所にあたる處の戸障子襖の類まで倒れし事多かりき又一同空打か雲佃くまき灰風につれ都下一面に降たり日を経て後に聞ぬれり薩摩國櫻島といふ處是も同じく焼出し其國のいふに及はす近國までも鳴響き恐れぬ者なかりき久しき事にて年月の忘れたり大凡此年の事と覺ゆ又同九年夏幾日もなく大雨降利根川荒川戸田川をさきとして關東の大河の限り水溢れ堤崩れ武藏下總一面に地卑の方の洪水せり誠に山を

かね岡に登る勢にて田畑とも見えわかす大海原の如くになり人家數多押流せり是によりて御府内第一と聞えたる兩國川の水はやく矢をつくよりも早し永代橋新大橋も一時に碎落たり公に此事はやく聞し召急き窮民救へと御郡代伊奈殿に仰せて數十艘の船を集め米錢數多積載て村々に分配り給ひたり然るに此水引兼て其所や此所にたへし程に救ひの者もよるへなく漸々漕廻り常に高しと見なしたる大木の上枝に彼船を繋きとめ十日餘りも過せしとそ其役にたつさわりし卑官どもの歸り來て語りし也扱もかくありし程の洪水なれり五穀一向出來のこそ土民の難儀大方ならず若きの手を引老たるの腰をれし子を抱き孫を負ひ或の十人二十人日毎く打群て御府内に入來り戸毎に食を乞求め漸々飢を凌きし者其數更に知るへからず人々難儀の此水の忘れまいをや子の年たんのふと童謠にも唄し也安永十年の春改元ありて天明元年との成にけりそも此年號の能事も天命惡き事も天命なれり頑愚の人の言葉に惡き事の天命と覺しなれり文字のひきあしかりけりと申人も多かりき實に天に口なし人をして謂しむるのならひにや其年の秋の比と覺えたり公よりの御沙汰として上野國より出さる絹一疋毎に銀二分五厘目といふ運上を定らる一國の民是を歎き大勢打群徒黨を結ひ要訴するよし聞えけれり直に其事許られたりされり此事誰より申上何某等か申出し侍りぬと誰いふとなく觸けれり名にあふ上州者のならひにて氣あらしき者共寄集り五百三百打連立此家彼家押込て土藏を毀ち戸を破り衣類調度の撰ひなく打こはし引裂てり投出し踏碎きてり取て捨て狼藉至極に振舞たり後に盜人立交り物盜ん其ために髪をかけ

て童と成一番に躍入又危と見る時の引かなくつて神に隠し富家を撰み指圖なして毀しよし中にも同國高崎大黒屋何某こそ運上取とすめ申せし一人なりと罵者もありけれり逃な者共と六七百人寄集り一度にとつと押寄たり所々領主右京大夫輝高朝臣在江戸の留守なから此事早く聞し召惡き賊徒の振舞かな只一揉にもみつふせと足輕大將原田宇右衛門をさしむけらる原田馬に打跨り鞭鐙を合せまつくらに馳向ひ組子共に下知をなし鐵炮を連ねて放しけれり面に立たる徒黨の者即坐に四五人打倒されりるむ處へ馬乗入縦横に掛け散し元より頭取人もなく寄集りし土民なれり一足もこらへりこそ此勢ひにちれれ互に踏合推倒し死入怪我人數知らず唯一さんに逃出し跡かたもなく成けるよし是にて徒黨の散せしか此度の騒動に産を破り財を失ふ者又其數の知れずと惣て近年のならわしにて上に訴訟ある時の土民必黨を結ひ狼藉を振舞ふ故領主地頭の勢ひの何となく衰へて下に權をとらるゝに似たり實に季世のありさまと歎息なしぬる人もあり其年も暮明る二年の春よりの海上波荒く何某の浦何某の沖船とも餘多破れし何百船とも知れざるよし凡此年の間に溺死せし人數知れず纔極月十七日の一日さへ七百餘人死せしとかや六十二年まへつかたかゝる覆船の難多かりしか夫より後の傳へ侍らすと老たる人の語られき吾邦はかりか異國まで海上に波あらかりしにや漢土の船十三艘紅毛船二艘つゝ長崎の湊入兼て定め置れし紅毛船の乘來らす漢土船の只五艘年中に着たるよし然し其内三艘の去年の乗後れにて有けるとなり又同し年春より夏に至り雨多く降けるより所々洪水の訴繁く中にも伊豫國土佐の地の甚しく田

畑もあれ損し人馬數多大魚の腹に葬られしとや又關の東も日々に日和あしく空曇暑さ強く日毎に蒸か如くにて七月の初より小き地震二三度つゝ震はぬ日はなかりし也同月十四日子の刻比とろくゝ鳴出し物音強くゆり立たり人々の寢入込たる頃なれに驚き騒ぐ事少ならず又明十五日のことに空打曇り残る暑さもわきて強く諸人日の暮るを待兼て涼かてらに端居して居たる比又俄に震出し踏足も止り兼壁をふるひ瓦を動し戸障子などを打倒し天地ゆさゆさ動揺して古く怪しき家共に見る間に倒すも多かりき翌朝見渡せぬ庭の面の氷の如く開き裂其中にも小日向の江戸川岸三尺計も震り開けり程経て後聞ぬれに相摸國小田原の城の櫓を初として商人農人の家藏より神社佛閣に至るまで直に立けるいなかりし八十年前未の年の大地震と聞えしに殊に勝れ侍りしか其より後かく甚しき更に覺え侍らすと百年近き老翁の昔を引て語られたり其年も暮同し三年も又關東の國々の春より夏に至るまで晴日の稀にして雨の日勝に覺えたり邂逅雨なき日の雲重り空暗く二百十日のころまでも晴と曇を數れ雨の方を多かりける然るに水無月の暑も知らず年老たる人々の冬の物着て過されたり是により河々の水増り千住淺草小石川小日向杯いへる所一時に洪水押出し軒を浸し塀を越し水難にあふ家幾程といふ數知れず大川橋水に押れて落扱七月になりぬるも空定かに晴れやらす漸く四日五日の比秋の暑さ身にこたへ五穀のみのかよからぬへし人々勇み申觸る然るに六日の夜半比西北の方鳴動し雷神かと聞いさにあらず一聲くゝ鳴渡れり夜の已に明けれと空の色のみはのくらし庭の面を相見れり吹來る風に誘はれて細き灰を降せた

り漸く午刻に至る頃風も止み灰も止初て夜明し心地せり又其日の夕暮方より同じ様鳴動し終宵止もせず明日七日の猶烈しく降灰も大粉にて粟黍などを見る如し手に取て能見れり灰にのわらて焼砂なり又是に交りて馬の尾の如きもの同しく降來る色の白も黒もあり又其砂の積りし程に遠のあれと深き所に至りての繁き霜かと怪しまる同八日の早朝の其震動も強き事比日よりもすさまじし人々の申せしに過し比薩摩の國櫻島の焼ける日空曇り灰降ぬ是の夫より多けれの遠國にてのわらし近きあたり日光か筑波の山にて有るへしと口々に云觸たり同しく十日下總國金町村といふ所の勘藏といへる村長御郡代伊奈殿の裁斷所へ訴へしに昨九日未の刻江戸川の水色變し泥の如くに候ゆへ不審詠候内根ながら扱し大木を始め人家の材木調度の類皆細かに打碎き又夫に交りて人の手足切れたる人馬の死骸數も限りも知れざる程川一面に流れ浮み引も切らす候ぬ宵より夜半に至る比次第にまはらになり川下へ流れ行候と注進申上たるよし續て幸手宿より訴へ出たるの同日同刻權現堂中川利根川此二つの川筋へ家藏の破れし材木類六七寸と覺しき柱七八尺の梁棟其外戸障子桁椽有とあらゆる調度の數々又の生木の太木とも四五尺計りに打折て枝葉碎け皮もむけ本末の分ちも知れず流れ下り候内僧俗男女の屍とも手足も切れ首もなく子を抱蚊帳に巻れ機物腰にまとい付或の手と手を取かわしからた半分切はなれ生々敷死骸とも水の色も知れざる程浮み來候内に上州群馬郡川島村と書付たるに荷駄を見付しゆへ拾ひ取立歸り委敷人に尋ね問ひ候へり伊香保といへる湯治場より二十里計彼方なる村の名にて候よし語り申なり又如何なる

水筋へ如何なる毒の流れ入るらん彼雜物の流れ過し其跡へあるとあらゆる魚とも水に酔たる状にて活るとなく死ぬともなく浮み流れ候ぬ是に定て川上に極て大變候へし餘り怪しく候ゆへ御注進申候と宿の役人文左衛門仁右衛門といへる者同しく申上たる由御府内の人々傳へ聞扱ひ此比灰の降し此故の事成へしと益々不審し侍りたり無程信州佐久郡輕井澤上州碓井郡の板鼻宿其外東山の宿々より追々訴へ出ける中にも輕井澤の者申せし今年春より同國の淺間嶽折々に焼出し烟いつより甚しく別て去月下旬に至り次第に繁くなり遂に今月七日の亥刻頃と覺しき時俄に震動雷電して其山とつと焰に成り屋鳴強く所の男女驚き騒きて親族の見分もなく思ひに逃出しぬかゝる折しも虚空より大石小石砂交りに焔々ともえながら雨より繁く降下り宿の長役又七か屋の棟へ焼石多く落かゝり其火四方へ散よと見へしに忽ちもえ付て宿中俄に大火と成り火の粉焼石雪吹の如く實大小焦熱地獄遁れかたう候間老若男女此時に十方にくれて候也此中にも宿役人六右衛門と申者父子手ひとく相働き水帳計の持退候然とも其者の孫や子共如何相成候や行衛相知不申候と是も訴へ出し也日を経て後慥に見聞し人に逢尋問侍りしに其人の申せし今年水無月廿八日九日の頃淺間嶽鳴動嚴しく晝夜止時なく七月六日七日に至り空暗く雷し電り眼を射日中も暗夜の如く砂石の降音の雪霰より甚しく人々恐れ戸をさし固め往來する人も絶え邂逅去難き所用にて出行事の有とさし松明挑灯にて路を照し侍りき同八日未の刻鳴動殊に甚しく何やらん降來る音したり如何なるものと見れぬ泥雨なり其熱き事湯よりも熱し又夫に交りて焼石烈敷

落かゝれり是の淺間嶽東の方其鳴動の時に當り一度にさつと裂開て隣國上州吾妻郡吾妻溪へ熱湯を吹出せしにて侍りし也抑此吾妻溪と申の左右の岨々たる山にて其真中を流れ行谷川の名成よし此故に此川を吾妻川とも名附となり扱此大變にかゝりし此溪川に従ひし左右に續きし二十二ヶ村惣て此間に立並ふ大家小家のいふに及はし草木人畜に至るまですこしも形あるもの有情非情の無差別皆熱湯と飛出す百間五十間の焼石にはねられ微塵に碎け押流さる其勢ひをたとへない百千の石火矢を一度に放つに似たるよし又其熱湯の深き事の何程か計難く此災にかゝりし村の其内に坪井と名附し所あり其村に住居する助右衛門と云る男あり此男元來家富眷屬多く慈悲深き聞へ有扱助右衛門住居といふの前の則吾妻川の路に臨み後の萬山といふ大山に續き道よりの高き事一丈計山に傍て地を開き其所に長さ二十間餘の酒藏二棟立並へ又夫より石階を付一丈計上の方に居宅を構へ其庭の正面に年經たる松を植置たり此松の高き事平地より五六丈も有之由扱此度の山扱と聞と等しく助右衛門か家族とも皆一統に遁れ出後の山に這上り顧て見渡せぬ川より續く熱湯のさはかり高き松の木の一の枝まで浸せしよし其深き事凡是にてはかり知へし又助右衛門か隱徳の天も感應ましゝけるにやかゝる災難に逢ひながら一家合せて九十餘人不殘後の山に遁れ壹人も横死する者なかりしよし其内に只壹人の半下女麓の島に何やら摘て居たりしか件の變事と見るより一さんに遁れ出んとせし内にはや熱湯押來り何んとも詮方なくあきれ立たる其内に不思議に搗臼流れ來り其前を過る故天の與へと飛乗て三拾里計川下へ流れ着しとなん偏に

助右衛門か餘幸とそ時の人々申せし也又此變の急なる山の裂たる所より一里計下つかた松の關所と云るあり此關の同國高崎の領主右京亮輝知朝臣の預り給ふ處なり其家子何某と云る男關の守をして居たりしに此折しも其關の前に掛置たる松橋といふ橋を修理し給へる時成しに其工とも聲々に山か抜て候へとあはたしく呼はりしにより其男是を聞武具の捨置へきものならぬ持退んと提の提たれとも夫さへも不叶して漸々に遁れ出後の山に上りし由又此時諸共に右り左りの峰へ遁れし者皆吾妻川に岸にのそみ立續きたる里人なり手足達者のももの辛ふして遁れしか跡に残りし妻や子の家の外にも出る間もなく浮つ沈つ押流され或の窓より顔を出し又の棟木に取付て助けて給へと泣叫ふ彼者とも是を見てあれよくと呼はれど何とも詮すへなく見殺しにころせし事いと哀れけに語るも有昔より七難とて七つの中にも是の如何なる難にて侍る聞さへも猶おそろし總て此度の變災にかゝりし所淺間嶽の麓より利根川の汀に至り凡四十里計の内皆泥海のことくなり人家草木一つもなく砂に埋れ泥に埋れ死亡せし牛馬限り幾程といふ數知れず老若男女僧俗合せ二萬餘人となりされこの元利根川新利根川其川下の流々人馬の死骸充滿せり寶永四年亥の富士の山の燒けるの古今の變事と聞えしか夫より増りし由實に希代の天災也凡此度燒砂蒙りし處拾餘ヶ國に及ふといへども就中西の信州追分輕井澤を限り東の上州吾妻郡のいふに及はず高崎麻橋に至るまでを第一とす深き處に一坪一石三四斗に及ふよし是によりて田畑俄に荒地と成土民忽食を失ひ其後に至りて此所に三百彼所に四百或の千人二千人地頭くの城

下に詰寄此事歎き訴へたる中にも安中の領主伊勢守勝曉朝臣のあらしめす城下へ詰寄歎き訴し事惣て三四度に及ひしかはかゝ敷取上げ給はさりしに依り果の大手の御門へ詰掛けもし救ひ給はずの城内へ入可よし嚴しく要訴するに至り様々に扱ひて漸々引取らせ給ひしと也此折しも近國近郷の溢者能幸とや思ひけん東西より驅集り千人餘徒黨して餓民なりと偽り其所此所の富家聞出し見出しひたこはしに打潰し金銀米穀衣類まで我一と奪ひ取り次々に押通り九月の末十月の初比臼井の關の向方成小諸のあたりへ亂入り不日に信州上田領へ押來るへしと風説せり伊賀守忠濟朝臣在江戸の留主なれの家老共聞傳へ是安からぬ風説なり先其虚實を糺すへしと旗の手の者共撰ひ出し物聞に出したり其男立歸り昨三日午刻一揆と覺しき胡亂者十五六人打連立小諸まで來りしが一味の人數集らざりし故なるか又物見のため成か直に引返し行方知れず成し由又其外に至り人數の多少の知れされと大勢集り一手に成り村々へ亂妨し其後行方知れず候と詳に述たりけり家老共是を聞其條にあるならん必定當表へも來るへし先其用意仕れと家中の者を招き集め櫓を開き兵具を揃へ再び物聞を出したり其男立歸り昨夕の追分省の宿中まで一揆押寄候ひしか加州の御家人何某とやらん泊合是を聞惡き下郎の振舞かな若此家に手向は、撫切に成へしと嚴敷下知を傳へし由一揆共是におち互に其場を引退き夫より道をかへ小田井野澤の方へ向ひし由野澤村に兼てより一揆の風説を聞傳へ一支さへんと其村口の橋を引多勢を備へ待掛たり一揆是をも恐れけん向ひの河原に打聚り夜明まで屯して侍りしか扱又小諸の方にて其御家の家子士以上

火消裝束足輕以下の揃の羽織大手の門を差固め打守り候體見渡して候と是も細かに申により家老とも驚き家子共呼集め只今物聞立歸りおかしのよし申せし也然らぬ油斷なるへからず若當表へ來りな一先利害を説聞せ承引せぬと見ゆならぬ一々に搦め捕其上手に餘るものならぬ皆殺にすへし必油斷すへからず各私宅に扣居て重て觸を待へしと委敷下知を傳へし由扱其日の夕暮比一揆のいよく多勢になり小諸の在々を亂妨し布引山へ人數を上夜の明るを待受て上田領へ押來るへき評議のよし専ら風聞仕候由櫛の齒を挽か如く在町より注進せり上田の家老是を聞それく下知をなし十三以上の家中の諸士不殘城へ呼寄扱誰々の弓鉄炮又誰々の鎗長刀と各々得道具を授置一揆遅しと待居たり翌五日寅の刻物見の足輕馳戻り人數の程の知れず候へとも徒黨共と覺しき者奪取たる綾錦御幣の如く切割て一手の印と成し田中宿の近くまで只今亂入仕るとあわたくしく申により大目付山口平兵衛おとなの者の下知を請差圖を成て申せし大手口物頭横田地彦内小林三右衛門馬廻り鈴木久女治中羽熊之丞是等を始として諸士十七人徒士二十人鐵炮足輕三十人引連守れと傳へたり扱酉の半刻比根津領の内眞田洗馬村の方一陣の烟立各是をきつと見て一統に申せし何の烟立揚るの必定村々燒拂ふと覺えたり鄙夫下郎の輩に御領内を亂妨させおめくと詠め居るならぬ深き武門の瑕瑾ならぬ急き彼地へ走向ひ蹴殺すへしと申により家長とも是を聞各々申さるゝ處一々に至極せり然らぬ松井八郎兵衛惣大將として有合人數の其内を四百五十人餘引分て向ひ給と差圖せり松井始惣人數直に其坐を打立り入替て物頭野治大夫加藤

與左衛門其外馬廻り十人徒士十人鐵炮足輕三十人藤井頼母佐治八左衛門を大將として其跡を固む一揆此體を遠見して其備にや恐れけん此手の方へは向はずして矢澤の方へ引退くかゝる處に伊勢山より使來りいそぎ注進申せし唯今一揆數百人川久保橋へ押寄來り候へ所の者とも御領内へ入立しと嚴敷防戦て一揆二人打殺し候得共殘る人數多勢ゆへ防兼て候也早々御加勢下さる可と遽しく申により家長共聞届惣頭吉田九郎右衛門大目付大野彌太夫馬廻り木村與三郎三村久米次二木太郎杉浦平三郎松宮兵藏正木加藏加藤辨之助藤井常吉吉村篤之助なんといふ屈強の者共十人餘り其外足輕五十人馳向へと下知したり若者とも是を聞一騎驅に馳出し得物くを打振りて我劣らしと渡合面に立し一揆とも眞の武士に立向ひ何かの以てたまるへき或の腕首打落され横さまに倒るもあり又の首を打割れ目玉飛出て死るもあり其外深手淺手を負ひ叶はしものと逃出す透さす追詰繩を掛又押へて旗を奪ひ取惣て生捕三十人御幣の旗奪取事三十四本に及ふとなり扱も今度の一揆沙汰も今日を限り止みしとなり若も爰にて追平けぬものならぬ松本松代の方までも亂入しいか成珍事も可出來に能を防ぎ止めたりと時の人々稱美せり近年諸國の騷動の皆々公民どもの徒黨にして所の領主へ要訴するにて侍りしか是の夫に事替り所の群盜の亂妨をなすなれの眞の一揆の機しなりと心有も心なきも皆々眉を顰めたり扱も此三四年氣候あしく五穀の實のりよからぬ上に此秋の天變にて米價甚騰踊し四民の困窮大方ならず來酉年の秋までに雜穀までも盡果て人々飢に及ふへきと浮説さまく成しにより都下の四民怖れを成し安き心の無りしと

なり今年も暮同四年の春に至り米價日毎に貴くなり頓て拂底し侍るへしと申觸し侍りしに
より大小名の御家に家中育む爲なりとて多く買貯へ給ふにより下賤の者の食に饑へ妻子
を捨て逃去り或ハ川淵へ身を沈めあへなく死するも多かりし後ハ鳥目百文に米五合に足ら
ず賣けるゆへこのいかに成果るやと道行人も逢時の外の事の語りもせず唯此事を嘆きし也
或ハ富豪にして慈悲深き者共ハ己か家にて食しぬる常の食を半減せハ他に半日の命助かる
有へしと粥に作り糧を加へ日毎に食ひしも有然ハあれと御府内ハ將軍家の御座しませ處な
れハ諸國より運ひ送る米ハ絶間なしされと又是を費し食ふ人も多けれハ日毎に費へ行富た
る者までも賤山かつの如くしてさま／＼の物を食したり此御代治りて後聞も及ぬ事なり住
馴し人々さへもかくあれハ増して遠國他國より入來る飢民共如何共せんすへなく大道にさ
まよひ侍りしか夫にも行足さりしにや辻々小路にて倒れ死せる其數を時の奉行へ訴しも萬
人に近しとなり又此春三月廿四日の事成しいかなる怨やありけん時の老職羽州松山の酒井
殿遠州掛川の大田殿勢州八田の加納殿武州金澤の米倉殿新御番の詰所の前打並んで退出あ
る其真中に立せ給ふ遠州相良殿の御嫡男田沼山城守意知朝臣と申仁佐野善左衛門政言と申
せし人詰所よりつゝと出粟田口一竿子忠綱か鍛たりし大脇差を抜放し眞一文字に切掛たり
餘りの事に驚かせ給ふにや諸役人立並ふ人々を初として次の御間に扣たる芙蓉の御間に詰
給ふ諸役人一度に唾と立たり思々に開かせ給ふ跡ハ意知政言唯二人意知其日の御脇差ハ貞
宗か作なりしか殿中を憚りて抜放しもし給はず鞘から受留給へハ鏢ハきれ覆輪ハ飛ひうし

る引に引ながら桔梗の御間へ出させ給ふ此方の透さす切込て深手二ヶ所負せ參らせ既に危
く見えし處へ遙か隔てし所の大目付松平對馬守殿此體を見よりも一さんに馳寄て政言か後
より兩小手かけてむつと組政言ハ組れなから放せ／＼とあせる内御目付柳生主膳殿物陰よ
りつと出押へて脇差を奪ひ取一たんひらきし人々も立歸り折重り遂に政言を捕すハむ又意
知朝臣ハかたへに助け參らせて大勢いたわり集りて御番醫師天野了順を呼出し御療治をな
さしめらる然とも了順ハ殿中の故なるやはかはか敷療治もせて血止計を押あてハ漸々疵口
ハ收めし由抑此山城守意知朝臣の御父主殿頭意次朝臣と申しハ八代目將軍家の時龍助と申
食三百俵給はりし御小納戸たりしか次第に昇進し九代目將軍家の御代に至り厚く御旨に叶
ひ一萬石の地を給はり大名になされしを其後先將軍家の御時御寵愛益々厚く段々領地を増
加へ給ひ遂に四萬八千石になり天下の政事を預り給へり此殿の上座にハ彦根中將濱田侍從
などおわしませと其人々の事の申さて只此殿の御威光をのみ四海の人々恐れけり然るによ
り日毎夜毎に御門に出入し膝行頓首する者市の如く我おどらしと殿の御旨に叶ふへしとて
絶て珍敷もの共あたひをいとわす買求め贈り參らせしにより金銀珠玉いふに及はずあると
あらゆる異國の寶まで此家に參らざるハなし一日或人意知朝臣に對し奉り御家にハ古今珍
寶不足なし給ふものハあるましきにと申せしに其席に羽州山形の領主秋元永朝朝臣夫か中
にも戦場の血付の武具ハ所持し給ふましと戯れ給ひし程なり又此比世の人己か支干の七つ
目に當れる物の形ある物常に愛し翫ふ時はからさるの幸ひを得る事ありと申觸したり此

殿子の年の御生れにて七つ目午の年に當り給ふにより馬を愛し給ふの由人々傳へ聞太刀刀の金具より掛物屏風類ひに至るまで物の上手か作り出せる馬の形あるもの一々取て參らせしにより皆此殿の御家に集りぬ若も世に残りある時の其價ひ昔に十倍すとなり又夫より猶甚しきの阿蘭陀の商人共日本にての七曜の模様付たる物を能價ひに成ぬと心得其模様付たる織物器物の類積來る事多し是此殿の御家紋七曜成るゆへなれなり又其年月の忘れたり過し比豊州臼杵城主稻葉殿と申せし御方神田橋御門の御守り仰蒙らせ給ひし時或夜此殿の家子潮田内膳と謂し男の下部酒に酔ひ狂ひ其御門を通りたるか何やらん不法の事を謂つもの罵り呼かたるにより番人とも腹を立其者を強くいましめたり其仕業あしかりしとて其日詰居たる番頭何某とやらんいへる男重罪を蒙りたり其威光の盛ん成し事此類ひ多かりき意知朝臣のかゝる目出度御家の御嫡男に生れ給ひしかとも御父子執政の重職を蒙り給ふ程の御果報に渡らせ給ひし御身にして如何成宿世の御因縁にやかゝる劔難に合ひ給ひける事の怪しさよ同廿六日夜に至り御手疵次第に重らせ給ひ百藥其効なく遂に果給ぬ扱佐野善左衛門政言の意知朝臣の果給ひしにより其罪切腹に定り同四月二日と申に山川下總守殿檢使に立せ給ひ揚り坐敷の庭にて腹切て果られたり凡士の賢不肖となく朝にあれの譏られ女の美惡となく宮に入れの妬るゝとやら意知朝臣の御事ありて後も相良殿御勢ひ替らせ給ふ御氣色もなく一日二日と過さるにはや常のことく出仕ましゝ又折節の愛を忘れ給ふためなるか猿樂など興行し給ふよし人々傳聞知るも知らぬも惡み譏り奉らさるゝなし去年より

の童謡にいやすの水晶て氣のさんさといふ事行れし最中なれの下賤の者とも夜に入れの暗きにまされ此殿の御門前を打通りなからいやすの善さて血のさんさと謠ひ囃し又二人乞骸人壹人の七曜の紋付たる酒樽の古筵をかふり怪しき姿して馳出せの壹人の鐘馗大臣と成惡魔遁さしと追詰木刀にて切殺す眞似して町々を白晝に廻り歩行せる是を見聞人毎にあれ心よき振舞やと申さぬ者いなりし也かく侍りける人心なりしより政言の死して後はからざる幸ひを得侍りぬ去年の冬より聞も及ぬ飢饉にて四民あくまで困窮し侍りしに此人はてられし翌日より五穀の價ひ少し賤しく成しにより頑愚の者とも寄集りあな尊有難や此人の人間にていましまさし神にておはしましけるか我々を救はん爲假に此世に生れ來てかゝる奇怪を仕出し神あからせ給ひけりと謂觸て其なき骸を葬し淺草本願寺の寺中徳本寺といふ御寺へ毎日蟻の集ることく引もさらすつとひ詣てひたすらに世直し大明神と崇め唱へ申すの由時の奉行聞し召近比奇異の事なり是を静めよと其卑官をさしやり給ひ門の出入を止られたり是によりて暫く人も集らざりしか其後も何事を祈るやらん詣る人の絶さりき是も宿世の因縁にや例し稀なる事なりき扱此後に至り御府内の五穀の價ひ少し賤しく成しとも他國の因縁にや例し稀なる次第に食盡す果の草木の根葉までも糧になすへき程の物食せずといふ事なし或の松の皮をはき餅に作りて喰ふのよし公にも聞し召飢を凌ぐ爲なれん菓餅といふものを作り喰へと觸られたり其製法の能藪のあくを抜粉にはたきて一升あらん米粉三合ませ蒸搗て餅となし是を喰ふの事なりき其中にも出羽陸奥の兩國の常の豊饒の國なりしか

此年の夫に引替て取分て不熟にて南部津輕に至りて餘所よりの甚しく錢三百文に米壹升雜穀も夫に准し後々の銀十二目に犬一疋銀五十目に馬一匹と價を定侍りし由然ありしにより元より貧しき者どもは生産の手術なく父子兄弟を見捨てて我一人に他領に出さまよひ嘆き食を乞されと行先くも同様飢饉の折柄なれは他郷の人に目も掛けず一飯與ふる人もなく日々千人二千人流民とも餓死せしと聞へぬ夏も漸々秋に至りぬれは新穀も出來り世の中すこし穩なりされ共昔より人の申傳へし如く飢饉の後いつとても疫病必流行とかや今年も又其ことく此病にかゝり死亡する者多かりき遙か程過後陸奥國松前瀉に罷りし人歸り來り語しは南部の五戸六戸より東の方村里に飢饉疫病の兩災にて人種も盡けるにや田畠の皆荒果て渺々たる原野の如く郷里に猶在なから行通ふ人もなく民屋に立並へと更に人語の響なく窓や戸はそを伺へは天災にかゝりし人葬吊ふ人もなく筋骨爛れ臥もあり或は白骨と成果て煩ひ寐し其まゝに夜の物着て轉もあり又路々の草間に餓死せし人の骸骨とも累々と重合いくつとなく有けるを見侍るとを申たりかゝる無慙の有様の亂離の後にて聞及ぶましとを聞えし也此體に侍れは何れの年か耕作むかしに立歸り五穀の實のり出來ぬへし苦々數世の有様と申たりき又或人語りしは白河より東の方此一兩年凶作にて婦人の月經廻り來らず鶏玉子を産さるよし是も一つの異事なるへし扱此年の秋も暮冬の初に至る比御府内の端々何某の寺何某の家への脇差拔連て夜盜數多打連立押込物を奪ふの由日々に謂觸たり後御郭近き小路にして誰彼と衣をかはれしなど誠しやかに風説せり是を聞人毎にあな恐

ろし左様の憂目に逢はんは叶はしと喧しく申なし夜の出行人もなくさしも繁花の江戸の町往來も少く侍りたり此事誠にていなりしにや後々の又何事もなく靜に成ぬる又此年の辰年にていつも辰年の必火災多しとて人々恐れ居たりしに師走も半過れとも入^本まて何事もなかりしゆへ世の謂ならはしは空事と諸人油斷し侍りき然るに下の六日の夜戌の刻と覺しき比鍛冶橋御門の内に遠州横須賀の城主西尾忠移朝臣の御屋形よりいかゝして火をあやまりけん一時に火出せり折節西北の風烈しく猛火焰と立揚り忽阿州土州兩殿の御屋形へ燒移り是より四方に飛散て次第に押行程に數寄屋橋御門の内外南に新橋仙臺候の御屋形を限り北に京橋を堺にて其間に在ける人家一字も残らず燒拂ひ東西さして廣かり燒移るとき築地鐵炮洲に立並ふ大小名の濱屋敷只一片の烟となり燒移へき家居もなき波打際にて火の止め凡前夜の戌刻より明廿七日の午の刻に至るまで燒ける程に家數何千といふ數知れず其間に立ちたりける西本願寺を先として一つも残る物もなく空しき原野と成たりけり去年の飢饉より打續たる困窮故大小名を初とし諸人今度出火の災を見聞あら恐ろしの年を疾く今年を暮しつゝ新玉の春を迎へたしと申さぬ人なかりし也明のれ五巳年當年の世の中穩に五穀の價も賤しく人々もいとなみ安く悦び勇み侍りぬ然るに春より秋に至り世に稻葉小僧因幡といへる曲者ありと沙汰したり此曲者の振舞ひ並々の盜賊にあらず人家の軒に飛上り飛下る事まことに天をかける鳥の如し又塀をつたい屋根を走る事平地を走る獸より猶はやしと也然るにより如何なる堅固の御屋形にても此曲者忍ひ入てとおもひし處へはいり

得すといふ事なし先一番に御三卿の御本殿を初として薩摩中將肥後少將安藝侍從津侍從小倉殿郡山殿其外御老職濱田侍從相良侍從此殿原の御屋形或は御寢殿御座間近くいつの間にやら忍ひ入太刀刀を先として御衣服調度或は千金二千金の御寶數多く盜取今日は其所の御屋形昨日は此御屋形と毎日毎夜其沙汰止時なし是を傳へ聞し人々人間にてはよもあらし必妖術を修行せし惡黨にてを侍るへきと申さぬ者はなかりしなり公にも其沙汰聞召嚴敷尋ね求め給ふといへともいつこに隠れ忍ひしや半年餘りも知れさりしかる希代の曲者も運命盡る時成か同年九月十六日の夜一つ橋の御屋形へ再ひ忍ひ入たりしに名もなき下部に生捕れ公に渡されたり則裁斷所へ引出され様々拷問されしかと同類も侍らす音に聞えしとは事かわりさせる術なき盜賊にて元來の武藏國入間郡の生れにて今年三十四歳に成新助といふ男也片田舎の生れ故田舎小僧と申を聞誤り呼ならはし稻葉小僧と唱へし其罪已に定め程なく首を刎られて獄門にこそ晒されたり世亂れ國に道なき折に高位高官の御座近く盜賊へ入へけれかゝる治れる御代といひ殊に又大國をよろしめす武夫の御屋形たとへ戸さしひなかりしとも御威光武徳に懼れまいらせて忍ひ入へき道理にあらず然るを此新助か容易に忍ひ入たりしは是を誠に人妖とや申へき又同年八月の事なりき日忘れたり藤枝外記殿と申食祿四千石知召れし御旗本如何に狂氣や仕給ひけん新吉原に住居する大菱屋の遊女綾衣といふ傾城と情死して果られたり公に此事聞召し其身にも似合さる不義なりと知行を沒收し血筋を斷し給ひたりむかしより聞も及ぬ事なり今年も暮同く六年とい成ぬ今年支干丙

午にして元日も丙午に當れり誠に皆既の日蝕なれり又如何なる年いかなる珍事や出來りぬらんと去年よりは是を恐れ合諸人案して居たりしに已に元日と云に至り曆の面に替り八分計の蝕成けれり世の人は是を見侍りて實に目出度事成るへしさせる事も侍るましと頑愚の者の習ひにて悦ぶ事十倍せり扱雨風の程もよく火災の沙汰もなく靜に春を迎へたり然るに睦月の半比より日毎に風荒く物の乾く事火を以てあふるかことし同月廿二日に至朝より西北の風強く土烟り吹立て空の色見え分らず凡午の刻と思しき比湯島臺より火出來黒烟り卷上りぬ人々すはやと騒ぐ内其風下に向ひ四五ヶ所飛ひ火しひら一面にもへ上り纔か一時計にして大河を東へさし深川八幡丁まで焼出たり吹風の益々烈しく段々に幅廣かり南の通町を限りとし日本橋にて焼止り北の馬喰町を堺として山伏井戸にて火の止め扱も此四十年計以來堺町吹屋町といふ兩町の火災にあふ事拾度計去によりて此邊に住居する人飢まで此事に馴熟したとへ鄰火の火事にては家財調度を持退く事他所に勝れ侍りて嗚呼の者とも多かりき然る内に今度の火勢の烈敷事走る馬より猶早し忽火烟押來りさしも手練の者とも家財を除く間もなく火の粉を凌ぎ烟をさけ命計を助かりて漸く遁れ退たり住吉町に住し關岡といふ鼓屋の少し後れ侍りし故父子並て焼死したり昔より火災數多有中にためし稀なる火勢なり明日廿三日も同じ様に風烈敷昨日の焼し灰を吹揚け空一入暗く成しか又午刻と覺しき比西久保紙屋町より出火し是も一時足らずに赤羽根橋まで焼抜て此處にて漸く焼止ぬ此火風に吹立さられ田町邊へ飛火して同様に焼けるか海際にて靜まりぬ凡今日の火事は幅三町に長

五町と聞へし同廿四日の夜南方空赤く日を経て後に聞ぬれば神奈川宿の内三百餘軒焼たるよし夫より後に至りても日々夜々に風あしく同廿七日の朝本町二丁目に火災あり又其日の午の刻本所四つ目より焼出し釜屋堀まで焼通り堀のむかひへ飛火して家なき所にて焼止りぬ又其夜の事成に雉子橋御門の内にも有ける御藏の搗屋より出火して御城之方風下故既に危く侍りしか幸ひに消留て是は此所にて焼留たり睦月を過ぎ衣更着六日の比午の刻に又小日向の蓮花寺より出火して同様の吹風に東南さして焼けるか次第に廣かり其日の暮比に至り御茶の水まで焼拔たり今ハ駿河臺へも續へかりしに若此所にて消得すは行末如何程廣かるへしと聲々に罵れぬ公にも氣を遣ひ思召給ひ定れる火消御役人の外大手櫻田合て外手の大名衆に俄かに奉書を下し給ひ是を防げとありけれぬ各仰を蒙りて人数引連立向ひ互に耻を争ひて火水に成て防かせらるかくありしにより凡亥の刻比に至り漸く猛火を靜得て御茶水限りに消止たり同日駿河國久能山の脇山より野火出て明る七日も終夜焼けるか同八日の早朝に風と共に止しと也昨日のことく吹風の御宮も焼へかりしを幸ひに風止みしハ東照宮の御神靈による成へしと其土地の人申せし也同九日の下野國日光山風雷烈しく降たりしに如何して火を誤りけん御奉行天野山城守殿の厨より出火して坊敷四十一ヶ所町敷八十二町一時の灰と成けるよし久能といひ日光と云とも神祖の御神廟無異とい申せとも斯ねとろかし奉る事いかなる事の御告にやと恐れぬ者いなりし也扱去月十一日より今月の半に至るまで凡三十五六日の程其風の烈しき事日毎夜毎に止時なく空すさましく吹晴て雨一滴も

降されぬ今や其所より焼出すや此所も焼ぬへしと心少しも靜ならず又昨日も一昨日もその軒この垣根に悪黨の火を放せしと浮説さまさま多きにより家毎に土藏を目塗して或ハ負葛籠等引出し諸人家業を打忘れ騒々敷世の有様成けり兼てより江戸の習ひ年毎に冬春ハ火災多く侍りしか別て此春の物騒々敷聞も及ぬ事成し斯有し程に物の價ハ俄に貴し家富榮る人も藁を集て屋根をふき葺簀を取て四方を圍み怪しき家を作り立所まはらに建出せり又悪黨の者多けれぬ人々家居守り居て猥に夜行すへからすと公より觸給へぬ出行人もなかりし故さしも繁華の御府内も二月計の其内ハ片田舎を見ることく淺間敷こを見えにけれ扱衣更着も過彌生も半ハ過る比流石に江戸の繁昌にても歌舞妓芝居の類ひまで最早再び出來ましと兼てハ人の申せしが其事に引替て無程修理も調ひたり又同月廿三日相州の箱根山自から鳴動し同廿四日の比地震ことに甚しく凡此兩日に百度計震ひし由是より二子の山崩れ蘆湯底倉なんと云湯治場所へ大石落人家多く破りしと也扱此鳴動に驚きてや猛獸街に走り出畑湯本あたりにて往來の者に咬付人々害を蒙るよし春も過又卯月の半比より同五月に至り二ヶ月雨まきりに降つゝき時ならぬ冷氣行はれ夏の衣着る人いなし是によりて鳥物のみのり實せず是ハ恐ろし又今年も秋納あしく侍るへしと申さぬ人もなかりし也同七月十二日の夜雨風ことに烈しくて關口より小日向邊洪水軒をひたし夫より日々大雨止す勢ハ車軸を流すか如く水いますます彌増してあそこもこもあふれ出て終に十八日といふに至りむかしより聞も及はざる水災とい成にけり凡關八州の國々此災にかゝらぬ地なく遠所いささ

す近き荒川筋にあたり小梅寺島須田須崎此村々に住せる者秋葉堤の上に遁れ三谷鳥越なんといふ町屋の者の二階より屋の棟へ這出て水の落るを待居たり然所本所堅川通り逆井龜井戸小名木澤東西の葛西領江戸川に續きし所一面に水開き小家の棟を越し大家の軒を去のき大凡全度の水の淺深すこしつゝの違ひのあれと堤上にて七尺餘り耕作地より一丈四五尺有けるよし去によりて小合溜用水入樋皆一統に押流れ堤の損しに數知れず此にて數十間彼所にての數百間崩れ損せざる所なし然るより松戸をはしめ權現堂川元利根川二合半領上松伏金町の御關所に至り北の草加越谷粕壁宿幸手栗橋庄内領關宿の先々岡の變して淵となり川瀬代りて水勢まし渺々然として海のことし唯一面に見へ渡りぬ斯有しより此内に住せし家を流し財を捨父子兄弟別れつゝおもひくゝに逃出し神社佛閣を先として少しも小高き所へは遊き寄流れ上り棟に跨り軒に下り辛き命を助けりけり其中にも仕合よき小船筏に取乗て水に任せて流れ付小名木澤におはしたる前阿州大守重善朝臣の北の方兼て船に召るゝ事嫌わせ給ふ故により少し後れ給ひし内水勢忽さかんに成御屋形を浸せしよし遁れ出させ給ふへき御便りなかりしにより怪しき小船漕寄させ御二階より直にめし御二男豊前殿諸士等纒に主従四人にて漸々漕ぬけて品川の海に出田町の濱邊に住居し伊勢屋利兵衛と聞へたる米商人の裏へ漂ひ着せ給ひしよし利兵衛迎入奉り四國町の御屋形へ直に送り入參らせしと也かゝる止事なき御方にもかく危き事に逢せ給ふ折からなれりまして商人農人ともたとひ命の恙なしとも其時の艱難苦勞おしはかりあるへし公にも此事はやく聞召御町奉行御郡代

皆夫々の役に應し窮民救へと命し給へ各仰を蒙りて我一にと船を仕立逆卷水を押切て便りよき方を撰み船を漕寄して此所に十人彼所に五人救ひ取て漕戻し兩國川の岸の此方又馬喰町の馬場の内草屋大に作らせて一つに集め置れたり扱堺町吹屋町の芝居坐を飯焚く所と定め人足數多召集め飯を焚せ給ひけり人足とも手々に飯を握り固めて紙に包み釣臺に載せ桶に盛り段々に持運へは是を施行にひかれし事凡半月計に及びたり抑御府内近き所の洪水と申事東照宮關東へ移り住せ給ひて後數度に及ふ内にも寛保二年戌年と聞へしこと勝れ侍りし由今年ハ夫に彌増して甚し卯月の中比より降續きたる霖雨ゆへ大地も是にうみけるにや又水脈とやらん謂る物裂破れし事成か青山牛込杯といふ地高の方の路裂て水を四方へ吹出し船にて通りし所も有又岩かねの如くにてさはかり堅かりし路成しも沼田のことく和らきて往來たへし日もありし又岸の崩れ岸落て是に壓れし人家もあり名にしあふ山の手さへ水溢れ侍れりまして本所深川あたり地卑の所に至りて寛保二の水勢より四尺計も深しとなり然ありしより兩國永代新大橋いづれも流し落されたり見渡せし所さへ如斯侍れり其先々に至りて如何計といふ程あられずさなきたに今年ハ田畑共に不熟して今ハいさゝかの物までも残らず流れ失ひしより一日二日の野菜さへ買求むへきもなくあくまで人々困窮せり然も此水引兼て一二月もたへし故出羽陸奥の路絶て諸物いよゝ拂底しぬ實に希有の水災成と恐怖せぬ人のなかりし也又此春の初つかたより何の故といふ事を知らず夜なく空中にあつて怪しき音し侍りぬ此處にあるかどすれハ彼所に聞ゆ大名の直宿の

武士又の病人の介抱人慥に聞人多かりき世の人は是を天鼓と號し今度の洪水出し後絶て其沙汰止みにけり是水災の告成へしと人々申侍りき明英宗皇帝天順七年癸未如件の音せし由其時李賢と申せし臣下奏せしの上不恤下厥有鼓妖と申せしとなり若然あるに類せしや不審し又同月晦日の夜慥に月の二つ并ひ出しを見し人ありと語りたり是の怪しき事なりき又其比伊豆國宇佐美久津見の海の面潮一時に眞水となり海獵暫く絶たるよし是のさいつ比の洪水の海へ入し故成とそさもある事にや同八月將軍家此比御不例にておはしましけるよし申人も侍りきされと外様にての知る人もなかりし也然るに今月十五日殿へ出御成し給はぬよし人々傳へ聞奉り扱の慥に御病にておはしましけりと初て驚き奉りぬ同十八日十九日の頃の御病ひ次第に重らせ給ひし由にて日向陶庵若林敬順といへる町醫師二人俄に御城内に召せられ其日直宿被仰付たり是を聞人毎に只ならぬ御病ひにて御座しますらんと益々驚き奉れり同廿一日と申にさしも日本にて御勢ひさかんに渡らせ給ふ遠州相良の大守意次朝臣俄に出仕を留られ給へり又是と等しく先の日召れし二人の醫師同しく外様へ逐ひ出され無程御暇給はりぬ是を聞人々このいかなる御事の候てと唯何となく打怪しみ道行人に行逢て互に目と目を見合ての物の一つもいひ兼たり同廿七日に相良殿御役被召放又房州館山の領主稻葉越中守殿正明朝臣も同御役被召放是の知行三千石を減せられ給ひたりとも一方ならぬ御寵臣にておわしけるに何の落度や候てと聞人興を醒してけり又其後に至り幾程なく相良殿も知行二萬石を減せられ住馴給ふ居屋敷を纔か二日の間に被台上築地の屋敷へ移らせ

給へり實に赫々たる者の必衰ふと云る古人の言葉空言にあらす龍蛇の勢ひ盡る時の螻蟻集りて制すとかや昨日まで門前に問來る人の馬駕籠絶間なしさしも盛んなりし御有様も今日夫に引かへて瞿公か官を止しよりも甚しく唯寂々寥々として人なき宿の如し又様々に便り求めて結ひし縁の大小名四十餘家其身ばかりか召仕家子まで少しもつなかる縁ある者皆仇敵の様に交をたせ給ひたり止事なき御方さへかゝる奇怪をなし給へり増して辨知らぬ下部とも爰かしここに寄集り色々にいひ罵る其ありさまの耻かしきいかか末世とい申ながら淺ましかりし事共なり蓋し九代目將軍家御在位の半頃より時の執權たる方々物を贈り参らする事を權門と呼ひはむきと唱へ貴賤となく其門に出入する事止時なし夫か中に相良殿の任にあたり給へるほど盛なる事ありさなりさるによつて此殿の親族と呼ぶ人々皆一時の勢ひを得て高位高官に昇らせ給ひ昔より成難き事も自由になり官を賣位を販くの類多かりしにより我もくと縁を結ひ又よるへなき方々の蛛の巢の遠くつなかる便りを求め兩敬といふ事に唱へなし互に親族の如くもてなさる中にも此君の御次男中務少輔忠往朝臣と申を駿州沼津の領主水野出羽守忠友朝臣御養君となされし事故沼津殿も押續たる御勢ひにてをおはしたりける其御家に仕ふる下部まで皆社によるの鼠にて何となく勢ひありし程に世の人羨み尊みて又物を贈る事の多かりき一日堀部殿何某といへる者其家の長なる土方縫殿助といへる方の許に茶事に招かれり其日の草の茶事とやらんにて先寄附の座敷の床に古法眼元信か晝の掛物をかけ前に黄金の米俵に白銀の鶏とまれる香爐をすへ次の一

間に三尺餘りもありなんと覺しき白銀の花生を釣り花の水際清くさし角棚に唐鳥の羽
箒に光孝か弟の水仙の毛彫せし黄金の棗を取合置扱風爐にいかにも大なる當銀の茶罐を
掛傍に染付のいひ形といふ上なき南京焼の水指を飾付茶事既に終りて後炭流れけれ通ひ
の男探藏を持出たり其内に攝津の鴻地善右衛門か家に傳る安南黄色の龜の香合を後藤光孝
に黄金にて寫させたるをのせたるよし棚に飾れる棗もいと重かりしか合香の手もたゆむ計
に覺えしと語りき相良殿に縁ある家のおとなたに如此の事なれ其主君々の花美全盛押
はかりて知られけり昔より上を學ぶの習なれ寶曆の下つかたより今天明に至り世の奢侈
聞も及ばぬ事のみ多し其内に一つ二つを謂は、年毎の春の始に權門に出入する人寶合とい
ふ事をなして一年の吉凶を占ふ是のまづ其前かたに或の花合繪合なんといふ題を闡にして
互に引合侍るなり或日はを見侍りしに其日の題の花合蘭の花菊の花梅の花卵の花なんと一
人々に探り得て題に合せて引たり蘭といふの大なる朱塗の唐机に唐焼の筆架硯屏を飾り
同じ様なる小さき瓶に九雀の羽根六七本立扱小菊の鼻紙を紺染の手拭にて巻帙に入たる書
籍の形に作り其傍に四つ五つ積み重ね別緋縮緬にて盆の形ちを縫せたる多葉粉入數多く並
へ下毎に曲水の詩金泥にて書せたり是の蘭亭曲水の宴に擬するとなり又蘭幅なからの赤地
の錦を雨除にひき四方の柱に美しく染たる縮緬を巻縵子莫臥爾モウアルの女帶當世めきたるを二筋
三筋もて其腰を圍み中に輪每菊花の蒔繪たる盃を付數十本立續け葉の皆縮緬の和巾成
よし大さ九尺計りに作り出せり又八幡坐に金銀の火のたきをなし鉢の綾錦の烟管筒を集

て筋金の姿につなき餼に同じ様成烟草入を連ね眉庇之吹返に玳瑁の櫛を付鍬形に大
きなる白銀の煙管をさし前立物の小さき鏡を挿り扱其傍に絹にて作れる紅梅の枝に白縮緬
一端はかり旗のかわりに掛けたり是の源太景季か箴の梅の意なるよし次の遠州流の蘆棚に
白縮緬をかけつらねたり是を卵の花の雪と見まかふ垣根を學ぶとなり大體其日に集りし品
左右各四五十番もありぬと覺ゆ凡一坐の戯れ事たに如件榮耀なれ元より花美を第一とな
す新吉原の遊女屋にて其家の太夫と呼ぶ、傾城の部屋坐敷の結構いはん方なし先床褥の今
織の笹箒段子の類を以張鏡天井是の船底天井かふ天井をやつせしなど思ひの風流を盡
し或の金泥にて寶生雲を畫しあれ又時の繪師の上手を撰み四季の花美しく畫せたるもあ
り是等皆繪絹にて張立たり其外まいら床違棚の類ひ或の高蒔繪にし或の沉金彫にす又夜の
物に至りて錦に緋縮緬の裏付たる賤しきかたにして金花布猩々緋などいふ異國の織物
を第一と成せり髪カミの飾調度の類も夫に准し衣服の殊に美を盡し彼の是に劣らし是の彼にま
けしと我一にと争ひし程に金糸にて作れる袖装を様々の摸様付たる紅縮緬の上に重ね或の
羽二重を漆にて塗り一面に梨地を蒔させ所々に秋の木葉に吹寄たるさま蒔畫にかせ又其
間を土寶つなきといふ物を螺填なしたる類ひもあり中にも扇屋の瀧川といふ太夫などの鳶
色の天鵝絨に牡丹に狂へる唐獅子を五色の唐糸にて縫せ其上にあく迄薄く打延たる白銀を
細き糸にてたち夫を以て織たる西洋の羅紗を重ね縫せ上衣になしたり見る人は是をうつくし
と譽れいとやすけに引裂て人にあたへ其破れ跡より下地の縫物あらはるゝを一時の譽れ

と成したり凡如件の衣纒か五日六日の間に着かへ又後着と唱へ改め作れり惣て一衣の價四五十金より七八十金に及ふとなりかゝる世のさまなりしにより鄙も都も古風すたり邂逅質素の輩あれ唯ねちけ人の様に謂なし指さし笑ひ誹謗する者多きにより互に負し劣らしと奢侈をのみ第一の事といなしぬかくありし程に人々の營みあしく日々月々に衰へ上たる人も不足し給へ下さまの者の益々不足し今の上下困窮極れるにより奸商酷吏此時を幸ひと思ひ様々の工みを企ておのれを利するか爲に上に向て御益御ためと説き物毎に付て運上召と進しにより村の奉行頭人も多く其旨に従ひ結ひ金銀の兩替より炭薪の類に至るまで物毎に其事のあらざるなく又少しく餘地ある所へ新地を築き新田を開き給ふ事止時なく是によりて世の風俗の次第に變し止事なき方々の文の往復言葉のあや位にも似ぬ事のみ多し唯巧言令色を以て人の心にさからはぬ輩あれは是なん今の世の大通人といふものなりと譽稱し侍りし程に讒諂面諛を能事と思ひ尊卑の分を別ち知る者なし

世になきの御無事御堅固致候つくはい様に拙者其元

世の中の諸事御尤難有ひ御前御機嫌さて恐入

と何者か狂歌して譏れりまして賤しき者に至りての耻を知り義理を知る者なし此廿年計以前まで町家の裏に住居せし者媚よき女子持ぬれ今様の小歌淨瑠璃を習はせ藝者といふ者に仕なし月の夕部花のあした遊宴の席に出し折節のもてなしをなさしめたり色好める若男子とも此藝者といふ者に思ひに謂語り人知れす一度も二度も契りをこめて嗚呼の事

仕得たりと心安き同志誇り慰み侍る内其父なる者は是を見出し初より工み侍りしこと成にや又の實事の事成にや事々敷腹立大事の娘に疵付しなど荒々敷罵り侍りしにより男も耻かし他人に知れていなど様々に扱ひ詫ひ多く金銀を與へ内々にて事を濟せ侍りしにより知る人も少なかりしに近き比の其風次第に流れ定れる遊女屋にもあらて御廓近き町家の裏々所々の新地などに地獄といふ怪しき小家を拵へ已か娘を賣物にし又闇敷客多き日の已か妻女も同様に賣侍るよし買人もけからわしとせず已も耻かしと思はず意氣揚々たり又見聞人も曾て怪しますいかに世の中末なれのとて斯まで人道の亂れ侍る事は非もなき世のならばは也享保元文の比まで世の妨と成へき事の小歌淨瑠璃の類ひにて深く停止し給ひたり其比豊後節といへる淨瑠璃の京より時行下り侍りしに風俗をやふるはしとも成ぬへしとて頓て止られたり其折しも米の價の事に更へて豊後節八斗二升に解られてといふ狂歌ありぬ幼時にて下の句の忘れたり然るに近きころの笑ひ書と唱へ今様の男女赤裸に成尾籠至極の振舞せし姿繪を大道に掛置て商ひ又博奕の重き天下の御制禁なるに年毎に霜月酉の日大鳥大明神の御祭禮とて千住淺草兩所の社頭其路々所せきまでおきものおき筵を張長半袴蒲一などいふ博奕の場所一里餘りも立連ぬかゝる僻事好き給へる神の御心を不審しけれ夫のみならず御廓近き辻々にてお花のひつかへしなど名付し博奕白晝憚る景色もなく夜の焼火高く照し其所此所と其場所を設く往來の人此に立寄賤からぬ者までも打交り群居する事夥しこと盗賊の古今に通せし大罪なるに巾着切といへるすつはとも白晝に路行人の後に廻りうつ

け男の着なしたる羽織の下へ忍ひより己か頭に是を被り腰に下げたる巾着胴亂の類盜取仕たり顔して連立行又奪ひ難きと見る時のおのか友とち謂語らひいさかひに事寄て或打合たりき合其虚に乗り何にてもわれ奪取ての逃出し往來の人と顔見合せ笑を含み別れ行其ありさまの傍若無人外に何かの侍るへき好事の者とも謂語らひ今日又すり共の物盜むさま見はやとて茶店などに立休打見侍るも憚らず其事の顯然たる如何にやと寄集り大息する人多かりきかくはかり成僻事を卑官共の見聞なから知らぬ顔にて過ぬるの怪しかりし事共なり然ありし世の風俗ゆへこんなつまらぬよやさの類ひ成へし扱も相良殿館山殿二人の殿連御役御免仰蒙らせ給ひて後わつか四五日過侍りて此一兩年の御企にて莫太の金銀を費し開かせ給ふ下總國印幡手賀兩沼の新田去し洪水に堤崩れ土手破れし故成か又別に謂れある事にや其儘普請止られたり其外和州金剛山の金堀事も止られたり且亦此比凡日本國中公領私領を初として寺社に寄附し置れたる少し計の所まで小間一間に銀三目つゝ運上召れんとありし事事も同止られたり何の御故なる事にや朝に令出し夕に改むるの類をと申人も侍りき同廿六日に遠江國濱名の宿龍の天昇なしけるよしにて數多の人家破れし由同廿九日にい辻風夥敷吹侍りぬ關の東の國々させる破損もなかりしに關より西の甚しく豊前國中津あたり民家のいふに及はす城の御門二つまで吹倒し侍りし由又北陸道若狭國小濱といふ所にて西北の風朝より烈しく雨頻りに降けるか午の刻過比空すこし晴かたにて風の止よと覺しきにさわなくして同半刻又黒雲れゝひ重り山鳴海荒く波の高さ一丈餘りに打上て俄に西風

とつと吹立並ふ家々の妻戸をまむる間もなく屋根をまくり垣を倒し小家の限りの吹潰し沖に繋く船共の碇を切て陸に吹付小き哨船の類ひの屋の棟までも上たるよししかゝる風勢成しに寄地卑の方に水れし入田島もあまた損せしと也凡此一國にても二尺廻りの立木より五尺に至る大木を十四五萬餘本まで打折侍りし由其外五畿の間の國々大風吹ぬ所なく田作の害と成けるよし近年打續きたる天變地妖の其中に今年に別て止時なくいかなる事の御告にやと人々心易からず然るに同月八日と申に將軍家薨去し給ひし由を觸られたり扱ひ此程の變事とも此事の御知らせと初て思ひ合せたり此御觸ありしより上下の歎き大方ならずさしも繁昌の御府内も暗夜に燈火消し如く鳥獸の鳴音さへ常に替りて覺し也同月十二日いかなる者の言觸しけん玉川猪の頭といふ兩所の上水元毒を流したりと傳へ侍りし程に諸人一度に騒ぎ立只一日の其間に貴戚權門の御住ひ所を初として町々小路々々に至る迄此水の通る所汲貯し其水を傾け捨るもあり又此あたり源へ程遠し毒の染る間も有へし明日の用意にすへしと周章ふためき汲もあり偏に奇怪の浮説也扱も秋も過冬の初の日雨いたく降けれと將軍家の御葬送御式無子細濟せ給ひ幾程なく勅使下向ましゝて俊明院殿と諡を參らせらる凡人の世に居る貴きと賤しきと差別のあれと禍福吉凶に至りては皆天の致置人力の及所にあらざるにや又徳不徳の因る事にや此君の御在世の内是を御不徳と聞へさせ給ふ事なあらざりしに將軍宣下ありし日より今年に至り二十七年の其間外にして天變地妖止事なく又内にして御臺所を奉始御公達御二方姫君御一方共に先立せ給ひ唯御身一人此世に残

り留り給ひ朝夕の御事まで下の意に任せ給ひて萬事自由なる御行ひも聞え給はず一生を終り給ひし事如何なる過去の御約束にや實天下の富貴を保給ひし御身にして果報拙き御事はかりと心有も心なきも皆いとおしみ奉りぬ同十一月大納言殿本丸殿に移らせ給ひ御新政とも逐々に仰出させ給ひ世の風俗も何となく改るへき御崩しあらはれ給に寄世の人未頼母敷難有御事に申唱へ奉りぬ然とも三十餘年下り來りし惡風なれ俄に變し難く此年も暮明れの未の正月廿七日に至り今日御番頭水上美濃守殿御宅にて御同役勤給ふ小堀河内守殿小等原播磨守殿大久保大和守殿三枝土佐守殿酒井紀伊守殿内藤安藝守殿能勢筑前守殿都合七人の御方々寄集り藝者寄合といふ事を成し給ひてけり是の時名妓六七輩も呼集め大酒宴をなし給ふ事也其時酒たけなはに及び兼て遺恨や侍りけん又其坐の戯れ事にや大久保殿水上殿の膝元へすり寄携へ來りし菓子取わけ是參らせと箸取て狹まれしよし水上殿其折しも盃扣へ給ひし故酒半に候間後刻頂戴致さんとかたへに差置給ひしに大久保殿是を聞何事にや聲あら、け粟饅頭にて候ぬものをと手を指延てその菓子を掴み側に居合し妓女の顔へまた、かに打附給ひし由是のさいつ比相良殿御勢ひ盛ん成し時淺草馬道に住居せし生花の指南せし何某とか申せし者潮田鹿(尉)右衛門といふ男にいさゝかの怨ありて粟饅頭といふ菓子に草烏頭と石骨といふ藥を細末して入送り與へし事侍りき夫をたどへに引給ひ申出させ給ひし成へし扱此大久保殿の御言葉と初として七人の御方々思ひくゝに惡口し後の各立上り其日饗應に出されたる將軍家より給はらし調度なんと初とし或の膳腕皿鉢まで

手に當る物を幸ひ打こぼち踏潰し又抓て擲出し給ひしよし其中にも甚しき大小便を席上にまたゝかたれ散し又夫を狭みそこらあたりへ打付給ふ御方も有し由かゝる非禮の振舞を耻かし共思ひ給はぬ方々なれ其外の傍若無人なし計り知られたり凡此御代始りて後人の頭となる方の鄙夫下臈に増りたる其非法狼藉共聞も及はぬ事共なりき是をまことに人妖とも申へし又春を過四月初に大納言殿大將軍に任し給ふへしと兼て觸置給ひし處に折節大雨降つゝき海道の川々水増り勅使を初奉り堂上の御方々は是にさゝへられ漸々同月十日比御下向ましませしにより同月十五日宣下の大禮行れ内大臣の大將軍に任させ給ひたり今日より天下の御政事御手つから出ぬへき御事なれ世の中の風俗も改り萬事穩に成行て萬民泰平の御徳化を蒙り奉るへしと身を側て歡喜せり然共寒去り暑氣來るの習ひ秋暑の三伏より甚しく春寒の三冬より猶嚴しく御代既に改り申せとも去りし子年以來打つゝき七年の凶作にて飽まで諸民困窮し殊に去りし午の年の凡日本國中押ならし三分一の收納成よし依之今年の春に至り米價次第に騰躍し既に五月の中旬比淺草の御藏庭相場と申に豊なる年の百俵に小判十七八兩に商ひし年も在しか今年に夫に引替て貴きの極りの二百十二兩までに至りしなり實に寒苦も馴れなる、習ひとて鄙も都も諸共に様々の物を貯へ市町にて商人の是を調へ喰ひし故過し年の如く餓死する人のなかりしかと一日かせき炊き喰ふ者共の鳥目百文に三合に商さるより百計既に盡果て此事救ひ給はれと時の奉行曲淵甲斐守殿へ御訴に參り其旨愁訴もあり曲淵殿聞し召不便の事に思召給ひ色々御思案あれと兼々足らさ

る米なれの如何詮方なく若もケ様に物の價騰躍するの奸商の所爲にもやと商家の藏々一々改て少しも貯へ持たるの其錠前へ封を付私に賣らせ給はず只貧富の差別なく食を等しくなすへしと男一人に米二合女一人に米一合是を一日の食と定め伊勢町といふ所にして五日の分を限りとなし所々の長共の證文と引かへて賣與へ給ふへしと町々へ觸られたり然ありしにより賣買の道却てふさかり益々諸民困窮し鄙賤の者共詮方なく今飢死ぬよりいふとて遂に同月二日夜赤坂といふ處にして雜人原徒黨をなし同し所に住居する雜穀商ふ家々を打破り打てほちて是を騒きの初として南の品川北の千住凡御府内四里四方の内誰頭取といふ事さらになく此所に三百彼所に四百思ひに集りて鉦をならし大鼓をならし更に晝夜の分なく穀物商ふ家々を片端より打潰しいちむし也に亂れ入在合限りの穀物を大道へ引ねろし切破り奪ひ取八方へ持退たり初の程の穀物計奪ひしか後の盜人加りて金銀衣服の類ひまで同し様に奪ひ取りぬ斯ありし事既に三月に及びしかの公にも聞し召安からすや思しけん町奉行盜賊奉行の方々に仰せつゝ是静めよとありけれの各々組子をめしつれて馬に跨り鎧を合せ縦横に乗廻しきびしく召捕給へとも元來鳥合の雜人なれのこゝかしこに逃散て捕へらるゝの數少しかゝる騒きの折からなれの様々の浮説多しすこしも富たる輩の今や此家を打てはつか頓てあの家を破りぬへしと女童部を引連て貧者の方へ身を去のひ潜り避る人もあり又大名の御米を迎へとり給ふにも少し警固の薄かりし途中にて奪ひ取るのよし申觸侍るに寄籠車一二輛に積重たる扶持米に武士四五十人前後を圍ひいかめしく引も有或の一度こ

はたれし者ともい重て家藏破られての叶わし物と寄集り一町々手組をなし合印の鉢巻しつ手に竹槍磨きすまふたゝひ來る事あら拍子木を相圖となし只一勢に突て出皆殺しに仕てくれんと勇み進んで待もあり松永貞徳か戴恩記に町々小路に新關を構へ柵をふり鹿垣を結ひ常の往來も自由ならずと戰國のいにしへを見しまゝ記し置し今を又其如く木戸をさし行馬をゆひ往來も自由ならずより工商二民業を止め戸さしを塞て居たりしに怪しかりける有様なりあかありしにかいよゝ賣賣の路たへて縦令千金萬金を重ね掛ても砂石に同じく米穀買ふへき便りなく貴人高位の方までも四五日窮し給ひし希代の珍事と申へし此事追々公聞し召いそき此亂まつめよと御先手の人を撰み十組に仰渡されたり扱窮民を御すくひの老少男女の隔なく人壹人に米五合と銀三拾目餘即時に下し給ひたり猶是も事足らすや思召けん御郡代伊奈半左衛門殿生年二十四歳なりしを從五位下攝津守に任し米穀運送の惣司となし給へり抑此伊奈の御家と申へ代々關東の御郡代として其徳八州に口(不詳)しき給ひ又今の伊奈殿賢才の聞えましますによりさはかり拂底せし米穀を如何して取集め給ひけん公より下し給ひたる二十萬兩といふ金子を以て時の價ひ小判壹兩に米二斗つゝに商しを其儘に買求め一倍賤しき價四斗つゝを以て窮民に分ちあたへ其外大豆迄も皆是に准し買調て分ち給へ諸人ますゝ此儀に感し此殿助けまいらせんと日々四方の國々より御府内へ運ひ入是によりて五穀忽ち豊饒なる扱其時のありさまの船の印に伊奈といふ文字白字に赤く染出し船毎に押立し秋の紅葉の浮ふか如しまことに海河狹しと見え渡

りぬ又穀分ち給ふ場所芝麴町深川淺草四ヶ所に定らる爰に集る窮民の偏に霞の如く雲の如く何程と云數を知らず皆大旱に雨を得たりしよりいさましく目出度君の御國恩と悦ひのいろ巷にみつ蓋し天運循環して往て歸らすといふ事なし三十年前頽敗せし風俗の改りぬる時至り奥州白川大守定信朝臣を老職第一の坐に撰み同國泉の領主本多殿を少老職となし給ひ別て石河土佐守殿の御寄合より撰み舉げ其外當時賢才のある方々を逐々朝に舉げ用ひ又奸猾の徒の不殘外様へ追退賄賂の路を絶給ひぬ此分に侍らひ程なく寛永享保の化に至るへしと皆目を掛けて待奉る昔々丙午丁未の兩年の必す變多しとて丙丁(午)季鑑といへる書を漢土の人も著し置けり實さる事も侍るにやかく御政事の改れと兼て不足の米穀なれぬ俄に補ひ難く在江戸の四民とも麥を搗やら糧を炊やら片山里の如くにて命をつなき侍りき又氣の行はるゝ處年の數に寄る事にや肥前國長崎にて五月廿五日攝津國難波にて同月十一十二十三日陸奥國石の巻にて六月六日より八日まで雜人原黨をなして多くの人家破りしよし其外紀州和歌山和州郡山是等の所を先として騒かぬ國の少しとかや其中にも皇都の流石みやこにて人の心もさかゝしからぬ近郷近村の住人とも二百三百打群て九重の御門御門に立向ひ今年豊年になし給へど祈り申奉り或は賽錢擲て伏拜むもありしとや又今年も春より雨多く洪水せし國々もありとされ共本立て道行れぬる事の習ひにて朝に賢者をわけ給へり聞人更に恐怖せず誠にまた五穀の實入近年の豊作と申觸侍るに寄萬民泰山による心地してけり賤しきたとへに雨降て地かたまるといへる如く若此度の騒動なく御政事の改るまし

きなど申人も侍りき予若かりし時より風化次第に亂れけり此末いかなる世とや成なむと又如何なる事や出来なんと五十年に餘る老の身にも應せぬ事のみを日夜案し居侍りしに白川の太守老職に舉られ給ひて後纔に三月はかりにして

世に逢は道樂者におこりものころひ藝者に山師運上

世にあはぬ武藝學問御番衆唯慇懃に律儀なる人

と謂る惡風忽改り又逢ひ難きとおもふ世に再ひ逢ひ奉る事の嬉しさよつたなき筆を爰に止ぬ

安政四とせといふとしのかみな月十日あまり七日の夜の戌の時より丑の刻までに一わたりよみかうかへつ

活東子

明治三十五年十一月再校了

颶風記事

癸未八月十七日夜大風，實爲予墮地以來所未嘗值，因錄所見聞，以廣管窺。資塵譚，題曰颶風記事，但爾時訛言沸騰，傳聞多虛，不可輕信，故今於其傳疑者稱或曰，以別之，人名地名未詳確者，將俟異日訂正，然其所謂傳信者，又未免難據也。漢儒好說災異，使值此等天變，必應扼腕痛論，自今代象緯大明之日，而觀之，殊覺其拘迂，予豈効之乎。

菊月念五識。

本歲自五月至七月，殊少雨澤，人皆憂。凡旱，默禱甘澍，迄七月八日而雨，依此至十六日，雖間有不雨之日，了不開豁，十七日竟日雨，入夜頗甚，且風。亥子之際，予就寢，熟寐無復所記，丑時驚悟，子時雨不甚駛，而風號怒如雷霆，室屋漂搖，覺欲摧塌，予穩臥不動，益計無如之何，非迹追虞舜烈風雷雨不迷，既而蹶起危坐，蓋心神驚悸，不能甘寢，亦非敢學宣聖之甚雷風烈必變，予不喜與妻兒擾雜一室，常獨臥于古處堂，久之，荆婦方來，請防風雨之方，予謾應曰：屋未必至頹毀，無勞支撐，荆婦乃退。爾時兒子咸遊華胥，寂然闕然，深羨其無知，至寅而兒子及群婢始驚起，荆婦便督羣婢，檢窻戶簾壁，頗施防禦之術，榻口生亦巡視聽事，及書倉，而兒子輩喜與懼半，叫譁奔突，與吹萬之聲相和，予不堪其危聒，又復就枕，而了不克寐，至卯風力稍殺，予入睡鄉，僅轉瞬頃而寤，蓋以詰朝屬費庠課試之日，故心不獲安也，於是亟起更服而出，行察堂室及庭，屋瓦墮者無數，竹牆倒三分之二，書倉東南角崩圯八九尺，古處堂前梅樹，歲收實一斗者，根撥臥地，費庠中大木折倒者甚衆，但顧客歲經官修造，故學省官廬不至大破漏，抑亦

幸矣。

是夕數人相與冒雨，網魚于牛込揚場，會風勢愈迅猛，將取網而返，矯首望，適有物過空，形如一團黑雲，橫九尺計，縱則且三丈，遍體放光，閃爍如點花火，然而行殊舒遲，人皆惴慄不敢仰視，蓋龍也，又有一士人妻，啓戶見怪物飛過，惶駭而絕，頃之方蘇，問之而不答，以爲言之，尙覺毛髮森豎，故不敢道也，此必與網魚人所見同。

下谷廣小路有火過，遠地五尺計，而行極緩，風雨不能撲滅，諦觀之，止有光耀，而實非火，蓋龍行云。

小濱侯牛込別邸，步吏冒風雨，擊柝而行，仰瞰空中，有物黑而長，其行舒徐，而審此物所經歷，巨樹大廈，莫不摧碎，詰朝起視，海鰻在地無數，方知龍捲海水而上也，自他之地，亦有墮海鰻者。

是夕拔喬木，倒大屋無數，加侯邸中，園有巨松，大數十圍，中斷如刀截，其飛去數十步外，立于池心，他類此者非一，蓋龍掛流毒，非獨風雨爲也，但先是龍掛數有之，其勢固猛，而其流害之地，僅僅不能一里，今則西達遠江，東抵奧界，禍有深淺，而被患維一，果使龍爲之，則必數十百成群，一時騰起也。

前是一二日，不忍池中，白氣斜連，東叡山，其形穹隆如蝟蝟，衆皆悚觀，蓋龍將昇天，而氣先騰上也。

昌平學下番櫻井玖之助，所識二人，共漁于芝海上，歸途夜已半，爲旋風所斫，足，一人一足全也。

斷一人傷於股，然幸皆不死。

昌平學助教鈴木榮藏宅在牛込藁店，是夕風雨方甚，乘屋修補損壞，仰面正見有火，大如風爐子者先行，大如燈球者二從之，而橫度空中。

天將曙之際，風勢稍減，品川瀕海之民，起望海面，有火數萬點，上下於海，繽紛如織，竟不知其何怪。

有昇夫憩于東叡山下，以待人乘之，而風雨益暴，客絕不來，將返仰視，有火燃于山頭，火在森風駛雨中，而炎炎直上，騰衝雲霄，殆非人火也，昇夫大懼，疾走而去，不敢顧。

御小納戶某家僕六輩，皆甘瞑，不知風雨，有一人欬起，思施防禦之方，而燈已滅，無可如何，便先鑽燧點火，忽有一怪獸，從彼緊抱之，僕不能動搖，大叫求救，群僕共起打之，獸走匿床下，視之其狀類狐，迄明窮搜，了不知所在。

青山一士人家，風排戶而入，有一獸從之，馳突于室中，于時燈火已滅，其形不可詳認，且勢殊猛暴，人不敢嚮，鬚髯辨其大如貓，色純黑，俄頃踢破屋壁而逸。

十八日味爽，鐵炮洲細川采女正邸，有一怪獸死而墮在地，喙一尺計，身長與之同，毛純黑如漆，而四足純白似雪，目止一隻，且在喙下，其臭衝鼻不可當，采女正邸命掩埋之，邸南瀕海，蓋海中異獸，為海風所捲起，而上陸也，爾時兒曹喧傳，天狗子墮地，亦可笑。

新御番某家於本所，而采邑在城西，相距不遠，是夕某慮風雨異常，采邑田廬必為所毀損，命僕往視，許其天明然後發，僕急於赴命，亟冒風而出，達兩國橋，度未半，見一黑人，長丈餘，當

橋而立，僕見之駭怖而絕，明日有人過而見之，灌以還魂藥，方始甦，而說其所見。

侍醫中川常春院宅在番町，是夕疾風撼屋，外戶欲倒，常春院不遑召婢僕，自起遏戶，而不得止，戶忽為風所掀開，便見有一黑人，長十丈，手持隣家望火樓而去，予意此必龍為黑雲所纏，全身不可見，而其狀恍惚似類人，惶遽之際，遂錯認為人耳。

小石川御藥園傍近士人家，詰旦起視，有死人不，知何許人，墮在庭中，蓋為風所飄，由牆外而入內也，或曰水戶侯庭中，亦有如此者，竹腰山城守宅，為風雨所毀敗最甚，多死傷者，中有一婦人，併失其屍。

十八日之晨，牛天神祠樹有人懸焉，梯而取之以視，乃三年前遭所謂神匿，而未返者也。俗相謂人神匿之所為，忽然失其

或曰，守山侯邸樹梢有一婦人首，絀焉，而其軀則墮尾侯外山邸。

上野慈眼院僧，晨起見一大鳥止於庭樹，其大如鷺，其形異常，所未嘗睹，光彩璀璨，耀人目，少之飛去，或曰，此所謂金翅鳥者也。

先颶風數日，鮫津漁人，皆知其必有災變，不敢航海，故無一人溺沒者，詢其故，則曰，前是十日計，陰霖塊鬱，有風挾雨，而其風始於西，漸轉而北，極于南，竟不見晴兆，且海上連日腥穢之氣，撲鼻不可耐，凡若此者，必有暴風甚雨之異，故漁子皆畏慎，而不敢出也。

仁正寺侯邸，在阿玉池畔，邸中望火樓上鐘，為風所飄，半里許落于本鄉之地，以鐘之重大，而飛行半里，亦奇矣，他邸望火樓鐘，為風所吹墮者，凡七，或以為鐘首鑄龍，故龍好觸之，予未之信。

築地門跡堂，四面所垂燭籠，其一飄墜海中，燭籠以鐵爲之，鐵鎖係之，綦重決無截斷飛揚之慮，而一朝至此，且此夕南風，而燭籠乃逆風墮于海，皆理之不可曉者也。

間宮林藏曰：前于大風，地大抵常微動，而人莫之能知，試驗之喬木則可認，蓋喬木其根小動，至梢則稍甚，故可辨識矣。予因此言以考，先是民間傳傳，淺草觀音堂自震，晝則微動，夜則已甚，四簷鐸自相觸擊，堂下有物呻吟，堂傍華表自折，此乃堂太高，故可驗地之震，其所謂有物呻吟者，堂動之響耳，豈大風將起，地氣先已發世邪？

花川戶之北，有一民家，家惟翁媪二人，平素慎密篤行善，隣里愛重之，是夕風雨大至，翁媪驚起，支柱推戶，盡防禦之策，而風威如刀，從衆隙入，鼓動室中，翁媪度其不可遏，逃於隣人家，纔出戶回顧，則屋已壅粉矣，人以爲積善之報施。

西郭外一農人婦方娠，是夕夫適有所往，而狂風驟雨四至，惴畏無措，急走投隣人家，俄爾隣家崩隤，主人與妻兒疾走獲免，農婦以腹大行難，不得出，竟壓死，而已家晏然無恙，會津侯芝海別邸中，輿隸聚居一大屋中，是夕風力綦烈，屋欲倒，衆懼而走出，有一人不肯去，衆勸警數四，方始欲出，猶且更服著鞋，故自持重，倏爾屋倒而壓，身爲肉醬，自事後觀之，二人之死似咸自取，要之天實使之耳。

城北一士人，淫蕩無行，妻已先亡，有二子極幼，是夕士人以爲風雨若此，下網必大獲，便携網謝其隣里而出，既而風益烈，雨益猛，屋遂摧塌，壓二子奴，士人亦不歸，蓋溺死也，以爲行不善之報。

番町一士人家，是夕有怪獸落其庭，大纒如貓，而眼光爛爛，兩角鯨然。

高家戶田備後守別業，在深川瀕海之地，命人看守，是夕風捲洪濤而至，併家及人沒於海。

紀州老三浦氏邸在八町堀，邸有三層樓，爲風所掀翻，頃失所在。

或云，是夕參州起蛟，水大至，漂沒田廬，或曰，武州秩父之地亦然。林祭酒曰，一老人云，前于是惟明和九年壬辰，大風流害之甚，或可比今秋之災，其他未嘗見如斯其烈者，又曰，明和之季吾尙幼，竟不能記其詳，可惜，文化丙子之秋，大風，風帶海氣，以扇物，草木悉凋瘁，其害頗酷，然未至死傷人，較之今茲之交，曾不能半，予門下有一老人，行年七十有四，精神弗衰，予問以從前有如今秋之災與否，老人答曰，無之，豈其真無耶，將有之，而偶然遺忘耶？

或是夕有人仰望雲，見一物，其形類牛，色純黑，躡空而行。

此夜極明，人多誤以爲天已曙，予所識者，寅刻起而檢書，蠅頭字歷歷可辨，都下死于颶風者，不知其幾，或曰千餘人，或曰，請官檢屍者凡三百餘家，予謂，列侯邸有死者，恐其煩擾，不肯聞於官，故不可知，可知者市井中人耳，然則檢屍吏所莅三百餘家之言，與死者千餘人之說，大略相符，但予則謂未必如斯衆夥，往日尾侯邸門前遺火，數十百家一時灰燼，舉邸騷擾，因請蕩除門前市爲平原，以防延燒，官允之，移神樂坂買人于他方，徙尾邸門前賈區以實之，就中一家甫落成，稍爲輪奐，而遭罹颶風，立致摧碎，屋宅之綦，舊者因易壞，即其至新者亦難全，蓋基址柱壁未完堅，故也。

列侯之邸、莫不被災、而高取侯爲最甚、北面連屋一時崩摧、梁柱皆折、或曰、壓死七人、傷者無數、予所識者、質諸侯臣、則曰、惟有傷者、傷又不甚、無一死者、今般颶風自南、而垣屋北嚮者多壞、予始疑之、徐而得其解、蓋風在外尙可防、一入室中、則掀翻屋壁、無所施策、第宅大抵外完固而內楷惡、人方務緊閉窗戶、而風既從屋後入、諸邸北方多崩、固其當也、如予書倉、東南當風衝者正圯、蓋書倉四面牢固、風不能入、故不與第宅同、

今秋本所回向院有聖德太子啓龜、來拜者成市、既而有、大風之異、列侯以下第邸莫不摧圯、亟命修造、於是工匠八面應接無暇、價頃騰踊、大收贏利、官下令禁之、而不可止、工匠輩相與欣抃、以爲聖德太子之垂祐、亦矢人惟恐不傷人之類耳、

明治三十五年十一月再校

己丑記

瀧川某己丑記

昔魯ノ申須ハ彗星ヲ見テ天象ヲ察シ鄭ノ梓慎ハ融風ヲ聞テ火兆ヲ辨ス凡物ノ先祥ヲ知ル事鬼神ヲ除ノ外ハ只具眼ノ識者ナルヘシ爰ニ文政十二年己丑ノ春三月廿一日ノ朝ヨリ乾ノ風烈ク砂石地ヲ卷テ人馬路ニ迷ヒ黃塵天ヲ蔽テ白日光ヲ失フ其形勢ノ荒涼キ事殆冬ノ空ノ昏黒ニ薄ルカト怪マル斯ル時コソ防火ノ警備怠ルヘカラスト左右ヲ戒勅シ内外ニ心ヲ配ル折柄大番役平井彦右衛門二條ヘ起程トテ暇申ニ來リヌレハ姑迎接シテ茶話ニ及フ巳ノ剋過ル頃ト覺シク鼓樓ノ報最急ナリケレハ直ニ其坐ヲ辭謝シテ火裝ヲ著ル間モナク馬ニ打乗鼓節ト共ニ馳出ル八重洲河岸ヲ北ヘ和田倉御門ヲ左ニ見テ騎長岡島武左衛門ト鑣ヲ並ヘ火之遠近ヲ論シツ、一瞬ニ龍口ヘカ、ル火氣ノ方ヲ見渡セハ沼津邸舎ノ東隅ニ盛ナリサアラハトテ鞭ヲ揚テ神田橋ヲ馳出ル此日岡島纏番ナレハ大纏ハ徑ニ火元ヘ走セハヤト問フ余モサハ思ケレトモ一先筋違ヘ立サセ緩急ノ機ニ因テ采決スヘシト答ツ、驀直ニ筋違御門ニ著ス駿河臺ノ酒井主殿小川町ノ秋田中務何レモ過來テ土堤上ニアリ續テ飯田町ノ高井隼人御茶ノ水ノ土井珪之丞馳加ル兩子ハ今朝營中ニアリテ變ヲ聞ケレハ急キ百人番所ニ入テ衣裝ヲ改メ取物モ取敢ス爰ニ馳著ヌトイフ入手ノ牧伯悉ク隊伍ヲ整ヘ同ク御門ノ内上田ノ邸舎ヲ背ニ當テ森列ス其威嚴ノ壯ナル言モ更ナリ風ハ益猛ク火ハ益熾ナレハ東南次第ニ炎々ノ中トナリテ延燒ノ廣袤目モ及ハスソレカ中ニ人馬東西ヘ奔突シ老弱道途ニ蹂躪セラル、亂離ノ慘キ修羅ノ苦モカクヤト驚カル最初燄々ノ火ハ神田佐久間町一丁目ノ洋桐材木ノ置場ヨ

リ發リケルカ風火ノ習瞬息ノ際撲滅カタク忽御濠ヲ此方へ移リ柳原ノ土堤下佐野家ノ第宅ニ飛火ノ注進ト等ク數ヶ處ニ燒弘カリ東南ニ向テ燃行ニソ驚破靈岸島火道ナレハ御住居コソ御大事ナレイザ打越ント余カ一隊先登ニ進ミ續テ赤坂牧野順三郎溜池上田左太郎同ク鎧ヲ蹴立ツ、大軍ニ切入ル如クサシモ猛火ノ中ヲ凌キ凌キテ暫時ニ件ノ御門ニ至ル御住居火筋宜カラス早々人數ヲ繰込申へキ旨御傳役へ申入シメ床几ニカ、リ西北ヲ見ヤリカクテハ甚覺東ナシ若御住居ニ火カ、リナハ消防ノ手配リイカ、セン常ニ余カ組老練之輩ノ申セシ如ク斯ル絶地ニ臨テハ人數ノ退場ヲ失ハサル指引コソ專要ナレ若此所御大事ニ及ンニハ御門内ニ入タル者ハ囊ノ鼠ニ同シカルヘシト語合フ間モナク火鋒五口バカリニ分レハヤ八町堀マテ平押ニ燃來ル飛火消防ノ手當仕ラント再三御門内へ申入ケレトモ暫扣候へトノ事ナリケルカ忽佃島ニ烟立上ルスハヤ飛火ソトイフヤイナヤ一時ニ燒弘カリ滿島悉焦土トナル未ノ下剋ト覺シキ頃姫君ノ玉輿出サセ給ヒ參政増山河牧馳來テ守護シ奉リ急キ大城方へ赴セ給フ頓テ越前ノ大守モ立退セラル人數繰入ノ催促ヲ待カ子三組ノ者共一同ニ繰入速ニ消防ノ手配シケル時ニ東ノ方内長屋ニ火移ルト見エシカ直ニ御住居へ吹付四方八面皆炎火トナリ高堂大厦烟ノ中ニ立迷ヒ前後左右消防ノ術ヲ失ヒ空ク繰引ニ引者多シ言甲斐ナキ事ナリト御庭ノ方へ走回リコ、カシコ防セ人數ヲ馬見所ノ屋根ニ登セセメテ此一處ヲト防セケレトモ是又程ナク燒落ヌ御庭ニ積累タル資財ノ内綿ト紙トニ火移リ風ニ舞ヒ空ニ亂レ烟ト共ニ吹シク勢眼口モ開アヘヌハカリナルヲカシコヲ防ケコ、ヲ消セト氣ヲ奮ヒ聲ヲ勵シ鞭

モ折ヨト指揮スレトモ風ハ烈ク火ハ募リ燒崩ル、物音ニ言語更ニ辨難シ御庭ヲ見渡セハ今ヲ盛ノ櫻花風火ト共ニ散行中ニ馬見所ノ左右ニ咲亂タル八重櫻シハシカ程ニ墨染トナリケルコソ哀ナレ耶邊ニ御別亭ノ有ケルヲ是ナリトモト人數ヲ繰上ケ何レモ必至ニ動キケレハ僅ニ消防ノ微功ヲ奏シケル障子襖ノ類ヲ始メ海上ニ翻ル形狀千鳥鷗ノ飛カフカト怪マレ烟火頻ニ迫來リ滿身ノ飛炎拂肯ス前後ニ度ヲ失ヒハヤ死地ニ陥ヌト見エシ程ニ人々ワカレワカレトナリユキ辛クモ海岸ノ木戸口ニ臨メハ何處ノ者トハシラテトモ皆火ヲ避テ爰ニ集ル佃島ハ火トナリテ島人岸ニ狼狽騷キ七八艘ノカ、リ船次第ノ、ニ燒沈ム此方ノ屏ハ悉ク火トナリテ前後ノ猛火ニ包マレケレハ進退コ、ニ谷リヌ御住居ノ人々ニヤ有ケム何レモ海中へ飛入ツ、各舟ヲタトリ行ク死生モワカヌ有様ナリ折シモ引沙ナレハ七八十間干瀉トナル上田ト共ニ兩三輩ノ家僕ヲ具シ泥土ノ中ヲ掘厲ス牧野ハイカニト願ルニ早クモ小舟ニ打乗テ東ノ方へ漕出ル余ト上田モ主從舟ニ乗ケルニ何方ヨリ來リケン大勢咄ト乗移ル棹モ梶モナカリケレハ空ク中流ニ漂フ内ニ人々噪テアハヤ沈ムト聲々ニ呼ハル程ニ忽ニ三人乗タル一艘漕來ルヲ主從是ニ飛移ル見ル間ニ元ノ舟ハ覆リ人皆海底ノ藻屑トナル前車後車ノ習ナレハ餘事ノ事ニハアラシトソレヨリ大船へ漕寄セ船主ヲ憑ミ高脊ニ移リ初テ蘇息ノ思ヲナシヌサルニテモ家僕孫太夫ハ何方へカ行ケル入水ヤセシト案シ煩フ後ニ聞ケハ余ニツ、キテ乗移ラントセシニ踏外シテ水中ニ溺レケルカ天運ヲヤ得タリケン大船ノ鐵錨繩ニ執ツキ漕來ル小舟ニ飛移リ島ヲ指テ行シトイフ扱余カ乗タル大船ノ帆柱へ火移リテ燃出ル斯テ

ハ叶ハシトテ並ヘル大船へ余カ輩ヲ乗移ラシム三四間ノ棧梯ヲ走渡ル死ヲ去ル事一寸トイフヘシ此船ハ海神丸トテ主ハ伊豆ノ三崎須賀屋太郎兵衛トイフ最懇ニ接待シ余等カ心ヲ慰メケル故一時ハ心夷キヌ件ノ帆柱益燒募リ消ヘキヤウハナカリシニ頓テコレヲ卷倒シ小桶ヲ以テ海水ヲ濺キ甲斐々々シク物シケレハ其火稍滅テケリ舟子共ノ才力感賞スヘシ遙ノ向ニ小船一艘大船ノ碇繩ニ大勢縋リ舟ヲ火ニ吹放サレシトスル中ニ孫太夫ノ見エケレハ其由右左へ告知セ其嬉サイフヘカラス又下部ノ大水桶ヲ荷シ者モ風間ヲ伺ヒ同ク島ニ上陸ストイフカクスル中ニ又一艘ノ大船ニ火カ、リ余カ船ヨリ三四間ノ程ナレハ火炎烈ク吹迫リ人々膽ヲ喪ヒケル今ニモ此火移リナハ外ニ爲方ナカルヘシ如何ハセント周章ル處ニ舟子共聲々ニ命惜クハ此船ヲ片時モ早ク遠サクルコソ肝要ナレト呼ハルニソ家僕ニ命シテ刀引拔綱切放サセ舟子ノ詞ニ隨テ人々佛神ヲ念シツ、サシモノ大船衆力ヲ勦テ推退ル水ソコリタル汐路ナレハ縱令夏澆カ膂力アリトモナトカ容易ク動シ得ン稍三四間程モ相隔リ只風ヲ祈ルハカリナリ海上ヲ見遣レハ白浪天ヲ蹴テ江戸ヨリ房總ノ山ニ亘リ皆煙火ノ中トナル凡佃ノ西北ニカ、リシ船諸國ノ產物穀帛ヨリ炭薪ニ至ルマテ一圓ニ灰燼トナル其餘尙海面ニ浮ヘル大小ノ船數皆火ヲ避ル者ナルヘシ實ニ古ノ八島一谷モカクアラント想像ラル牧野ハイカ、シツ覽ト心ニ案シ居ル處ニ十六七ノ若士ノ船中ニ在ルヲ何人ソト問ヘハ牧野順三郎組與力何某カ悴ニテ候トイフ初靈岸島顛沛ノ際ニモ子ヲ思フ親ノ心余ニ付添奉レト父ハ慥ニ渠ニ命シ余モ又賴シ言アレハ艱苦ヲ凌キ爰マテ從來ル中ニモ頭ノ行衛親ノ安否ヲ憂ル體最殊勝

ニ感セラル倉卒ノ間トテ見忘レタルコソ古人ノ半面ニ恥ヘシ余ヲ始トシテ朝食ノマ、ナレハ皆飢ニ及ヒケルヲ船主勞ハリ船底へ誘ヒ有合フ食ヲ進メントス麥飯豆粥ノ昔ニ等ク厚意謝スルニ詞ナシサレト家僕等ニ先立テ食セン事本意ニアラスト上田ト共ニ相語ラヒ付添來リシ者共ニ食セシメ又覺束ナシト窓ヨリ江戸ノ方ヲ眺レハ燒落タル御住居ノ御庭ニ消防ノ殘卒尙踏留リ鬱攸ヲ犯シテ働クヲ見ル晚景風較烈ク四方八面ヨリ飛來ル火自佗ノ船ニ燃付ニソ其消防ニ暇ナシ余上田ニ向テ同ク消火役ヲ蒙リシ身ノカ、ル生死ノ境ニ臨ミ運命今ニ窮マラントス最初靈岸島ノ御住居ヲ枕トシテ潔ヨク燒死ナハ節義モ全カルヘキ組子ヲ捨テ爰マテ遁レ今徒ニ犬死セムコトノ口惜サヨ物部ノ死スヘキ時ニ死セサレハ死ニマサル恥アリトハ是等ノ類ヲヤ申ヘキト互ニ感慨ノ涙ヲ催フセリカ、ル處ニ何處ノ人ニヤ穉子ヲ抱キ夫婦小舟ニ棹サシテ大船ニ乗移ントセシ程ニ夫ハ先へ上リケルカ其舟披キテ妻子ハ海中へ落入一度ハ浮出ツレトモ遂ニ水底ニ失果ヌ溺死ノ數々余カ船端ニ流寄ル事目モ當ラレヌ次第ナリ忽一羽ノ鵜飛來リ水面ニ出沒シテ魚ヲアサルヲ見テ

羨マシ鵜ノ働ヤ水ノ中

昨日ハ羽澤石河カ家ニ在テ森々タル山丘ニ花下ノ宴ヲ催シ今日ハ佃島三崎ノ船ニ乗テ漫々タル風浪ニ火中ノ難ヲ凌ク人間苦樂定メナキ事夢ニ哭シ覺テ歌フノ類ナルヘシ墨筆取出シテ

火櫻ヤ昨日ハ夢カ山櫻

申ノ下剋ニ至リ火靜リ浪穩ニナリケレハ船主喜ヒ最早御心安カルヘシ小舟ニ載申テ送奉ルヘシトイフ余上田ト共ニ風浪イマダ覺東ナシ今暫待ヘシト答ケレハ夜ニ入候ハ、危ク候日ノ入ラサル前ニ御渡リ候ヘトイフ左アラハ靈岸島ノ御住居ヘ向テ舟ヲ出スヘシト命シケルニコハ仰ニ候ヘトモ逆風ニ彼方ヘ御向ヒ候ハン事甚難シ深川新地ノ方然ルヘク候ト異口同音ニ申ニ任セサラハトテ船中ニ勸請セシ住吉明神觀音大士ニ敬賽シ深川指テ漕出ス船主同船シテ懇ニ余カ輩ヲ護送シ程ナク新地ヘ著ニケル何レモ船主ヘ厚ク禮謝シ永代橋ヲ左ニ見テ大橋ヘカ、ル折シモ本所ノ同僚島津又吉郎ニ行逢ケル余カ輩ノ恙ナキヲ賀シ且牧野カ平安ヲ告ラル橋ノ上ヨリ眺レハ府内悉ク爐炭ノ如ク足ヲ容ヘキ地トテモナク躑躅々々テ行ク程ニ橋々燒落四面ノ餘炎道ヲ塞キ無數ノ屍行手ニ滿レハ何レノ町何レノ所トモ別クヘキ様ナク彼方ヘ回リ此方ヘ巡リ死出ノ旅モカクヤアラント迂曲ニ迷ヒツ、只大城ヲ指テ尋行ク御郭ハ恙ナキヤト人ニ問ヘハ已ニ烟トナリ候半ト答ルニソコハ如何セント胸轟キ脚ニ任テ急キケレハ常盤橋外ニ到ル初テ御郭ノ恙ナキヲ見定メ上田ニ別レテ八重洲河岸ノ官舎ニ皈リケル家僕等出迎滿堂歡喜ノ聲ト共ニ一飲一食萬歳ヲ頌祝ス牧野カ若者ニモ酒饌ヲ與ヘテ厚ク褒謝シ畢テ亥ノ剋過ル頃火イマダ盛ナレハ數寄屋橋ヘ詰替ノ注進ヲ聞モ果サス馬引寄テ彼處ニ到リ土井秋田ノ兩子ニ會シ余カ行衛ヲ訪クレシヲ展謝シ俱ニ火ノ消長ヲ評スル内ニ上田モ馳來テ列ヲナス御門外ノ市廊ヨリ積累タル家財ヲ推ワケ土堤ニ昇テ濱御殿ノ方ヲ屬目シ風並甚惡ケレハ土井長谷川ハ人數引具シ馳參ル自餘ノ三人打寄テ今日ノ情狀ヲ語合

フ終日ノ辛勞深察セリ三子ハ姑御引候ヘト秋田ノ詞ニ隨テ牧野上田ト諸共ニ人數ヲ勸ヒ馬ヲ回ス此時已ニ丑ノ刻ニ及フヘシ酣戰ニ疲レタル兵士ノ如ク頭巾腰刀ヲ脱間モナク委頓シテ臥タル中ニモ今日ノ危難ヲ思ツ、ケ味旦ニ達ルマテ眠モヤラス偏ニ佛神ノ擁護ソト肝膽ニ銘シテ有カタキ次第ナリ熟思メクラスニ去ヌル正月十一日豊後佐伯ノ兒玉カ書ニ余カ身ニ於テ一命ニモ係ルヘキ災厄アルヘシ只信心ニ因テ免ルヘシトノ神託ヲ告來リ又當月十六日翰苑林子ノ手簡ニモ此程西方ニ妖氛ノ現ル、ハマサシク火氣凝結ノ前兆ナルヘシトノ戒示ナリシカ果シテ此變異出來テ諺々出々ノ災厄ヲ免レ九死一生ノ天幸ヲ得タリシ事返々モ識者ノ先見鬼神ノ冥助畏ルヘク仰クヘシ抑防火ノ官守トテサスカニ掛シ武藏鎧遠ク丁酉ノ舊乘ヲ探リメクルモ迅キ車町近ク丙寅ノ遺轍ヲ踏事古人ノ所謂丙丁ノ起感今ニ始ヌ事ナレトモ聊其概略ヲ誌トメテ貽厥ノ一端トナサハヤト長キ春ノ夕ニ短キ筆ヲ染ヌ

雪堂ノ瀧川君ハ寛政ノ昔ヨリ辱ク下交ヲ蒙リシ余カ身ナレハ回祿ノ後道路ノ言ニ驚キ走テ其實否ヲ問フニ聞シニ勝ル事共ナリカ、ル一奇ヲ塗說トナシ空ク後世ニ傳サランハ藝苑ノ闕典ナレハ其手記ノ真ヲ采テコレカ爲ニ其萬分ヲ代撰ス只文字ノ華ヲ去テ事迹ノ實ヲ主トスルノミ覽者余カ拙陋ヲ厭ヒ併セテ此君ノ大節ヲ蔑視スル事ナクハ幸甚ナルヘシ

麻谷 老愚

明治三十五年十一月再校了

京都方廣寺三十三間堂通矢數

慶長十一年正月十八日	通矢五十壹本	石堂竹林子弟子	松平下野守殿內	淺岡平兵衛
同十二年	同百二十六	同家中	田角右衛門	
同十三年	同百五十九		筒井傳兵衛	
同十四年	同百七十	松平下野守殿內	鹽屋角左衛門	
同十五年	同百七十三	同家中	櫛田次左衛門	
同十六年	同百八十八	淺野紀伊守殿內	吉田五左衛門	
同十八年	同二百五	同家中	日置清順	
同年	同二百一十一	木下右衛門佐內	伴半右衛門	
元和四年	同二百二十	松平肥前守內	堀江助右衛門	
同年	同二百三十四	賀州	吉田大內藏	
同五年	同三百八十四		同 人	
同六年三月廿一日	同五百三十四	紀州	糟谷左近	
同七年四月十七日	同五百八十四	賀州	吉田大內藏	
同八年四月廿四日	同七百六十六		同 人	
同八年五月廿一日	同九百	賀州	矢島平左衛門	
同九年五月二日	同千三百三十三		吉田大內藏	

寶永四年四月廿七日	通矢千四百四十四	惣矢數二千二百五十六	齋藤勤兵衛
同五年三月廿三日	同千五百八十三	同二千五百九	紀州 糟谷左近
同五年三月廿四日	同千七百三十	同二千五百三十	落合孫九郎
同六年四月廿一日	同千七百四十一	同二千七百五十	賀州 吉田大內藏
同六年四月七日	同千七百四十六	同三千百十二	下村忠右衛門
同年四月十日	同千八百五十二	同三千三百十七	落合孫九郎
同年四月十四日	同千八百六十六	同四千四十四	松平主殿頭內
同年四月廿七日	同千九百二十	同四千六十	山田半內
同年五月六日	同二千五百十四	同四千五百六十八	糟谷左近
同八年三月廿八日	同二千二百七十一	同四千七百	賀州 吉田小左近
同八年三月廿九日	同二千七百八十四	同四千九百五十一	尾州 杉山三右衛門
同八年四月十四日	同二千八百三十五	同五千二百四十二	大橋長藏
同十一年四月廿一日	同三千百五十一	同五千三百二十	高山八右衛門
同十二年四月朔日	同三千四百七十五	同六千八十二	杉山三右衛門
同十四年三月十三日	同三千八百八十三	同六千二百八十五	吉井助平
同年三月十五日	同四千三百十三	同七千八百八十	長屋六左衛門
同年三月十八日	同五千四十四	同七千六百十一	杉山三右衛門

同年三月廿四日	同五千九百九十七	同七千六百廿六	高山八右衛門
同十六年四月十七日	同五千六百五十四	同八千八百	同人
同年四月十八日	同五千九百四十四	同九千八十	長屋六左衛門
同年五月十六日	同六千三百二十三	同九千六百五十三	同人
明曆二年閏四月廿一日	同六千三百四十二	同九千七百六十九	吉見臺右衛門
寛文二年四月廿八日	同六千六百六十六	同一萬百二十五	星野勘左衛門
同八年五月三日	同七千七十七	同九千四十二	葛西園右衛門
同九年五月二日	同八千		星野勘左衛門
貞享四年四月十六日	同八千三百三十三	同一萬三千五十三	和佐 大八郎

申六月反故の内より見出し寫置

前の弓の天下一の星野勘左衛門尾州士也成し爰に紀州の内和佐大八是を望み京の三十三間堂にて通矢の節星野勘左衛門も見物に出たり大八其頃の未十八九歳計にて角前髮成しか其生付甚大兵にして力人に越たり頓て通し初けるに其強盛なる様子との違ひ十分一も不通斯のことくして晝過迄矢數いかほとも不通自分も氣の毒におもひ一家一門も皆堅睡を吞て扣たり勘左衛門心におもふ様かゝるゆゑしき若者を何とぞして首尾好通させ一度天下を譲りいつにても取戻さん事の我手裏にありとさま／＼工夫を凝しけるか急度おもひ出し大八を呼て左の手を開せ小刀を抜て五つの指の内を悉くかき破り暫く血を留させ其後通させ

るに自是して仇矢なく通ける程に八千餘の通りにて終に天下一の弓に成にけり勘左衛門の覺の有事なれり取返さんとおもひし所に不幸にして病死しけることを残念なれ其後望む射手有といへども大八を射越ものなし

明治三十五年十一月再校了

山の上り... 勘左衛門の... 矢の... 通ける... 終に... 天下一の弓に成にけり... 覺の有事なれり... 取返さんとおもひし所に不幸にして病死しけることを残念なれ其後望む射手有といへども大八を射越ものなし

紫野澤庵和尚鎌倉之記

宮柱ふとしき立て、萬代に今を榮えん、鎌倉の里と聞えし、昔年三浦一黨、頼朝に思ひ付申て、北條より此里へ迎入奉りてより、威光めてたうして、天下を掌のうちに治め玉ひけるとかや、鳩の峰遠く鶴か岡に移ります、神かきも宮柱いやましに立添(國)萬代の祝(歌)成べし、本より神と佛の水波の隔、一體異名なれ、本地をあらはせ、西方の化主、日の本に跡をたれ玉ふ、神佛如(二)々なれ、瑞垣もへだてなく、神の宮寺に、東方の化主醫王善逝を安置し、夕曉の鐘の響、無常の夢をおとろかし、四方のかためとて、里の四隅に四ヶの律寺を創め、國泰民安の禱をつとめ、佛の威儀をあらはし、衆生を利益し玉ふ、我禪法流布の時やいたりけん、後鳥羽院の建久(仁)二年に、明庵榮西禪師大宋より歸り土御門の建仁に洛陽河東に禪寺を立、顯密を兼をかる、順徳院の建保三年に、鎌倉の實朝のとき壽福寺を立ちらる、是五山の其一也、惣して上をうやまひ下をめぐみ、現當をかねつとめられけれ共、夙因のつむ所やうすかりけん、現在の果報「家も」短くして、獅子身中の虫とかや、身の中にして身をやふる事と成、實朝はやく、公曉の爲にうしなはれ玉ひて、家たじろきぬれと、萬代のちかひ(里)に残りけん、後の九代鎌倉殿とかしづかれ、天下の一人の天下にあらず、道有て代をまつめ玉ふ人の天下なれ、家の平にかはれとも、洪基をひらき玉の源也、中垣の隔をいふ人の情なり、然るに此家も數代重ぬれ、上をうやまひ下をめぐむ心もうすらき、侈に家かたふきて、其后尊氏公天下の武將として、一統の代と成て、都に長男義詮「皇閣」(國)を守護し

玉へば關東を二男基氏に預け玉ひて、此里のこしなへに榮へけらし、前代の形見とて、世に残る物の神社佛閣なり、平時頼建長禪寺をほしむ、五山の第一也、大覺禪師を開山(祖)とす、此禪師の字の蘭溪、諱の道隆、大宋より、後嵯峨の寛元四年に來朝し給ふ、蜀の人なり、昔年千光國師榮西、建保(仁)年中に入滅し玉ふ、我世を去てのち三十三年に來朝の僧あるべし、我三十三年の拈香の師に請すべし、これを布施しまひらせよとて、藕糸の袈裟を殘されけり、年月移て、三十三年の忌を、筑前國羽堅聖福寺にしていとなみけるに、來朝の僧もなし、識識(識)もあらぬ成といひける所に、半濟計の時分、太宰府に唐船入りぬ、いかなる人や渡りけると尋けれ、大覺禪師この舟にて來朝なり、即拈香に請しける、拈香の語の建仁の録に見えたり、

蜀地雲高 扶桑水快 前身後身 兩彩一賽(と云云)

千光は扶桑の人なり、水快とい千光をいへり、大覺の蜀の産也、雲光(高)とい大覺自らいへり、自贊の語也、前身とい千光をいひ、後身とい大覺の自いへるなり、合て一人也、然り兩彩一賽といへる也、藕糸の袈裟、今に大覺禪師の塔西來院に在、千光國師三十三年に、大覺齡三十三年にして、寛元四年に來朝し給ふ、「昔」(其上)千光の遺言、大覺の來朝、千光の寂三十三年、大覺の年三十三年、誠に符を合るか如し、又本朝に三十三年有て、後宇多の弘安元年に、壽六十六にて入滅ありき、

瑞鹿山圓覺寺の時頼、弘長三年に薨玉ふ、その時大覺禪師、時頼遊山の次、禪師のいはく、こ

の地の叢林相應の所也、建立有へしと、時頼時節をかへすへからすとて、折節田をかへし居たる耕夫の鋤をとりて、時頼一下し玉ひ、又同大覺鋤を取て一下し玉ひ、其處に草をむすびとめ玉ふ、其後弘安元年に大覺も入滅有て、同五年癸丑の年に、時宗公立おさめらる、時に詮藏主英典座の兩僧を使として、大宋へ渡され住持を請せらる、其狀に曰、

時宗留意宗乘、積有年序、建營梵苑、安止緇流、但時宗每憶、樹有其根、水在其源、是以欲請宋朝名勝、助行此道、煩詮英二兄、大覺祖之弟子、莫憚鯨波險阻、誘引俊傑禪伯、飯來本國、爲望而已、不宣、

弘安元年戊寅(申)十二月廿三日

時宗和南

詮藏司(主)禪師 英典座禪師

兩僧是に依て宋に入、同二年の夏、佛光禪師請を受けて來朝し玉ふ、即圓覺寺の開山祖是也、圓滿常照國師と號す、諱の祖元字の子元、自無學と號せらる、第三龜谷山壽福寺の、實朝の時に建立し、時代も先なりけれども、十刹の位にてありし、のちに五山に任せられるゆゑに、鎌倉五山の第三に列なれり、千光國師開山祖たり、塔を逍遙院(庵)といふ、第四山淨智寺の、龜山院の文應元年に來朝ありし、經山無準の法嗣兀菴禪師開山祖たり、師檀の縁や淺かりけん、のち四年に時頼既薨し玉ふ、其のち禪師の志有て宋に歸り玉ふ、附法の弟子心翁禪師南淵宏海和尚、年若きを以て、大宋經山石溪和尚の法嗣佛源禪師大正念和尚に言を残し給ふ、故に心翁佛源兩師を開山に定置玉ふ、兀庵を開山とせざる事の故ありとぞ、第五山淨妙寺の、山を稻荷と

いふ、千光の法嗣退耕行勇禪師開山たり、塔を光明院といふ、此外十刹諸山の禪院、代々の新營數をあらざ、來朝の法(諸)師歸朝の列祖、皆此里に跡を残し玉ふ、其昔延曆の頃、和州大安寺行表和尚示寂、其先神秀派の禪師來朝有、即行表和尚大安寺に禪院を立、行表空海最澄等參禪有之、其禪の宗派斷絶す、南宗の禪日本に傳りてより、此里に誠に禪師(河)の源なり、おのれか十二世の先師圓通大應國師も、龜山院の文安三年の秋に飯朝有て、建長寺に住持し玉ふ、此間筑前の興徳寺全國横岳山崇福寺、京師の萬壽寺に住し玉ふ、相合て四會の縁有、後宇多院其道をたひ玉ひて、國師遷化の後、城西の安井に龍翔寺を創草し玉ひて、師の遺像を安置し、跡猶今に残れり、其外城南の薪の里妙勝寺、所々に跡を残し、終に建長寺に入滅を示し玉へり、天源庵といふあり、天筆を染玉ひて、塔の額を普光と賜はる、一度かしこに行て、一香を燒、報恩の志をとげ、其外諸祖の塔を燒香順禮せはやとて、寛永十年癸酉の仲冬の初に江府を出れり、旅よりたひに立、衣手さむき曉、左に江水漫々として白く、右に向への富士の根白し、まの、めも明行空に、村寺の鐘を聞て、

曉出江城對士峰 路邊水白照衰容 征人馬上知繼夢 道者緩敲村寺鐘

旅人の朝立て行馬のうへに見つゝや宿に残しつる夢

まださめぬ此世の夢に「ゆめの世を見ならはし共あらてはかなき」(夢をみていははかなる身の行衛かな)

旅衣かたしく袖に入る夢のふる里人のよるのこゝろ歟

旅枕こころかりぬの夢の夢の世を見ならはしともあらではかなき
明行ば海道をふるに、袖も引ちきらず上り下りの人、あるあらす打過く、行人へんじん、いつれか
世に残りと、まるへき、夢に逢ひ夢に別れわかいつをうつ、ぞや、行とまるへき終のやとりを知
る人や有、本覺の都とやらんも、名に聞つらん、覺束なし、

東往西還見幾人、人々相遇孰相親、親疎不問卓頭露、露脆風前夢裡身

いつくよりいつくに通ふ道なれば此世を旅の宿といふらん西行法師とかゝる事を聞ても身の
行衛思ふ人のまれなる、

とまる身も行も此世の旅ならいつのやとりを人にあらせよ

と口の内につふやきなから行に、かしの里のこなたより、左に付て行末こそ、金澤へ入道
なれといふ、その郷の名をとへり、かたひらの里と聞て、

地白なる霜のあしたに肌寒く夏を來てみむかたひらの里

と見付て、山路のうれたき心もやぶれぬ、魂傷山峽深愁巖崖寺古と杜士部か作けん詩を思
ひ出しぬ、又一坂をのほれの一木の松あり、おひのほりたる正木のかつらつらの、青つら
くる人もまれなるに、山男ひとり爪木取か、これにとへり、能化堂の松これ也といふに、立よ
りて金澤を見おろせり、詞もなく、實や此入海の古へより、唐土の西湖ともてなしけると
きくもいつはりならずし、迫門の明神とて入海にさし出たる山あり、古木くろみ麓に橋あり、

橋の下より鹽さしぬれり、はるか遠き山のおくまで湖水となり、鹽引ぬれり、水鳥も陸にまよ
ふにこそ、水陸の景色、氣もあした夕にかはり、金剛も筆に及はさりしと也、來て見る今の
冬枯の、野島か崎とをしふるの、秋の千草種の色もなし、水むすひつゝ、みどか、おりに
ふれてや名付けん、名の夏島になつともなし、島根に海士の小屋みえて、網をほしたる夕附日、
漁村のてらし是なり、そめてかはかぬ筆の跡、硯の海のうるひかや、雨に來てまし笠島の、人
の國なる瀟湘の、夜のこゝろもあられけり、目路遠けれと富士の根を、心によせてまたふら
ぬ、江天の雪と打なかむ、浪たちかへる市の聲、風まち出る沖つ舟、烟寺の鐘もひき來ぬ、
洞庭とても餘所ならず、月の秋こそあのはるれ、水の底なる影を見て、臂をやのぶる猿島さるの、
身のをろかなるなけき木より、おとしてけりな烏帽子島、蟹の子供のかり残す、沖のおち
めか鍵の音、あら磯浪に釘針うたせ、朝夕あはやさしぬらん、箱崎なりとをしふるの、松さ
へまけりあひにあふ、あるしの箱をおさめつゝ、西を守と聞つるに、東の海の底ふかき、神の
心ぞたうとかりける、

島くや幾浦かけて大和歌いかに詠め、ん三十一文字

かくて爰に目をくらしなんもいかならんとて、山を下り里に入ぬれば、朔日頃の山の端に、織
月かすかにして、鐘のひき海岸の底にこたへ、岡のやかたの浪にうつり、龍の都に入ぬるや
と覺つかなし、海士のいさをたどりに宿とひて、一夜をあかし、まづ寺に詣けるに、本堂一
宇わり、諸堂みな跡ばかり也、五重の塔も一重残りぬ、此金澤山稱名寺は、いつの年にか龜山

院の御願所と號せらる、此所は一切在家をましへす、今の在家の此當寺境内なり、殺生禁斷の浦なりし、漁村など、申もの一人もなし、時うつり國一度亂れ、寺廢亡して再ひいにしへにかへらず、庄園悉落て、武家押領の地と也、房跡の漁人の栖家となり、院の跡なく海士の小家敷をひ、當寺界外の下郎ともい、武家の手に付き、門外に有なから、都てかれら顔色を窺ふありさまおもひやるへし、佛前の燈もほそく、朝夕の煙もたえかち也と、老僧達三人かたられけるに、袖をうるはしつ、むかし船つかはして、一切經をも異國より取渡し、其外俗書外典とも、世にたぐひすくなき本とも、金澤文庫と書付あるい、當寺より紛失したるなりとかたなる、經藏もこほれぬれい、本堂に一切經をばこめおく也、寺の致境を見めぐらしぬれい、山かこみ古木をひへたつて、松杉の隙も秋よりけなる紅葉のはのめきて、青地なる錦をはりたらんい、かゝるへきかなといひあへり、

何とた、空に時雨のふりわけて染る楓に交る松杉

堂前の池に蓮のふる葉みたれ合、冬の水ひや、かに、伽藍の跡ともい野菜のうねとなり、一の室といへるい、萱か軒端かたふきて、めくりの房くもひゑわたりて、人の音なひもせず、おもへい却て寂寞無人聲の扉をどぢ、坐禪觀法の床をゑめたるに似たり、かく佛法零落の時節、いかなる人か世に出玉ひ、絶たるをつぎすたれたるを起し玉はんか、慈尊三會の曉をたのむばかりなり、世に生れて人のときめきさかへ、何事をなすも、こゝろにまかせ奉らずといふ事なく、いきおひなひきぬる事、幾世の因縁をつみてか、果報のかるゝ事にいいた

るへきぞや、只人と生るゝのみさへかたき事也、たとへい、天つそらより針をおろして、廣海原の底なる一票をさしてとらんとし、浮木をもとめる龜の如し、況やかゝるまれなる果報に生れあひて、三ッ葉四ッ葉の殿つくり、軒に軒をならへ、さき草のさきく、いやましに榮へん世と、濱の眞砂の數々かそへても、なをたえぬ祈い一つの世も、下より上をおしへなへて、うとからぬ心なからも、いにしへの跡を見れい、淺茅がつゆにやとる月い、よなく、かはらす、何事もむかしい蓬かをまに引かへたるを見る(思ふ)にも、残るゝ名也、宮寺などいいとなみし、かたはかりも世にとまりて、今の世までも、是れたれ様のはしめて草をむすひ置玉ふ、これい誰「か絶」(人の立)たるを重ねてとりおこし給て、今迄かくなんと、所の者の口に殘つたへ申を、其代の人の形見とを見る、是を思へい自の栖居い(元)かにもして、形見を神社佛閣に残さまほしき事なり、此世にいわたなからも残る名い朽すして傳へ、後の世い佛果の縁とならん、まかるを時の人いかゝる事を、かりそめにも聞てい、かた腹いたき事にいひなせとも、かしてき世々の君、いかばかり智慮有人も、信し來りたる道なれい、下りたる世の淺き智恵にてい、此法ををしりやふりかたし、やふるいやすく立るいかたし、やすきい道に遠し、道いいたりかたきものなり、百日かゝりていとなみし家も、破るい一日の中にあり、何事もかゝる理と思ふべき也、此寺に來て見しまする笠の軒も落、時雨も露もふりそふ有様ながら、晨鐘夕梵の聲のみ、かつくもたえぬはかりぞ、此法の今少し殘たるをるしとを聞し、

山言、金澤寺稱名 閻谷晨鐘夕梵聲 時去池蓮餘飯葉 院荒籬菊尙殘英

挾楓松竹留秋見 聆（於）雨芭蕉入夜鳴 尾上峰宇廊下海 登臨終日隔人情
池のほとりに一木の楓手ありいにしへ爲相卿

いかにして此一もとの時雨らん山にさきたつ庭の紅葉ば
とよみ給ひしより此木時雨にも染ぬとて「青葉の紅葉と習はすよし語り」むかしのぬしに手
向とて、

世々にふるその言のはのまくれより染ぬを色いふかきもみちば

二日めも爰をさりかたくて、かなたこなた見めぐりて、追門の明神へ詣けるに、千歳の古木
雲をしのき、回岩（四岸）宮をつゝみて、たか山（山）のいきほひ、實に巨靈神の手を延て、いつく
よりか此山をうつしけん、あやしき計なり、いかなる御神と尋ねければ、是れ三島の大
明神、本地の大通智勝佛、伊豆と御一体なりと、神職の答られける、

まふてつる昔を今に思ひ伊豆の三島も同じ神垣の内

法身妙應本無方 三島不阻一封疆 山色涵波顯垂跡 朝陽出海是和光

社のまへの、島をつき出して辨才天を勸請し、島への第一第二の橋あり、島のめぐり、古木浦
風になひき、よる波木末をあらふ、一根清浄なる時、六根ともに清し、我人のかうへに神やと
らさらめや、頼もしうを覺る、

波風も心もなきぬ大海をさなから神の廣前に見て

宿のあるし舟もよひして、自艦を、して汀を出るに、秋も過行、野島こゝなれば、

身のあきを思ひ合せて哀也野島の草の冬枯のいろ

夏島の名のみなり時の冬のなかば

三冬にもふるゑら雪のたまらぬこれ夏島の名にや消らん

笠島に来て

笠島や来てとふ里の夕時雨ぬれぬ宿かす人し有るとや

烏帽子島といへる、とはてもそれと知るへし、

朝夕に波よせ來ぬるゑはし島興（島）よりあらかさおもやこれ

箱崎といふあり

神の守る西と東の替れともこゝもあるしの箱崎の松

あくれの三日、鎌倉へおもむくに、一坂をすくれの里あり、ここなんむつらの浦かどへは、
それとたふ、海人の子どもの遊ぶを見て、

四ツ五ツむつらの浦の蟹の子のあそぶの汐の遠干瀉哉

あまのすみ家のあはれを見て、

浪あらすむつらの浦のあまの子やかこふとするもまいら也けり

山路十町はかり行て、山の高みをたゝちに切とほしたる道を入ぬれば、鎌倉山を見る、峰一
をひ下たり、是にならひて松の重み、是を誠の千とせの松、萬代の鶴岡と覺ふ、行手の右に芝生
のひろき所あり、是れ右大将の御殿の跡也とて、民今にたなもの（種物）をまかぬとなり、徳は

を尊き物のなし、大將偏に威有て徳ましまさすの、争か今の世までかくあらんや、桀紂の古の人主なれ共、威有て徳なけれの今の世の人を桀紂にたとふれいか、夷齊の古の餓夫なれ共、賢にして道をそんすれ、今の世の人を夷齊にたとふれ悦ふ、徳をいねかふへき事也と思ひつゝ、過行の、漸く日も山のはに入相はかりに鎌倉の里につく、爰を雪の下といふ折からあひにあふ宿り也、

冬ざれに宿といふれ折にあふ雪の下てふ名さへ怪しき

やどりの瑞垣ちかきところなり、くれ方より社頭にきやかなり、いかにと問へは、今日の霜月に入て卯日なり、神拜あるよし聞ゆ、幸也とて夜に入て社參す、拜殿に神樂始り、五人のおのこ八乙女、戸拍子の聲松にひきき、笛鼓の音肝にめいず、宮々の御燈のかけはのかにして、社參の人々の足音はかりの聞えて、其人のさたかに見えす、燈ちかくなれば、袖の行かひ色めくあり様、よるの神事は殊にすくれたるのなし、石のきさはし高くのほりて、本社に詣けれの、神主着座あり、伶人左右になみ居たり、御土器めぐりて、三獻過て樂初り、左座より伶人出て舞ふ、八音の響き内陣も感動し、鶴岡の松の風、千とせの聲をそへ、鎌倉山も萬歳とよはふ、神事終り宿に歸り、明けの四日なり、冬の日頼かたし、木枯の風やまきりけん、時雨の雲やきはひけん、先いさとはき方をきはめて、我指所の寺に行へをまめんとて、五山の寺々をいおくにひめをき、江の島にをもむく、道すから浦山かけてけしきも所々にかわり、目をこらす所多し、金銅の大佛新長谷寺をも、歸るさを心に契りてたゝちに行に、濱邊ちか

き山本の一村を坂の下といふ、名もくもりなく底すみたるに、星月夜の井にかけみれば、身のおとろへに、爰も老の坂上よと越行の、極樂寺といふ律寺あり、

たのしみをきはむる寺のうちとてもよのうきとやかかはらざるらん

といひつゝ門に入てみれ、極樂寺といふ名にも似ぬありさま、佛の臂をち、みくしかたぶき、堂のいらかやふれむなきたれ、みかくへき寺僧の力もなく、あしき繩もてまどひ立たるの、これや七寶正眞のまき柱ならん、極樂寺のかゝる零落を見て、地獄門のさかゆく事をらにあられたり、あかあれとさる人のいへるの、地獄極樂の境も、さまでとはしとも聞えず、方寸の胸の中一心の上より、みつからつくり出す事なれ、時の間に地獄も消て天堂と成へし、地獄天堂皆爲淨土ときく時の、此寺のめぐりにまけき梢をは、七元(重)の寶樹とも見、囀る鳥の聲々の、賓迦衆鳥の和雅とも聞、或の現大身満虛空中と聞時の、佛のまのあたりなり、億土も遠からず、去此(事)不遠ととけり、是に迷へる衆生に、かりの姿を方便して、己心の覺体を表すれ、實に利益無邊なり、誰も心をはふらすべからず、法の機によつて修すへし、

極樂寺前地獄門 人々具足業障根 野曉幾回(夏)春風艸 還死受生原上魂

濱邊の道もはるく、と行て、腰越にて舟をかり、島へわたり、つゝらおりなる坂をのほり、一坂くにて、海の面てを、木の間より見をろしたるけしきいふかたなし、丹青も筆及ひかたくと覺る、來て見る我も餘所のなかめとやならん、見盡瀟湘景、乗船入畫圖、ともかゝる事をやいひつらん、

詠めぬるわれをもこめてるのまを筆の跡にや人のとむへき
下從金際上登空 一島名高砂八東 驅景何知自成景 人乘舟入畫圖中
於同島和天祐和尚之韻

西湖易地是君山 江島眺望天水間 潮滿則舟潮落步 波心一路有人還
おのゝかへるき催して、島をはなれ、もと來し道に向ふ、流を片瀬川といふ、

思へとも思はぬ人のかたせ川わたらばすそやぬれ増りけん

星月夜の井を過るに、夕日もかたふけば、

雲晴て道の迷ひし星月夜かまくら山の名のみ也けり

新長谷寺に詣て

大和路やうつせの爰も初瀬寺尾上の鐘の餘所ならぬ聲

あま小ふね泊瀬とよみし實にこゝなるへし、海山かけてななめ、ひとかたならぬところなり、くれて雪の下のやどりにかへり、五山の様体ともところのものにとふ、建長寺圓覺寺のならひの山なり、淨知寺もむかふの山也、壽福寺淨妙寺の各別の所なりと、そこゝの道すからを委伺ひ、焼香順禮の爲なれり、香の資などとりまた、め、威儀をとのへ、先建長寺にむかふ、左の偏門に東海法窟と云額有、右の偏門に天下禪林と額あり、正門に巨福山といふ額あり、山門に西燭の筆にて、巨福山建長興國禪寺と二行に額あり、中央の爐の石也、閣の壞れて今いなし、仰て見れり、かりに板をしき、其上に觀音の像を安置す、たうち

に佛殿にむかふ、ゆくての右を嵩山といふ、古木雲をまのき、常盤の松に秋の色をましへ、折からの山のはいはいはんかたなし、開山塔西來院の此山陰也、惣門に嵩山といふ額あり、佛光禪師の筆也、方丈あり庫院あり、照堂に圓鑑と云額あり、圓鑑と打たる額に故有、開山隨身の鑑有、入滅のきわに、是を志深き隨時の僧に授給ふ、開山入滅の後、時頼師をまたひ給ひ、愁歎なめならず、或夜師夢に時頼にむかひて宣ふ、我が在世隨身の鑑を、まかゝの僧に授ぬ、我をまたふ心あらり、此鑑を見給へ、其鑑に我姿を殘す也とまめし給ふ、夜明て不思議の思ひをなし、まかゝの名付たる僧やあると尋給ひけれり、さ候と申、鑑や持たるととひ給へり、夢のうちに師のまめしに違はず、さらり其かゝみをとて取わけ、時頼常に此鑑を見給ひ師をまたひ給ふ、鑑の金をみかきたるに、觀音の像と見えたる金の紋あり、是を我姿を鑑にのこすと、師のまめし玉へり、實に師の大悲の示現有て、辟き佛の身をあらはし、世をすくひ給ふなるへし、時頼薨し給ひて後、開山塔に籠め給ふ、扱こそ圓鑑と額を書たると、寺僧語られし、鑑の体の爐形なるか、爐の丸みを鑑の面に見せて、みかきたる金の紋に大悲の姿はのかにあり、遠目に見ることく也、開山香拜をとげ、みつからの先師大應國師の塔天源庵に入ぬる、道すからよのつねならず、其むかし我山の開山祖朝參普請して、此道を行還り給ふ事、まらぬむかしを今見るやうに覺えてあはれ也、爰雲關の跡とて、石に切付たる柱の跡あり、遙過雲關無舊路と願せられし、我祖の句裏の雲關を過て、普光の塔に入、香をたれて慈顔を仰拜す、諸師の塔をものこらす順禮し、次の日の圓覺寺に入、開山佛光禪師

を拜するに、所からつねならず、仙境やかくあらんと覺ふ、塔様殊に勝たり、慈眼うるはしく、
 いける人にむかふことくも、いかなる屈強の人も涙をもよほすばかりなり、野鳥來て肩にな
 れ、白龍袈裟に現すと傳へしか、在世の有さまをうつし、倚子に白き鳩二とまり、袈裟に白
 龍をさざみたり、實や谷虚にして山おのつからこたへ、人無心にして物よく感す、芭蕉無耳
 雷を聞、磁石無心にして鐵をてんす、無心の力いくばくぞや、菩提心さへ胸に残らぬ、煩惱な
 るへし、まして煩惱を胸におかんや、煩惱即菩提といへるの、一坂越たらん人の眼よりいへ
 ること葉なり、己眼明らかならずして、達人の言葉をとりもち來て、我物となしていへる倫
 世におほし、玉のものと石なれ共、みかゝされぬ光なし、みかゝさる石をさして玉なりといは
 んや、玉といは、玉成へし、ひかりなく何れ玉のことくとせん、達人のいへる心の石皆玉
 也、などみかきて光をえさる、人皆ほたい也、修して何を菩提の光をはなさるとなり、又修
 もなく證もなしといへ共、修得證得の人の言葉也、祖師光徳に花實をなはりたりと、今の世
 にいあた花のみ咲て實なし、言葉をとるはかり也、甘といふ文字をなめたりとも、口のあま
 かるへからず、火と唱へたりとて口あつかるへからず、口のはどりにある佛法頼もしから
 す、何事をも腹にあちはへん人こそ床しけれ、佛光の塔を出て、第四淨智寺に入て見れぬ、三
 間四面の堂一字、ふるき佛を安置して、いつくを開山堂といふへきやうもなく、末流邊土の
 僧一人來りて、かつて茅屋ちいさくいとなみかたはらに有り、其次に又一僧一字をかまへて
 ゐたり、佛殿の本尊もやふれくつれて、こもといふ物にてつゝみてありしを、われらみつから

立負持來りて、膠付などして、わひつゝも立置ぬとかたりける、あさましき有さま也、天下の
 五嶽など、かくのごとくなり果ぬる事やあると、嘆息やみかたし、又次日の建長寺に入、佛國
 禪師を拜す、正統庵の夕に扉をも閉す、人住されば夜のけだもの、栖と成て見えたり、いか
 にしてかゝる「様に」故と問へぬ、所領庄園いさゝかもなけれぬ、兒孫末派のありなから
 も、我私の庵をさへ守りかねたる事なれぬ、本菴をいかにもまかたくと語る、常寂の塔も
 風扉をひらき、さし入もの夜半の月より外のあらし、禪師そのかみ、

月のさし水鶏の叩く槓の戸をわるし顔にてあくる山風

と詠し給ひけるの、今見れぬ道を識し給ふにこそとおほゆるさま、色とり繪かきたる棟
 うつはりを雨にくたし、現容よくにん事を思ひ、志をささみし尊像も、今の露零にうるほふ
 後門の方をみれぬ、から様にささみしたる曲る、くつれころびてあれども、たれおさむる人
 もなし、かやうにもすたれはつるやとなけく外なし、いさゝか香の資を奉りしも、たれにか
 くいふへき人もなし、門派の人をたつねて授て歸りし、禪居庵の大鑑禪師清拙(抑)和尚の塔
 也、香拜して歸りぬ、一老僧後に宿坊に尋られ、古今の物かたり共有りし、次の日の龜谷山壽福
 寺に入、逍遙院も今のなし、逍遙池のあやにくに、水かれて草青し、入定の石龜荆棘かこみ、
 藜藿さげさせり、方丈も今のなし、残りたる一院に、いさゝか開山塔をかまへて、香燈を備ふ、千
 光國師の尊像儼然たり、佛殿も亦かた計の体也、天地只一僧寂寞の扉をとちて音もせず、開
 山塔をの光明院ときけど、光りや地に落けんと思ふ計り也、爰を出てむかふの山に、報國寺

といふあり、惣門に漸入境塔(佳境)と云四字を題す、是より認入の、岩のめぐりたるかけに佛殿方丈あり、さはかりの跡なり、爰をも出て又むかふ谷に入ぬ、左に深き谷あり、覺園寺といふ律家あり、實に古跡也、尊氏將軍の再興し給ふより此かたの寺也、むねの札にたしかに見えたり、今の世の工の造りたるに違ひ見所多し、長老坊の造りなど、外にいまた見ぬさま也、月中行事の順簿有、叮嚀なり、むかしさて、今の定めて十か二三も勤めあらしとおもふ、八十の老僧一兩人、うち眠て壁に寄りかゝりたる有さま、いつくにたどへん閑(サレシ)さとも覺えず、いさゝかも世中をいゝらぬかほ也、心にまかせない、爰に留て生を送らまほしくを思ふ、捨ぬる身さへ心の儘にならぬ事也、人のおもふに違はぬ、此寺庄園も少しの残り、山林もあれども、人をかくより、境日々におとろへぬと見えたり、甲斐力の人有り、今少しの軒をもかゝけ、庭の木のはをもはらひつへうを覺えたる、いつくにも任(佳)にあたる人まれ也、境の人依てあらはるゝといふ事實なり、五山などの加様まで淺ましく成ぬる事、いつの時よりかと問へり、伊豆の早雲關八州を領せられければ、そこくの國郡を志る人達、みな北條に隨ふといふちきり計にて、國郡のむかしのことく預り居るなれり、八州の司(主計)といふはかりにて、ある所やせはかりけん、事たらされば、力もいらすして、落しやすき寺社の領地を皆おとして、我臺(ワテ)をにきはされてより、かくのことく成ぬとなり、五山などいふ地をけつりて、わたすへきもいかゝとて、僧一二人朝け夕けをさゝけよとて、十貫つゝ、殘し置て皆おとされ、建長圓覺の所ひろきとて、百貫殘されし、今もせめてむかしの地ならり、物の數にも事たる

へきに、ある所も此世にかはりぬれり、もゝといふ名計にて、庫院のけふりも、賑ひうすきなと語るに付ても思ふ人の、世によき名をこそ殘さまほしき事なれ、早雲かゝる事をし置て、寺社皆はて我家さらり、千代萬代も榮へば、其家に善人生れ合て、悪しき道をよきにあらためない、先祖の名も重てあかりなん、家はやく果ぬれり、あしき名のあしき儘にて、世に殘れるり、殘多き事なり、家をい萬歳千秋と祈るへき事也、一度悪き事有とも、あらためてよきにかへせり、惡敷時の名かくれて、よき名を殘すいめてたし、我身に事たらぬからに、外をむさほり、寺社をつひやす、われこそ心有て付けづとも、人のつけたるをおとすい重罪也、され共無道なからも、なへて世の人の心也、事たらぬより心の外の事もあるへし、あまる財あらり、外にはどこして、一い菩提の爲、一に名を後代に殘す、外の徳何かあらん、此頃神社佛閣修造の御沙汰有と聞にこそ、御家も久しく傳はり、御名もよろつ代迄と知らるれ、世の安からん事を、上をねはすより下迄、人のいきほひかはりて、目出たうと見えける、此山陰の僧徒まで、未たのもしき哉といひあへり、

龜か江のやつと聞て
くちぬ名の跡のかはらし己か身のふる萬代の龜か江のやつ

爰の梅か谷といへり

昔誰が軒はに咲し梅がやつ忘れぬ宿の香に匂ふらん

梅谷梅開憶昔年 昔年榮達盡黃泉 紫羅帳程珊瑚枕 會宿此花誰作眠

あふきか谷に折居て見れり、扇子かたにはりたる石の井あり、名水といへども、夏とてもむすひつべらも覺えず、山のかたにもみち色よく満て、つまくれなひのあふきか谷とを見し、夕顔のあろきあふきの谷なれやつまこがしたる山の紅葉は花の谷にて

さをな昔さきけん春の花の谷跡の名迄も猶匂ふ哉

いにしへ阿佛此里にくたり、月影の谷にかりのやとりして居玉ふ跡と聞て、

其身こそ露ときへてもなき玉や今もすむらん月影の谷

かくて爲相もくたり給ひて、もろどもにこゝにてなく成給ひぬとか、爲相の石塔とて、慈恩寺の上の山にあり、名の手向に、

石の碑のたか後の世のためすけと問ふこそくちぬ其名成けれ

谷くを見めくるに、爰のたれそれかし、かしの其なにかしとかや、古き跡とも限もなし、

建久封疆多變寺 寺終廢壞又平蕪 千旋萬化不留跡 昔日英雄骨亦無

九代のあといふを見て、

見てぞけふおもひあはする麻いなく心の儘のあとの蓬生

新勅撰に入とやらん歌に、

世の中にあさの跡なく成にけり心の儘の蓬生のみして

とあるを今思ひ出てなり、又

麻いなく蓬とよみし言のはや我世の後をかねて言けん

同じき歌のこゝろはへなり、あれなる岡へこそ、文學(覺)上人の遺跡なれど、あんない頼

し人の申せり、よそなから見て、

かくといかで住世に思ひ岡部なる一村薄哀れとを見る

有文學遺跡 唯不見其人 遮眼霜餘草 斷根水上蘋 懷今復懷古 觀世更觀身(知)

四百年前事 于時感慨新

幾度もとて、又々八幡宮にまふて、

十かへりの梢をならす風の音に聲を合する鶴か岡の松

吹千年縁(縁)鶴岡松 永翼蔽源家後蹤 禱則感應如在扣 神宮寺裏一聲鐘

入巨福山建長寺、拜開山大覺禪師於西來院、

經日照于東方八千土云々、 嵩仰得力西來意 下載清風月一痕

不見從前大覺尊

拜瑞鹿山圓覺寺佛光禪師、 展虛空手禮三拜 宇宙摸身老鉅禪

圓覺伽藍包大千 大千日月道中旋

入龜谷山壽福寺、拜千光國師於逍遙院、

照暗千光本一光 逍遙大宋止扶桑 請看黑漆崑崙耳 敬爲祖師燒作香

金峰山淨智寺開山塔

門庭不設(移)祖師禪 淨智莊嚴松竹旋 見磨我宗直建立 草深一丈法堂前
拜稻荷山淨妙寺開山塔曰光明院行勇禪師

月沈野水光明院 峰披青雲祖塔婆 當昔決龍蛇陣所 看來今日一僧伽
拜報國寺開山佛乘禪師題門曰漸入佳境

認題門空字入佳境 枯木圍岩裹古鐘 想見祖師行道日 其聲今開意中鐘

拜佛國禪師之塔先問塔主山風暗答常寂塔者無香灯之備雖法門之正統菴欠提綱之任
否空房而老鼠白日行野狐入夜宿禪扉不閉風霜飽侵慈影顏吁時乎命乎聞昔年之盛事
見今日之頽廢感慨非一卒賦俚語云

土曠人稀一塔荒 禪扉不鎖飽風霜 可憐此法今墜地 佛國光輝有若亡
拜大鑑禪師清拙和尚於建長寺禪居菴

盤結乾坤作草廬 大唐日本一禪居 出無門矣入無戶 塔樣直看先切初
覺園律寺尊氏將軍再興有棟銘

覺園律寺日苔生 木葉鳴風布薩聲 八十五僧不言戒 唯依床壁睡為榮

明治三十五年十一月以版本一校了

肥後國五箇庄覺書

肥後國八代郡五ヶ庄以前御巡見之節書付差出候由にて村方に有之候舊記之寫

松平主殿守御預所

久連子村東西壹里半餘
南北一里半餘

一高一石七斗六升三合五夕

一居村より

東球麻御預内江代村境峯分

西同領宮箇村境川分

一居村より

南同領入鴨村境峰分

北五ヶ庄椎原村境谷分

一居村より

五ヶ庄椎原村迄道法二里程

肥後國八代郡梯迫村之内板木村迄三里程

同國益城郡小川町上十一里程

同國熊本迄拾八里程

同國八代迄十五里程

同國川尻迄十六里程

同國天草迄富岡へ三十七里程

肥前國島原へ三十里程

肥後國八代郡

椎原村東西一里拾丁餘
南北二里餘

一高七斗一升三合

一居村より

東五ヶ庄榎木村境峰分

西肥後國八代郡梯迫村境川分

一居村より

南五ヶ庄久連子村境谷分

北同仁田屋村之内境川分

一居村より

五ヶ庄榎木村迄道法四里程

肥後國八代郡梯迫村之内岩奥迄四里

同國熊本迄十七里

同國川尻迄十五里

同國小川町迄十里

同國天草郡富岡迄三十六里

肥前國島原迄二十九里

一高九斗四升七合

一居村より

東日向國那須椎葉山山境峰分

西五ヶ庄椎原村之内境峰分

一居村より

戊之方同仁田屋村之内に境谷分

北同葉木村之内に境谷分

一居村より

五ヶ庄葉木村迄道法二里程

肥後國益津郡早楠村迄六里程

一居村より

同國熊本迄十四里程

同國八代迄十六里程

一居村より

同國川尻迄十三里程

同國益津郡小川町迄十二里程

一居村より

同國天草郡富岡迄三十八里程

肥前國島原迄三十一里餘

一高四斗三升九合五夕

一居村より

肥後國八代郡

一居村より

東南五ヶ庄榎木村之内境谷分

葉木村東西二里程
南北三里程

一居村より

北肥後御領境峰分

西同仁田屋村之内境川分

一居村より

五ヶ庄仁田屋村迄道法一里程

肥後國益津郡早楠村江四里程

一居村より

同國熊本迄十二里餘

同國八代迄十三里餘

一居村より

同國川尻迄十二里餘

同國小川町迄十四里程

一高六斗四合

同國天草郡富岡迄三十五里餘

肥前國島原迄二十八里餘

一高六斗四合

同國天草郡富岡迄三十五里餘

仁田尾村東西一里半程
南北三里程

一居村より

東北五ヶ庄葉木村境川分

午之方同榎木村之内境川分

一居村より

申之方同椎原村之内境川分

酉戌之方肥後國八代郡梯迫村之内境川分

一居村より

亥之方同國益津郡早楠村迄道法五里程

同國熊本迄十三里程

一居村より

肥後國益津郡早楠村迄道法五里程

同國梯迫村之内桑村迄三里程

一居村より

同國八代迄十三里程

同國小川尻迄十三里程

一居村より

同國小川町迄十里程

肥前國島原迄二十八里程

一居村より

同國天草郡富岡迄三十五里程

肥前國島原迄二十八里程

一居村より

一高四石四斗六升七合

一是ハ先五家庄之儀菅家平家兩家に而數代當所居住仕候處に中古肥後國阿蘇宮大宮司殿肥後豐後兩國大半御領地之節彼御支配所に相成所々に庄園を知行仕居候處に阿蘇家衰微就亂世暫時何之支配も無御座候然處慶長十五年頃肥後國大守加藤主計頭清正公より被召出先祖委細に被聞召上先銘々持掛り山知行無相違之旨被仰付候然處清正公無程御逝去に而御嫡肥後守忠廣公よりも同前に被仰出候然處に忠廣公御國替に而細川越中守忠興公熊本へ御入城之節右之段委細申上候處別而此節より御懇意被仰付夫より越中守綱利公迄四代清正公より六代彼御支配に而五人之地頭と被仰付仕にも御同座へ被召出又ハ御自筆之御紙面も被下程之儀御座候處聊之譯に付彼御支配被差除貞享二丑年より天草御代官服部六左衛門様御支配に相成候節より大庄屋段格に而庄屋に被成下御運上銀額踏等も此節よ

り始而被仰付尤村役人之儀ハ苗字大小ハ前格之通御免被仰付候上願踏ハ其節御斷可申上處其儀無御座其後今井九右衛門様御支配之節右御斷申上候處御沙汰に及可被下との御事に御座候節御役替に付其沙汰無御座其後山木與左衛門様竹村惣左衛門様小野朝之丞様竹村太郎左衛門様室七郎左衛門様迄御代官六代享保五年迄御支配請申候右ハ松平主殿頭御預所肥後國八代郡五ヶ庄以前巡見之節書付差出由に而村方に有之候舊記之寫書面之通御座候

松平主殿頭家來

子三月

川口長兵衛

御勘定所

明治三十五年十一月再校了

伊豆七島調書

伊豆國附

○大島東西二里半程 江戶より海上 南北五里程 三十六里程

一家數四百七拾軒男八百九十二人 女九百二十七人

外に流人男七人 馬百疋

三原大明神

神主 藤井内藏助

豆州下田海善寺末淨土宗 潮音寺

寺三ヶ寺

同綱代修善院末 禪宗 金光寺

同下田本覺寺末 法花宗 海中寺

一此島御年貢金四拾壹兩永二百拾七文宛年々定納仕候

一爲御救米一ヶ年二拾石五斗八升三合宛被下置候

一御園米無御座候

一此島田方無之畑方有之麥粟稗芋を作り夫を食に仕候

一此島にハ稼ハ男ハ薪を伐筈を織江戸へ積出し漁事多き節ハ鱈鯉を取干物鱈節にいたし江戸へ積出し渡世仕候

一女ハ冬より春迄海苔を取又漁事手傳いたし渡世仕候

一流人渡世之儀ハ親類より見繼無之者ハ百姓之手傳致渡世仕候

○新島東四三十町程 江戶より海上 南北三里程 四十六里程
 一家數三百七拾二軒男四百七十五人 女九百三十八人
 外に流人男四十八人 女壹人 牛三十疋

三島大明神
 寺一ヶ所

神主 前田長門
 下總國正中山法花寺末法花宗

三松山長榮寺

一此島御年貢金拾六兩三分永貳百卅三文宛年々定納仕候
 一爲御救米一ヶ年米貳拾三石四斗五合宛被下置候
 一御圍米無御座候

一此島稼に男の薪を取江戸へ積出し鯨鯨鮭を取干物鯨節に致江戸へ出し夫を食に代替渡世仕候

一女の冬春の海苔を取其外漁事手傳致渡世仕候

一廻船拾三艘 漁船四十艘御座候

一流人渡世之儀の親類より見繼無之者の百姓手傳致渡世仕候

○利島 一里四方 江戶より海上 四十八里程

一家數九拾八軒男四百四十二人 女二百卅一人 牛なし

外に貳軒流人男二人
 寺貳ヶ所

豆州下田本覺寺末法花宗 長久寺

甲州身延山久遠寺末同宗 海岸寺

一御年貢金拾八兩三分永五十五文宛年々定納仕候

一爲御救米一ヶ年拾石一斗一升宛被下置候

一御圍米無御座候

一此島田方畑方少々宛有之麥粟稗大豆小麥芋大根菜其外胡麻芥子多葉粉等作り申候

一麻少々宛作り申候

一此島水不自由にて纔之清水二ヶ所有之候得共引足り不申候に付雨降候節の辻々溜置天水を遣ひ申候

一此島稼に男の畑作之間の薪を伐江戸へ積出し夏の鯨を釣渡世仕女の蠶を飼其外芋野老草木の葉取渡世仕候

一廻船二艘 漁船四艘御座候

一流人渡世之儀の親類見繼無之者の百姓之手傳致渡世仕候

○神津島 東四一里南 江戶より海上 北一里半程 五拾六里程

一家數百四十五軒男二百五十九人 女二百九十一人

外に流人男七人野牛有數 不相知

正一位定大明神

寺一ヶ所

豆州下田海善寺末淨土宗 本々、 濤間寺

一御年貢金七兩二分永二文つゝ毎年定納仕候
一爲御救米一ヶ年五石六斗六升二合つゝ被下置候
一御圍米無御座候

一此島田方無之畑方少々有之粟稗胡麻多葉粉等作り申候其外椎の實本々のたみの實薯蕷野老葛あした草を取夫を食の足糧に仕候

一此島稼にの男の薪を伐江戸へいたし夏秋の鯉鮭を釣冬に海苔を取江戸へ出し渡世仕其外海鹿は、等取夫食足糧に仕女の蠶飼葛野老あした草取渡世仕候

一廻船二艘 漁船二十四艘御座候

一流人渡世之儀の親類見繼無之者の百姓手傳致渡世仕候

○三宅島 東西二里程 江戶より海上 南北三里程 五十九里程

一家數二百二十七軒人數 男四百三十五人 女五百九人 野牛有數不知

富賀三島大明神

神主 壬生甲斐

下田海善寺末

淨土宗

大林寺

豆州新島長榮寺末

法花宗

善陽寺

當島大林寺末

妙樂寺

同

海藏寺

同

圓德寺

寺六々所

同

普西寺

一御年貢金拾六兩一分宛年々定納仕候

一御救米無御座候

一御圍米無御座候

一此島田方無之畑方計有之麥粟稗大豆小豆芋大根蕪等少々宛多葉粉少々作り其外のたみの實山の芋葛野老あした草取食に足糧に仕候此島稼にの男の薪を取江戸へ積出し夏秋鯉を釣冬春の海苔を取其外海鹿は、びろめを取渡世仕候女の蠶を飼葛野老薯蕷椎の實あした草取渡世仕候

一此島の椎木の澤山にて椎實なり候節に江戸へ出し夫食に代替申候

一廻船五艘 漁船二十艘御座候

○御藏島 東西廿五町程 江戶より海上 南北壹里程 六十四里程

一家數三十一軒人數 男五十四人 女六十八人 牛馬なし

外に流人男五人

富賀大明神 鎌取大明神 御筈大明神

神主 加藤藏人

寺一ヶ所

豆州三宅島大林寺末

淨土宗 萬藏寺

一御年貢金壹兩永百拾八文つゝ年々定納仕候

一爲御救米一ヶ年米七斗宛被下置候

一御圍米無御座候
 一此島田方無之畑少々有之麥粟稗大豆大根蕪少々作り其外葛野老薯蕷あした草等取夫食足
 糧に仕候
 一此島稼に男の薪を取江戸へ積出し夏秋の鯉を釣其外かさこ鮫等を取渡世仕候女の蠶を
 少々飼葛野老取渡世仕候
 一廻船壹艘 漁船貳艘御座候
 一流人渡世之儀親類より見繼無之者の百姓之手傳致渡世仕候
 ○八丈島 東西五里程 江戶より海上 凡二百里程 南北七里程
 一家數六百拾五軒人數 男二千三百八十七人 女二千四百七十五人 牛八百二拾九疋
 外に拾軒浮田流人 男三十六人 女三十三人
 又二拾五軒流人 男七十一人 女五人 島出生分悴十三人 娘九人
 正一位寶明神 神主 貞山遠江
 正一姥婆明神 豆州下田海善寺末淨土宗 宗福寺
 御用船二艘 但し 長十三間壹尺五寸 深サ六尺一寸 横三間二尺二寸 船頭水主共拾人乘 御船頭 山下與惣兵衛
 右同斷 服部源藏

一御年貢紬五百四十七反毎年定納仕候
 一右御用船江戸出帆之節船中爲用米壹艘へ米八十石宛相渡用米相残り候得者島着之上惣百
 姓へ割賦仕右代り織物にて翌年返納仕候
 一鍋釜大小四百二十三隔年に御買上にて被下置候惣百姓割賦仕代り織物にて翌年返納仕候
 一此島田方少く何れも山田澤間の田にて霧深く實入不宜惣て水拂底之場所故早損年々有之
 候畑方も多分切替畑にて土地惡敷年々不作仕候作物之儀の麥粟稗胡麻芋あゑた草作り夫
 食に仕候其外蕪大根茄子大豆小豆少宛作り申候
 一此島稼に男の農業之間漁事仕鯨鯨ふたひさゝ魚海老かさこ鮫等を取鯨多き節の鹽辛に
 致し置平生夫食に入申候海藻之内海苔はゞ芋とこゝろてん草の類を取其外葛野老薯蕷柑子
 あさみ屋々菜虎杖椎の實を取渡世仕候女の御用織物蠶を飼糸拵織立一式并賣物紬すゝし
 等織出渡世仕候染方の男計にて染申候
 一漁船拾五艘御座候
 八丈島 小島 青ヶ島 御圍穀 米九十九石六斗七升一合 麥百三十四石二斗五升
 右者享保六夫食種物代金五百兩拜借被仰付候處七十兩の享保十三申年御用船破損之節米麥
 流失之分山田治右衛門伺之上被仰付殘金四百三十五兩之儀の齋藤喜六郎伺之上享保十九年
 寅年より元文五申年迄七ヶ年賦返納被仰付寅巳二ヶ年作方損毛に付年延卯辰午未申酉戌迄
 七ヶ年金六十一兩一分永百七十八文六分つゝ取立右上納金を以其年に米麥差出右之内卯年

分穀物の御用船破損仕海中より取揚候米麥御拂代金十七兩一分永九十六文八分に相成殘金四十四兩永八十一文七分の并損に被仰付候に付右六ヶ年返納金并御拂代金を以調遣候米百四十三石九斗一升麥百八十九石七斗六升五合有之島御圍に申付候處延享四年の諸作損毛不漁相續島中夫食に差詰り右の圍米寬延元年辰夏迄不殘拜借仕候得共其節又候損毛にて別段之夫食いたし拜借被仰付候

右御圍米麥代金三百八十五兩三分永百六十四文三分返納之儀寬延二巳年私支配に被仰付吟味仕候處巳亥まで七ヶ年賦一ヶ年に金五十五兩永百三十一文二分つゝ返納尤前々之通返納金を以米麥相調島御圍穀無之候ての外島と違渡海無之遠島ことに再圍と夫食に難儀仕候間伺之上御下知相濟巳未迄三ヶ年分調遣候米麥當時圍穀書面之通に御座候

○八丈枝島

小島一里程四方江戸より海上凡二百里程

一家數五十二軒人數男百七十七人 女百八十二人 牛馬なし

外に流人三人

正一位八郎大明神

寺無御座候八丈島兩寺旦那に御座候

一此島御年貢紬五十七反毎年定納仕候

神主 菊池壹岐

一圍米無之尤急難之節の八丈島御圍穀貸渡申候

一此島田方無之畑計有之麥粟稗芋あした草大豆小豆大根菜作り夫食に仕候

一此島男の畑作之間の漁事仕其外山海之稼を致女の蠶を飼御用織物并賣紬すし等八丈に同じ織出し渡世仕候

一漁船六艘御座候一艘の中船 五艘の小船

一流人渡世之儀の親類より見繼無之者の百姓之手傳致渡世仕候

八丈島附

○青ヶ島東西二十四町程 江戶より海上 南北壹里程 二百三十里程

一家數四十六軒人數男百三十四人 女百廿七人 牛二十一疋

びうき明神 一社

寺壹ヶ寺

神主 兵庫 豆州下田海善寺末淨土宗 清受寺

一御年貢紬三十壹疋毎年定納仕候

一御圍米無之急難之節の八丈島御圍米貸し渡申候

一此島田方無之畑計有之粟稗芋あした草大根蕪作り夫食に仕候

一此島稼の畑作之間の漁事仕海上之稼をいたし女の蠶飼糸綿八丈島へ渡し御年貢物糸綿等積入渡海仕候

一漁船三艘御座候

一流人渡世之儀の親類より見繼無之者の百姓手傳致し申候

合七島外に二島八丈枝島 伊豆國附

右島々百姓流人家數人別并稼様子大概書面之通に御座候八丈島之儀の御用船貳艘共に壹ヶ年一度宛之外渡海無御座候外島六島の江戸へ折々廻船往來仕候右之内大島新島の毎月廻船往來仕候に付島柄大概に御座候外島の何れも困窮に御座候以上

寶曆三年酉十二月

明治三十五年十一月再校了

松前若狹守江被仰渡候御書付

松前若狹守

蝦夷地之儀は古來より其方家にて進退いたし來候へ共異國に接し候島々萬端之手當難整様子に付先達而東蝦夷上ヶ地被仰出從公儀御處置被仰付候西蝦夷之儀も非常之備等其方手限難行届段申立外國之境不容易事に被思召候間此度松前西蝦夷一圓被召上候依之其方は者新規九千石被下候場所之儀者追而可相達候
右於波之間伊豆守殿御申渡御老中御列座
一御禮席之儀は是迄之通

松前若狹守

今度異國境御取締被仰付候に付東奥蝦夷地之内島々迄當分御用地に被仰付候間其趣可被存候尤右土地よりは是迄年々其方收納之儀者御用地中從公儀御取替金御下け可被成候右之御用の書院番頭松平信濃守御勘定奉行石川左近將監御目付羽太庄左衛門御使番大河内善兵衛御勘定吟味役三橋藤右衛門右五人之面々出立被仰出右土地之蝦夷人教育之儀を始交易之趣彼等萬端差引進退可仕旨被仰出候間是又被得其意右之差圖に任せ候様可致候委細之儀の掛之面々より可申談候旨相達候條得其意可申談候

二月十六日

蝦夷地御用被仰付候面々の御書付

今度異國境御取締被仰付候に付東與蝦夷地之内島々迄當分御用地に相成其方右御用被仰付候是迄松前若狹守右之土地より年々收納之分從公儀若狹守右相渡候様被成下候に付右場所に而萬端其方共さし圖に任せ候様若狹守右申渡候間被得其意猶土地之様子も追々申談候上見分有之蝦夷人教育之儀を始風俗相替候儀并交易之趣法迄存寄に任せ一躰開國之御趣意を合服從致候儀第一に可被心得候右御用之儀の深き御趣意に而被仰出候儀有之御國境之事にも候得者其心得を以銘々粉骨を盡此度之御趣意不違様進退差引精勤可被致候尤不得止事儀の不及窺取計可被申候御入用向之儀の不少分外も可有之儀之間追々可相伺候

松平信濃守 石川左近將監 羽太庄左衛門

大河内吉兵衛 三橋藤右衛門

右正月七日被仰出候

松伊豆守殿御書取 茲ぞ地御用の趣意被仰渡候寫秘書

今度蝦夷地御用之御趣意は彼島未開地に有之夷人共衣食住の三ツも不相整人倫之道も辨ざる不便の次第に付此度御役人被遣御徳化を及し教育をたれ漸々日本風俗に歸し厚く服従いたし萬々一外國より懐け候事など有之候共心底動かさる様存込せ候儀御趣意之第一に候得共ふかれとも只今俄に事を弛め或ハ猥に物を與へ急速に服從を取候様に而者往々

際限も無之却而永續もいたし間敷候間先當時之處は土地に仕馴し交易の業を以夷人とも潤ひ候様可致候此交易之儀是迄之通町人とも計に而者彼是不正之趣も有之やと相聞え候間此度者御直捌に相成夫々御役人交易場に罷在取揃候筈候扱此御仕法御救ひの故とは申なから猥に弛め候而は不宜候間交易之極めハやはり是迄之姿に居置升目秤目等不足に無之并惡敷品等不相渡聊以不正之筋無之様精々吟味致し夷とも相歡ハ稼方出情いたし候様可取計候右躰交易方正しく相成候に付而は追々出荷物等も相増可申候得共今度之御趣意會以御益を謀り候儀にて者無之候間其所に目をつけす只々夷人とも潤候儀專要之目當に致し取計可申候

一 往々者耕作之道を教へ穀食を以命をつなき候事を覺させ漸々本邦之風儀に教育可致事但耕作之道未整之内とても成へき丈連々に肉食に遠さかり穀食を仕習ひ候様教へ置穀食は肉食よりハ尊きものと申譯を能々得道可爲致置候左候得者追日農事を施し候節格別進み方宜敷成功抄行可申候此段兼而相合可取扱候

一 此度之御趣意難有段銘々に説聞せ可申は勿論に候得とも必其言を實と違さる様可取扱儀第一に候渠等者邊鄙之夷狄にて其性却而誠實に可有之候間聊たりとも偽を施し本邦は無實の國風之様に存込候得は先入主と成候而以之外服從之妨に相成候此所專要に心かけ實意を以示し可申候

一 夷人共人足其外に遣ひ候節賃米之儀別紙定之通遠近に隨ひ少しも無間違相渡聊も疑惑を

生し不申候様可取扱候尤其内にも働格別之者は賃米之外も少々つゝも品物なりとも指遣候歟又は酒飯を給させ候様其時宜によりて取計ひ功を賞し可遣候乍去姑息に流れ不申様勘辨致し己々が働きの甲乙によつて御恩澤厚薄有之譯を能々知らしめ銘々其職に進み稼方出情致候様可取計候事

一夷人とも日本詞遣ひ候事制禁之由に候得共此度御用地の内は其禁を相止専ら和語を遣ひ候様申教へ往々和人に變化致候様教育可致事

但此方之人蝦夷詞遣ひ候儀決而不致ひたすら夷人に和語を遣はせ候を專一に可心掛候

一夷人とも追々御徳化に感し御主法に馴れ和人の風俗に相成度と望の者も有之候ハ、月代も致させ日本の服をも與へ猶其者稼方に出精いたし餘人をも勵し候様の者共に候ハ、夫々日本風之家作をも拵へ遣し外々之物迄も追々見習ひ風俗を替候様可取計事

かならず氣情に拘り成就致間敷候渠等か方より相望候時節を待て可取計候女之風俗坏改め候儀尙更之事に候

一上を崇め候儀者不及申親に孝し兄に弟し親族にむつましく朋友に信を盡し候道とも追々にさとらせ且いろは文字并數の文字坏連々に教へ往々文算之開候様可心掛事

一彼地の習にて有徳なる物は妻を大勢持貧しきものは無妻にて暮し候由に付おのつから出生も少く土地に合候而者人別不足之儀と被存候此儀も純一にいたし度ものに候得共急に

金を下し候ハ、其氣情に拘り可申候往々人倫の道をも辨へ又々男女とも獨身のもの無之
子孫多く生し候様致度事に候急に其行ひかたき筋に候得共兼而其趣を含取扱可有之事
一夷人とも病氣のもの有之候ハ、品に寄臥具等も與へ藥用其外可成丈手當いたし死者多く
無之様取計可遣事

右之外此ヶ條に洩候儀者其場所に請取之面々器量次第十分之力を盡し一躰開國の御趣意を
基本にいたし専ら教育可被致候何方なりとも教育服從之整ひ候方其場所預り之面々手柄に
候條相互に勵み合粉骨を盡さるへき事に候

未二月

寛政十一未年五月書寫

右壹卷屋代弘賢翁の輪地叢書本を以て謄寫し一校了

明治三十五年十一月

近藤圭造

江戸人口小記

享保より天保迄子午改

江戸府内人別書抜

御府内人別

享保六丑年改(諸國人數調の初年) 一五十萬千三百九十四人
 同十一午年改 一四十七萬千九百八十八人
 同十七子年改 一五十三萬三千五百十八人
 元文三年年改 一四十五萬三千五百九十四人
 延享元子年改 一四十六萬百六十四人
 寛延三年年改 一五十萬九千七百八十八人
 寶曆六子年改 一五十萬五千八百五十八人
 同十二年改 一五十萬千八百八十八人
 明和五子年改 一五十萬八千四百六十七人
 安永三年年改 一四十八萬二千七百四十七人
 同九子年改 一四十八萬九千七百八十七人
 天明六年年改 一四十五萬七千八十三人
 寛政四子年改 一四十八萬千六百六十九人

同十年年改

文化元子年改

同七午年改

同十三子年改

文政五年年改

同十一子年改

天保五年年改

右者御城下豊島荏原葛飾三郡町奉行支配場町人寺社門前町々共地借店借召仕當歳迄の人数
 尤他支配之町人能役者并町宅にても武家々來之分の右員數之外に候也

正徳より弘化迄 江戸町數人口戸數

正徳三年癸巳改

一江戸町九百三十三 内六百七十四町奉行支配 二百五十九御代官支配

享保七年壬寅三月改

一町數千六百七十二町 一家數十二萬八千五百七十五軒

一人數五十二萬六千二百一十一人 内男二十二萬五千七百人 女三十萬五千一百一十一人

外に 沙門三萬六千九十六人 修驗者六千十五人 社人九百三十八人 盲人千人

享保八年癸卯五月改

一町數千六百七十二町 一戸數十二萬八千五百五十五軒
一人口五十二萬六千三百十七人 内男三十萬五百十人 女二十二萬五千八百七人
享保九年甲辰七月改

一町數千六百七十二町 一人數五十三萬七千五百三十一人

外に沙門二萬三百九十人 修驗者四千二百七十五人 北丘尼五千八百三十六人

社人九百三人 大神樂荒神拂神子共六千七百二十三人

新吉原八千六百七十九人 内男二千九百十八人 女千八百五十四人 遊女小女共三千九百七人

享保十年乙巳九月改

一町數千六百七十二町 一戸數欠

一人口五十三萬七千五百三十一人 内男卅二萬二千四百廿三人 女廿一萬五千八百八人

享保十一年丙午改 一人口四十七萬九千九百八十八人

享保十六辛亥年江戸人數改

一町數千六百七十二町 但表通家持十二萬八千六百軒

一人數五十二萬五千七百七人 内男三十萬五百十人 女二十二萬五千九百九十人

外に 出家二萬六千五百五人 山伏三千七十五人 禰宜九百人

新吉原 内男二千九百六十二人 女八千九百九十八人

享保十七年壬子改 一人口五十三萬三千五百十八人

元文二年丁巳江戸町人數改

一町數千六百七十二町 但表通家持十二萬八千五百七十軒

一人別五十二萬六千二百二十二人 内男三十萬五千五百二十二人 女二十二萬五千七百七人

外に出家三萬六千九百九十五人 山伏六百七十五人 禰宜九百三人 盲人千十人

元文三年戊午改 一人口四十五萬三千五百九十四人

寛保三年癸亥改

一町數千六百十八町 一家數十二萬八千五百七十五軒

一人數五十一萬五千二百二十二人(寛延奇談二人を一人とす)

内男三十萬十三人(同三人を二人とす) 女二十一萬五千九百九人

外に沙門三萬六千六百九十五人(以下寛延奇談載せず) 修驗四千二百七十七人

尼五千八百三十一人 大神樂以下六千七百二十三人 盲人千二百八十九人

新吉原八千六百七十九人

延享元年甲子改

一人口四十六萬百六十四人

延享三年丙寅四月改

一人口五十四萬四千二百七十九人

一本に江戸町奉行支配場地借店借召仕共五十四萬四千二百七十二人に作る
寛延三年庚午十二月改

一人口五十萬九千七百八人

寶曆六年丙子改

一人口五十萬五千八百五十八人

寶曆十二年壬午改

一人口五十萬五千八百五十八人

明和五年戊午改

一人口五十萬八千四百六十七人

安永三年甲午改

一人口四十八萬二千七百四十七人

天保十二年辛丑五月改

(以下天保五年迄の調へ殆ど前文同様ゆゑ畧す)

一人口五十六萬三千六百八十九人

天保十三年壬寅改

内男三十萬六千四百五十一人 女二十五萬七千二百三十八人

一組々番外共惣町數千六百七十五町

天保十四年癸卯改

一町數千七百十九町

弘化二年乙巳五月改

一人口五十五萬七千六百九十八人

内男二十九萬三千三百九十一人 女二十六萬四千三百七人

附言江戸町數戸數人口享保十六年及び元文二年のもの勘定所より得たり其餘の好事家の記録より取たる也併せて年次を以て之を列記す故に書式一ならず精粗同しからずといへども享保以來調査の大様の如し

一町奉行支配場の町人寺社門前町々共地主地借店借召仕當歳までの人數を擧たる事

一他支配の町人を除きたる事

一能役者を除きたる事

一武家及武家々來を除きたる事

一僧尼修驗者社人盲人巫祝の類及び新吉原遊廓を員外に置たる事

右數條に注意し首尾通覽せし槩略を案するに足らん

海運の事昔川村瑞軒に命じて其事業整頓す大坂並諸國より年々都下に入る諸物品夥多なり今享保年間其海舶の數と物品の大數を調査せしものあり左記の如し

江戸入津海舶及物品

享保十一年年諸國より江戸へ入津せし船數合せて七千四百二十四艘此内武家荷物問屋

に預らざる物の其員數知へからず

米	八十六萬千八百九十三俵	味噌	二千八百二十八樽
酒	七十九萬五千八百五十六樽	薪	千八百二十萬九千六百八十七束
炭	八十萬九千七百九十俵	水油	九萬八百一十一樽
魚油	五萬五百一樽	醬油	十三萬二千八百二十九樽
木綿	三萬六千三百三十五箇	鹽	百六十七萬八百八十俵
錢	壹萬九千四百七箇	一箇十五貫文入	
船問屋といふ者	此頃百六十三軒也		

此員數の町奉行に書上る例年之記中にあり午年の別而諸式入津之員減少なりしといふ

戊辰の變大に都下の人口を減す其際や兵馬の間何人能く其分散の數を盡さんや余目算して考ふるものあり其數大抵左のことし

徳川氏の家臣故國を逐はれ駿遠三に到りしもの戸數大凡一萬四千家一家五口と算すれば七萬人列藩の邸内に居住せしもの其國に就く惣員知るへからずといへども大抵二萬家と爲せし十萬口都下商民横濱に移りし者五六千家人口二三萬人是れ實際に當りて目算せし處なり

明治三十五年十一月再校了

戊戌夢物語

冬の夜の深ゆくまゝに人語も漸に聞え履の聲も稀に響きつま戸にあたるかせの音凄しくいともものすこきにものおもふ身のことさらにも眠もやらて獨机に靠て燈を掲げ書を讀けるに夜いたうふけぬれいつしか目も疲れ氣も倦て夢となく現となく恍惚たるをりふしあるかたへ招かれいと廣き座敷にいたりけれの碩學鴻儒とおほしき人々數十人集會しいろくものかたりし侍りけるそのうちに甲の人乙の人にむかひて言けるの近來めつらしきうはさを聞きイキリス國のモリソンといふもの首となりて船を仕出し日本漂流人七箇を乗せ江戸近海に船をよせこれを餌として交易を願ふよし和蘭陀人申いてしとなん抑イキリスといふ邦のいかなる國に候哉乙の人答けるのイキリスとまうす州の和蘭陀の北にあたり候島に候和蘭陀の王都アムステルダムと申所より海上凡百十八里ばかりに隔つ順風の時の一日一夜くらゐにも船通用いたす所にて國の大さの日本程も是あるよしにて候へとも寒國ゆゑか人の數の日本よりの寡く總括して人口一千七百七十萬六千人と申候國人敏捷にて諸事に勉強して倦怠せず好て文學を勤め工技を研究し武術を練磨し民を富し國を強くするを先務と仕候て濱海淺灘暗礁はく外寇難入候につき近ころ歐邏巴大亂の時に當りてもイキリスの孤立して國民干戈の災を免れ申候國都ロンドンと申ところの至て繁昌の地にて街房美麗人戸稠密にて人口百萬人許もをり候よし海運都合宜き所にして専ら諸國に交易を致し諸國に航海仕り不毛を開き人民を蕃殖し夷人を教導して是を服従仕候よし此節にいたり候ての外國領分

の人数の七千四百二十萬人と申候左候へは本國の四倍にもいたり申候其國々の名の一は北亞墨利加と唱候て南亞墨利加の西側に御座候二つに西印度と名け候て南アメリカと北アメリカの間の島にこれあり候三は亞弗利加洲の内にて天竺の南西にあたる所に候四は新和蘭陀と申て日本の極南に當る所に候内を領しまうし候五は南亞墨利加と申候てフランシイ國名並にカルホルニア邊にて日本の東にあたる所に御座候六は天竺のうちモゴルなど唱候國の内にて雲南暹羅にて天竺の地に御座候七は東天竺と申候て日本近海の南洋諸島無人島近所より南の島に御坐候以上國々をこれ諸役人ともを差むけ支配仕らせ候ゆゑそのものも乗候船の軍艦にて一艘に石火矢四五十つも備候ものをつくりさし遣候由に御座候其船かす二萬五千八百六十艘と申候其船に乗候上役人都合十七萬八千六百二十人下役人四十萬六千人水主崑崙奴奴等とりあつめ總括百萬人はとこれあるへく誠にもつて廣大のことに相きこえ申候右故自然に航海の術ならひに水軍のことの外熟煉仕り候外國出帆の所次第に廣大に相なり交易の道も漸に旺盛に相なり凡五大洲中頭落字あるへし原本のまゝにこれなき様にあひなり候につき諸國のものともこれを恐れ羨み申候よしに御座候支那にも前々より交易仕候に付廣東の側に地所を給り商館を營み右へ總督並諸下役人さし出しをき年々南海諸島ならひに亞墨利加の産物を聚め數十艘に積籠み廣東へ輸送し専ら茶と交易仕り本國へ贈り候ことに御座候まかるところイキリス雲南暹羅邊に領分所有之支那の屬國に界を接し候につき邊民ならひに擾亂仕界を越え互に鬭争接戦仕り候こと時々これあり候ゆゑ支那人イキ

リスを疎み申し候加るにホルトカル即日本の南蠻和蘭人等も廣東へ同様交易仕候につきイキリスの交易さかんに相なり候へは自然おのづか自己の衰微にも相なり候ゆゑいろく諛言を構へ種々誹謗仕候に付元よりホルトガル蘭の清朝革命の比大功もこれありそれく廣く地面を給はらばかならず親愛を受候もの儀に付右諛言を信しなをイキリスの忌みはかられ交易もの揃かたよろしからず既に乾隆年末に貸のみ日々まさり多く相なり交易かた立ゆき申さるやうにいたり候これにより本國にてもいろく評議致し以來廣東交易休み候かたまかるへく抹申候説もこれあり候所近來イキリスにて茶ことのはか流行仕人々あひもちひ候に付支那交易あひ休み候へは右缺乏いたし人々めいわくに相なり候且又イキリス領南海諸國天竺及亞墨利加邊茶多くこれあり候へとも其品支那にいはるかに劣りよろしからず其うへ一旦に右間に合候はと澤山にいとでも産し申さす候ことに付交易相休候こともあひなりかたく仍てなをまた評議致候所右交易かたとり揃はさるの儀は廣東下役人の所爲にて全く支那帝の意にいてたるにこれなき様考られ候に付そのころ嘉慶帝誕生これあり候へは右誕生を賀し貢物を北京へ呈し候を名として使節をつかはし直に帝へ懇訴仕候かた可然と申ことに一決仕候て本國より人物を擇みホルトマアルラチイと申ものその撰にあたり正使に仕天文地理醫術物産の支那に未熟のよしにつき右に熟煉上達仕候もの撰み同船仕らせ右に關係仕候書籍の勿論諸器物等にいたるまで一切相整其外支那通譯のものまでも相撰み正副使の船各一艘兵糧船案内船都合四艘にて本國より乗出しその序日本朝鮮

へも交を結ひたき國王の書簡相添つかはし候よし相聞申候右にて廣東交易のやうすよろしく相なり候近來にての廣東にこれある西洋諸國の商館中イキリス館尤巨大に相聞申候甲の人問曰モリソンと申もの名のきこえ候ものに御座候哉承たく候乙の人曰隨分承及候者に御座候右の元來イキリスにて碩學宏才の者につき彼邦學校の教授に撰まれ俸祿五六千石に當り候ほどに御座候このものイキリスの支那に嫌忌卑蔑せられ候を歎き右の全く言語文字通用し申さるゆゑの儀とをんし右相通し候やう仕たく存慮にて二十餘年前より廣東へ態々まかり越え遊學つかまつりすてに五車韻瑞などもイキリス語に翻譯いたし開版仕り漢學出精しかなり文章も書るほどに相なり近年にてのよほど高名にまかりなり候官位も進み職重く用ひられ廣東交易吏の總督とかに相なり南海中の諸軍艦一切支配仕候よしに付少くも水軍二三萬位の撫育仕候やう相聞申候左候への此方の四五萬石の大名くらゐことにこれあるへくやと存し候甲の人又曰元來漂流人の儀の喎蘭人に詮し送りつかはし候やう仰わたされをき候ことにてイキリスも和蘭陀隣國の儀につき右も心得をり申へく已に先年備前の回船イキリス領の天竺島へ漂着致し候所イキリス人これを和蘭陀へ渡し送りつかはし候ことこれあり候ゑかる所此度わさく自國の船に乘且又右漂流人を送りつかはし候まで候への船頭になにもものにてゑかるへき處右やう高官重職のモリソンと申もの頭取仕り候て送來候こと一向合點ゆき申さす候御高見も候は、御腹臆なく御はなしきかせ被下度候乙の人曰何さまこれにいふかき子細もこれあるへく候但しイキリス人に面會うけ給り申さぬこと

に候への其事情確知しかた候へとも先愚見を以て臆截仕候にこれまで數十年所々より頻に日本へ交易を願たき趣相聞せめての海上通船のみきり薪水缺乏の節の右のみも願たて種々工夫仕候よしに候得とももとより言語文字も通し不申かたより申あけ候ことも相なり申さすかつ御宥免もこれなく只イキリスと呼候への海賊とのみおほしめされ御取あひこれなく右の船國根へちかより候への有無の御沙汰にをよはれす鐵炮又の火炮にて御うちはらひに成候凡世界中かくのことく御取り扱これなき方に候いつれこれの蘭人利己のため申あけ候てイキリスの海賊とのみ讒奏仕候ゆゑの儀と奉存候て此度漢文會得仕候ものに命しまかりいて立せ候て右の趣巨細に訴訟申あけ候ことく奉存候また直に罷出候ても御とり合もこれなく候へは漂流人を送來候を名目に仕候儀に察しられ候また前以て蘭人へ傳言仕候趣にて考候所ちかきうち江戸近海へ船を寄せ候もの乃モリソン船との儀を知らせ申あけ候て凡うちはらゐも免れたく存慮の外他事なきやうに奉存候又長崎へまかりこえすすくに江戸近海へ船をよせ候儀の右申あけ候乾隆帝の末年貢船のみきりも貢物ことのはか手重にて廣東より陸地運送相なりかたく仍て北京近海に船を寄せたきた願候て廣東の諸役人を避け直にその下役人の悪行等穩訴仕候こと、一般の心くみにて長崎にまかり在候蘭人の邪魔ならひに讒奏を避候存慮と考られ候甲の人又曰當御代の最初より蠻國交易の和蘭陀のみにて他の御免これなく鎮國の御政道につきとも御免の儀のおもひもよらす兎角ちかつき候ての面倒に候間打拂候こと御定これあり候への此度も御打拂にこれあるへくと存候右に候は